第3部 資 料

# 1 環境に係る県民・事業者への支援制度

# (1) 省工ネ施設設備等導入支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課 (室)名	所管課(室) 電話番号
中小企業 等省工ネ設 備導入支 援補助事 業	県内に事業所を 有する中小企業 者、小規模企業 者、個人事業主 等	省エネ効果が期待できる、既存設備の更新や機器の導入 経費の一部を補助。	株式会社 アーストーン コンサルティ ング	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.earth- tone.jp/energysave/ (第2部第4章第3節6(2)に関 連記事)	環境保 全課	092(643) 3356
環境保全 施設等整備資金融資	中小企業者又は 中小企業団体	次世代自動車の購入・最新規制適合車への買い替え、公害防止施設及び環境保全施設等の整備等に要する資金の融資。	循環型社会 推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/kankyou -yushi.html	循環型 社会推 進課	092(643) 3372
リサイクル 施設整備 費補助事 業	県内に事業所を 置く事業者又は 県内に事業所を 設置しようとする 事業者	産業廃棄物の減量化や資源 の有効利用を図るため循環型 社会の形成に寄与する効果が 大きいと認められる産業廃棄 物のリサイクル施設の整備に 要する経費の一部を補助。		詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/shisetu.h tml	循環型 社会推 進課	同上
エネルギー対策特別融資	県内に事業所を 有する中小企業 者	省エネルギー対策、再生可能 エネルギー設備・コージェネ レーションの導入、水素ステー ションその他の次世代自動車 用燃料供給設備整備等を促 進するための低利融資。	総合政策課 エネルギー政 策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/yuushi01 .html (第2部第4章第3節1(3)に関連記事)	総合政 策課 エネル ギー政策 室	092(643) 3148
福岡県再 生可能エネ ルギー導入 支援アドバ イザー派遣 事業	県内に事業所を 有する民間事業 者、自治会、NP O法人等	県内の民間事業者等に対し、 専門的な知識や豊富な経験を 有する「再生可能エネルギー 導入支援アドバイザー」を派遣 し、課題解決を図ることにより 再生可能エネルギーの導入等 を支援。	総合政策課 エネルギー政 策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.f-energy.jp/ adviser/ (第2部第4章第3節1(2)に関 連記事)	総合政 策課 エネル ギー政策 室	092(643) 3228
地球温暖 化対策施 設整備事 業	病院、診療所の 開設者	温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対する補助。	医療指導課		医療指導課	092(643) 3273
活力ある高 収益型園 芸産地育 成事業	営農集団、認定 農業者等	省力栽培温室の内張りカーテン、循環扇などの省エネ設備の整備に対する補助。	各市町村		園芸振興課	092(643) 3488
環境保全 型農業直 接支払交 付金	農業者の組織す る団体等	化学肥料・化学合成農薬の5 割低減の取組と合わせて行う 地球温暖化防止や生物多様 性保全等に効果の高い営農 活動を支援。	各市町村		食の安 全・地産 地消課	092(643) 3571

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課 (室)名	所管課(室) 電話番号
ふくおか県 産材家づく り推進助成 事業	自ら居住するために、今後、福岡県内で県の定協連準に適合する住宅を新 会するは購入する	県産木材や県内加工材を使用し、長寿命化に対する配慮 を行った住宅に対する補助。	住宅計画課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/kensanz aiiedukuri.html (第2部第4章第4節3に関連記 事)	住宅計画課	092(643) 3731
ふくおか型 長期優良 住宅推進プ ロジェクト		長期優良住宅の普及促進の ため、県と提携した各金融機 関により住宅ローンを優遇。	各金融機関	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/smile- scrumh24.html (第2部第4章第3節9(2)に関 連記事)	住宅計画課	092(643) 3732
福岡県木 造戸建て住 宅性能の 上改修促 進事業補 助金	県内市町村	耐震性のない木造戸建て住宅 を対象に、住宅性能向上改修 工事に要する費用の一部を助 成する市町村に対する補助。	県内市町村	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/sumai- taisin.html (第1部第2章第2節5に関連記 事)	住宅計画課	092(643) 3732
福岡県既 存戸建て住 宅断熱改 修費補助 金	下記当内に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	耐震性のある既存戸建て住宅の断熱性能を一定レベル <sup>※</sup> 以上に改修する際に要する費用の一部を補助。 ※基準一次エネルギー消費量からの消費量削減率(冷暖房エネルギーに限る)が15%以上	住宅計画課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/dannetu- hojo.html (第1部第2章第2節5に関連記 事)	住宅計画課	092(643) 3732
福岡県燃料電池トラック導入 促進事業 補助金	福岡県内に本 社・事業所のある 一般貨物自動車 運送事業者等	燃料電池トラックの導入費用 の一部を助成。	福岡県水素 グリーン成長 戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp	自動車・ 水素産 業振興 課	092(643) 3448

# (2) 環境関連産業への研究助成等支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課 (室)名	所管課(室) 電話番号
福岡県リサイクル総合 研究事業 化センター 研究開発 事業	「産」「学」「官」 「民」のうち異な る2者以上又は 「産」の2者以上 で構成された共 同研究メンバー	リサイクル技術・システムの開発・事業化に向けた産学官民 の共同研究に対する支援。	(公財)福岡 県リサイクル 総合研究事 業化センター	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.recycle- ken.or.jp/ (第2部第5章第3節5に関連記事)	循環型 社会推 進課	092(643) 3381
エネルギー 先端技術 展	エネルギー分野 の取引拡大や新 規参入を目指す 企業及び企業等 との連携を望む 研究機関	エネルギー分野における技術・製品をアピールする場を提供し、ビジネスチャンスの拡大や 産学連携の活性化等を支援 することを目的とした展示会を 開催。	(公財)北九 州観光コンベ ンション協会	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://eco-t.solution- expo.jp/	総合政 策課 エネル ギー政策 室	092(643) 3148
風力発電 産業育成・ 参入促進 事業	県内の離職者	風車メンテナンスに特化した、 公共職業訓練を実施。	総合政策課 エネルギー政 策室	第2部第2章第1節3(2)に関連 記事	総合政 策課 エネル ギー政策 室	092(643) 3228
風力発電 産業育成・ 参入促進 事業	県内の高等専門 学校の学生	風車メンテナンス業務を体験 できるインターンシップを実 施。		第2部第2章第1節3(2)に関連 記事	総合政 策課 エネル ギー政策 室	同上
製品開発支援事業	県内企業を含む 「産」「学」「官」、 「産」「学」、「産」「官」又 は「産」「産」で構成さ れる共同開発チーム	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品開発支援。	福岡県水素 グリーン成長 戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp (第2部第2章第1節3(7)に関連 記事)	自動車・ 水素産 業振興 課	092(643) 3448
実用化支 援事業	県内企業	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品の実用化支援。	福岡県水素 グリーン成長 戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp (第2部第2章第1節3(7)に関連 記事)	自動車・ 水素産 業振興 課	092(643) 3448
参入検討 支援事業	県内企業	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品開発に向けた参入検討支援。	福岡県水素 グリーン成長 戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp (第2部第2章第1節3(7)に関連 記事)	自動車・ 水素産 業振興 課	092(643) 3448
「水素ファクトリー」開発モデル事業	県内企業	工場のCO2削減に貢献する、 再生可能エネルギー設備との 連携を想定した水素関連シス テム及び製品の開発を支援。	福岡県水素 グリーン成長 戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://f-suiso.jp (第2部第2章第1節3(7)に関連 記事)	自動車・ 水素産 業振興 課	092(643) 3448

# (3) 省エネ相談・セミナー等

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課 (室)名	所管課(室) 電話番号
環境教育 教材の貸出	県民、事業者、自 治体職員	環境教育教材について、環境 教育ガイド(データベース)とし てホームページ上で公開し、 要望のあった教材を貸出。	各問合せ先	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/env- kyozai.html 第2部第3章第1節2(3)に関連 記事	環境政策課	092(643) 3355
ホームペー ジ「ふくお かエコライ フ応援サイ ト」	県民、事業者、自 治体職員	事業者が各自のエネルギー使用量や光熱水費を管理できる環境家計簿機能を設けている他、県の施策・事業や家庭・事業所での取組の参考となる各種情報、イベント情報などを掲載。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.ecofukuoka. jp/ 第2部第4章第2節1に関連記事	環境保全課	092(643) 3356
省エネルギー相談事業	県内企業等	中小企業等を対象とした省エ ネに関する無料相談窓口を開 設するとともに、必要に応じて 専門家派遣による現地相談を 実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/syouene sodan.html 第2部第4章第3節6(2)に関連 記事	環境保全課	同上
脱炭素化 人材育成 事業	県内企業等	環境経営に取り組むメリット等を経営層向けに紹介する講座や、設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、省エネ補助金の申請に向けたポイントについて説明する講座を実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/eco- seminar.html 第2部第4章第3節6(2)に関連 記事	環境保 全課	同上
脱炭素化 情報発信 事業	県内企業等	環境保全に資する優良な技術 や製品を紹介する展示会を開 催。	環境保全課	第2部第4章第3節6(2)に関連 記事	環境保 全課	同上
分散型エネルギー発電 事業等に向けた総合相 談窓口	分散型エネル ギーの導入検討 を行う事業者等	分散型エネルギーの導入を行う事業者等からの各種法規制 や融資制度、系統連系、発電 設備等に関する各種相談に対 応。	エネルギー政	第2部第4章第3節1(2)に関連 記事	総合政 策課 エネル ギー政策 室	092(643) 3148
ホームペー ジ「ふくお かのエネル ギー」	県民、事業者、自 治体職員	県のエネルギー総合情報ポータルサイトとして、再生可能エネルギーの県内での導入事例・導入状況の他、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する法令等の窓口や公募・助成情報等を提供。	エネルギー政	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.f-energy.jp/ (第2部第4章第3節1(2)に関連 記事)	総合政 策課 エネル ギー政策 室	同上

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課 (室)名	所管課(室) 電話番号
再生可能エ ネルギー導 入支援シス テム	県民、事業者、自 治体職員	県民・事業者及び市町村によの取ます。 県民・事業者及び市町村によの取生す能エネルギーラ24年7月24日からステムとは、平成24年7月24日の当かりとおすマンターネット上で公開。当おするとおするの、250mメリカーのとおするとができる。というでは、風に、250mメリカーのは、風に、250mメリカーのは、風に、250mメリカーのが、250mメリカーのが、250mメリカーのが、250mメリカーのが、250mメリカーのが、250mメリカーのが、250mメリカーのが、250mメリカーのが、250mメリカーのでは、250mメリカーのは、250mメリカ	総合政策課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.f- energy.jp/search/ (第2部第4章第3節1(2)に関連 記事)	総策エギンン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	092(643) 3148
		コージェネレーションの特長 や、最新の技術・導入事例、国 や県の導入支援制度を紹介す るセミナーを開催。	総合政策課 エネルギー政 策室	詳しくは、下記アドレスを参照 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/cgssemi nar.html (第2部第4章第3節1(2)に関連 記事)	総合政 策課 エネル ギー政策 室	同上
既存住宅 省工ネ改修 事業者技 術講習会	県内中小工務店 等	省エネ改修の手法や省エネ計 算の方法等に関する講習会を 実施。	(一財)福岡 県建築住宅 センター	詳しくは、下記アドレスを参照 https://www.pref.fukuok a.lgjp/contents/shouene -koushukai.html (第1部第2章第2節5に関連記 事)	住宅計画課	092(643) 3732

# (4) 環境配慮の取組に関する支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課 (室)名	所管課(室) 電話番号
テイクアウト 容器等に係 るプラス チック代替 品切替支 援補助事 業	県内事業者	飲食店のテイクアウト容器やスプーンなどのプラスチック代替 品への切替を支援。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuok a.lg.jp/contents/plastic- payment.html 第2部第5章第2節1(2)に関連 記事	循環型 社会推 進課	092(643) 3371
ホームペー ジ「ふくお かプラごみ 削減応援サ イト」	県民、事業者	プラスチックごみ削減に関連 するイベント、県民・事業者向 けの取組事例の紹介、積極的 な取組を実施する事業者のイ ンタビュー記事を掲載。	循環型社会 推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://fukuokaplastic.co m/ 第2部第5章第2節1(2)に関連 記事	循環型 社会推 進課	同上

# 2 環境に関する人材派遣制度

制度名	分野	概要	問い合わせ先
環境カウンセラー	環境全般	○市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言など(=環境カウンセリング)を行うもの。 【申込方法】 右記ホームページより、要望にあった環境カウンセラーを検索し、電話、FAX又はメールにより、直接相談してください(ホームページを御覧になれない方は、右記問い合わせ先まで問い合わせください。)。 【費用】 活動の種類・内容により異なるため、あらかじめ環境カウンセラーと相談が必要です。	環境省九州地方環境事務所 【TEL】 096-322-2411 【メール】 KYUSHU-KANTAI@env.go.jp 【HP】 https://edu.env.go.jp/counsel/
ふくおか県 政出前講 座	環境全般	○県職員が本県の取組などを説明するもの。 【対象】 おおむね20人以上の県民が参加する集会 【申込方法】 郵送、FAX、電子申請又はメールにより、申込書を提出してください (実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料。その他必要な経費は申込者の負担です。 ※一部講座について、オンライン対応が可能です。	総務部県民情報広報課広聴係 【TEL】 092-643-3103 [FAX】 092-643-3107 [メール】 kocho@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp /contents/demaekouza.html
福岡県地 球温暖化 防止と は を は は は は ま り は は り は さ り は さ り は さ り は さ り は き う は う は う は う は う は う は う は う は う は	環境全般	○福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録されたふくおか環境マイスターやエコアドバイザーが地球温暖化に関する出前講座を行うもの。 【対象】 県民、県内の事業所、幼稚園、保育園、学校、学校教職員、市町村担当者等 【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申込書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料、その他必要な経費(会場費等)は申込者の負担です。	福岡県地球温暖化防止活動推進センター 【TEL】 092-674-2360 【FAX】 092-674-2361 【メール】 fccca@keea.or.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/center/5932.html
3Rの達人	循環型社 会	○県内で率先して3Rに取り組む個人やNPO法人に所属している方が、3Rに関する県民の意識の高揚、3R活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において実施される3Rの学習会、講演会、実践教室等などを行うもの。 【対象】 15人以上の県民が参加する地域学習会やセミナーなど 【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申請書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp /contents/tatsujin.html
食品ロス削 減マイス ター	循環型社 会	○食品ロス削減に関して専門的・実践的な内容を教えることができる方が、食品ロス削減に関する県民の意識の醸成と、県内で行われる食品ロス削減の活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において学習会、講演会、実践教室等を行うもの。 【対象】 概ね10人以上の県民が参加する学習会等 【申込方法】 メール、郵送又はFAXにより、申請書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。	環境部循環型社会推進課事業化推進係 【TEL】 092-643-3381 [FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp [HP] https://www.pref.fukuoka.lg.jp /contents/meister-haken.html

<sup>※</sup>不明な点等ありましたら、問い合わせ先へ御連絡ください。 ※各制度の目的に合致しない場合は、派遣をお断りさせていただくことがあります。

# 3 年間を通じて募集している県民参加型事業

事業名(分野)	概要	問い合わせ先
こどもエコクラブ(環境全般)	○幼児(3歳)から高校生まで誰でも参加できる身近な環境活動に取り組むクラブ 【対象】 幼児(3歳)から高校生まで 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。また、右記ホームページから直接登録可能です。 【特典】 (1)全国事務局が加入している「賠償責任保険」による活動中の事故に伴う賠償のサポート (2)環境学習プログラムなどを掲載したニュースレターの配布 (3)協賛企業から県事務局に寄贈される環境啓発物品などの活動に役立つグッズの配布 (4)全国事務局や県事務局が開催する交流会や環境学習会における他のクラブとの交流	こどもエコクラブ全国事務局(公益財団法人日本環境協会) [TEL] 03-5829-6359 [FAX] 03-5829-6190 [HP] http://www.j-ecoclub.jp/ こどもエコクラブ福岡県事務局(環境部環境政策課企画広報班) [TEL] 092-643-3355 [FAX] 092-643-3357 [HP] https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jec.html
エコファミリー (脱炭素社会)	○省エネルギー・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組んでいただく県民 【対象】 県内に居住している方 【申込方法】 スマートフォンに「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」をダウンロードしてください。スマートフォンをお持ちでない場合は、お近くの市区町村環境担当窓口又は県の環境保全課及び各保健福祉環境事務所で配布している「ふくおかエコライフ応援book(福岡県環境家計簿)」を活用してください。 【特典】 (1)【エコふぁみ】協賛店で割引等が受けられる応援パスポートの取得(2)【エコふぁみ】ポイントを貯めてくじを引くと、抽選でプレゼントを進呈 (3)【福岡県環境家計簿 エコふぁみ】電気、ガス、水道等の使用量を報告した世帯の中から抽選で、協賛企業賞の進呈	
エコ事業所(脱炭素社会)	○「電気使用量削減」、「自動車燃料使用量削減」、「その他地球にやさ しい活動(3R、グリーン購入等)」に取り組む事業所 【対象】 県内に所在する事業所 【申込方法】 右記問い合わせ先に申込書を提出してください。また、右記ホーム ページから直接申込み可能です。 【特典】 (1)県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点 (2)エコアクション21認証に向けた無料コンサルティングの優先受講 (3)県ホームページなどウェブサイト等でのPR、先進的な取組みを 行っている事業所を知事表彰 (4)低金利融資の対象	環境部環境保全課地球温暖化対策係 【TEL】 092-643-3356 [FAX】 092-643-3849 【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/admi nistrator/4125.html
食べもの 余らせん隊 (循環型社会)	○食べ残しや期限切れなどの食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む事業所 【対象】 福岡県内で営業する事業所 (飲食店、小売店、食品メーカー等含め全ての業種が対象) 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 (1)登録事業所を県ホームページ等で公表	環境部循環型社会推進課事業化推進係 【TEL】 092-643-3381 [FAX】 092-643-3377 [メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html

	事業名(分野)	概要	問い合わせ先
	県産リサイクル 応援事業所 (循環型社会)	○生活関連用品のリサイクル製品で一定の基準を満たして県が認定した「県産認定リサイクル製品」の積極的な販売、使用に取り組む事業所 【対象】 事業を営む個人又は法人(県内・県外は問わない) 【申請方法】 持参、郵送、FAX又はメールにより、右記問い合わせ先に申込書を提出してください。 【特典】 (1)登録事業所を県ホームページで公表 (2)「県産認定リサイクル製品」を一定額以上購入した事業所「優良事業所」は、県の建設工事、物品・サービス関係の入札参加資格審査において加点	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/c ontents/kensan-ohen.html
	九州まちの 修理屋さん (循環型社会)	○ものを長く使う工夫や修理店を県民に広く紹介するため、県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録。 【対象】 県内の修理店 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 (1)登録店舗を県ホームページで公表	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/c ontents/shuriyasan-shoukai.html
- 4	ふくおかプラごみ削 減協力店 (循環型社会)	○プラスチックごみの削減の取組みを促進するため、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等に取り組む事業所を登録。 【対象】 県内に所在する事業所 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 (1)登録店舗を「ふくおかプラごみ削減応援サイト」で公表 (2)県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点 (3)「ふくおか県政推進サポート資金」利用可能	環境部循環型社会推進課企画係 【TEL】 092-643-3371 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/c ontents/puragomi.html 【登録申請URL】 https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp /SksJuminWeb/EntryForm?id=uE Ks88hi
	クリーンリバー 推進対策事業 (生活環境)	○河川愛護の意識を醸成するとともに、河川環境の保全を図り、潤いある水辺環境の創出を推進するため、県管理河川において除草・清掃活動を行う団体を登録。 【対象】 県管理河川の除草・清掃活動を行うボランティア団体等 【申込方法】 最寄りの県土整備事務所・支所にお問い合わせください。 【支援内容】 (1)河川浄化報償金の支給 (2)傷害・賠償責任保険の加入 (3)アダプトサインの設置 (4)自走式草刈機の貸し出し	県土整備部河川管理課管理係 【TEL】 092-643-3666 【FAX】 092-643-3669 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/c ontents/kasenaigoo.html
	クリーンビーチ 推進事業 (生活環境)	○県が管理する海岸において、清掃などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を海岸愛護団体として登録。 【対象】 県管理管理海岸において清掃活動を行うボランティア団体等 【申込方法】 最寄りの県土整備事務所・支所にお問い合わせください。 【支援内容】 (1)報償金の支給 (2)需要品の支給 (3)傷害・賠償責任保険の加入 (4)アダプトサインの設置	県土整備部港湾課課管理係 【TEL】 092-643-3674 【FAX】 092-643-3688 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/c ontents/kaiganaigo.html

4 環境関連法律・条例一覧 ※ 各法律・条例については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」 (URL: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html) で検索することができます。

## 【環境一般】

Transit ISX		
環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の 責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進す るため、環境基準や原因者負担の原則など環境施策の基準となる枠組みを定めてい る。	
環境影響評価法	規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業を実施するに当たって 事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が 適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。	
特定工場における公害防止組織の 整備に関する法律	ばい煙、汚水、騒音、粉じん、振動及びダイオキシン類の発生施設が設置されている 工場(特定工場)における公害の防止を目的とした組織(公害防止管理者の配置等) の整備を図るための手続等について定めている。	
国等による環境物品等の調達の推 進等に関する法律 [グリーン購入法]	国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、併せて事業者の環境保全に向けた事業活動を促進すること等について定めている。	
国等における温室効果ガス等の排 出の削減に配慮した契約の推進に 関する法律 〔環境配慮契約法〕	国全体の温室効果ガスの排出量削減に向けて、政府が率先的に目標を達成するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定すること等について定めている。	
環境教育等による環境保全の取組 の促進に関する法律 〔環境教育等促進法〕	持続可能な社会の構築のため、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方、学校・地域・職場等の様々な場における環境教育の推進方策や 人材育成、拠点整備のための施策等について定めている。	
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 [環境配慮促進法]	事業活動等に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等 の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表につい て定めている。	
福岡県環境影響評価条例	環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業種であって、一定規模以上のものについて、事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。	
福岡県公害防止等生活環境の保全 に関する条例	公害対策に加え、県民の生活環境の保全を図る観点から「福岡県公害防止条例」の 全部を改正し、特定施設に係る各種規制に加え、地下水保全に係る措置、水質事故時 の措置のほか、日常生活等に起因する生活環境保全上の配慮事項等を定めている。	
その他:○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 等		

## 【地球環境】

地球温暖化対策の推進に関する法律	我が国の地球温暖化対策の推進を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の 責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等、取組を促進す る法的な枠組みを定めている。国及び地方公共団体には、実行計画の策定と実施状況 の公表を義務付けている。	
特定物質等の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律	国際的な協力の下、オゾン層を確保するため、オゾン層を破壊する物質(特定物質)の製造・排出の規制及び使用の合理化(抑制及び代替物質の利用の促進)に関する措置について定めている。	
フロン類の使用の合理化及び管理 の適正化に関する法律 [フロン排出抑制法]	オゾン層の保護及び地球温暖化防止の重要性に鑑み、オゾン層を破壊し地球温暖化に多大な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の管理の適正化に関する指針やフロン類を使用した機器の管理者等の責務等を定めている。	
気候変動適応法	気候変動適応を推進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が担うべき役割を明らかにするとともに、気候変動適応に関する計画の策定、情報基盤の整備等について定めている。	
その他:○都市の低炭素化の促進に関する法律〔エコまち法〕 等		

# 【大気汚染】

大気汚染防止法	大気の汚染による国民の健康や生活環境の被害を防止するため、工場等から発生するばい煙、揮発性有機化合物(VOC)、粉じん及び水銀等の排出規制や、建物等の解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策実施の義務について定めている。
特定特殊自動車排出ガスの規制等 に関する法律 〔オフロード法〕	特定特殊自動車からの排出ガスを抑制するため、技術上の基準や使用の方法を定めている。
その他:○自動車から排出される窒	素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等

## 【アスベスト】

石綿による健康被害の救済に関す	石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害等の救済について定めて
る法律	いる。
その他:○大気汚染防止法 ○廃棄物	勿処理法 ○建築基準法 ○労働安全衛生法 等

【水質汚濁】

【小貝行風】	【小貝[7] 倒】	
水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、工場等から公共用水域に排出される排水や同排水の地下浸透について規制するとともに、生活排水対策を推進するための枠組みについて定めている。	
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全を図るため、環境保全上有効な施策を推進するための計画の策定や特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等について定めている。	
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	有明海などの再生を図るため、海域の特性に応じた環境保全並びに漁業の振興に関し、実施すべき施策に関する計画の策定やその実施を促進する特別の措置等について 定めている。	
水質汚濁防止法第三条第三項の規 定に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法に基づき、同法排水基準について、県独自の上乗せ基準を定めている。	
その他:○特定水道利水障害の防止	のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	

- ○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 ○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 ○下水道法 ○河川法 ○湖沼水質保全特別措置法 等

【土壌汚染】

土壌汚染対策法	土壌汚染対策を実施するため、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染に よる人の健康被害の防止に関する措置等について定めている。
農用地の土壌の汚染防止等に関す る法律	農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化 を図るため、カドミウム、銅及びヒ素等の特定有害物質としての指定、汚染対策地域の 指定、都道府県知事による汚染対策計画の策定及び常時監視等、農用地土壌汚染対 策の措置を講じるための枠組みについて定めている。

【化学物質】

103	1/1/5/1	
把握等する法	学物質の環境への排出量の 及び管理の改善の促進に関 律 物質排出把握管理促進法〕	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、事業者による特定の化学物質の排出量等の把握及び国への届出並びに同化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供等の仕組みについて定めている。
化学物に関す	質の審査及び製造等の規制 る法律	難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の 汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の 性状を審査する制度を設けるとともに、その化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸 入、使用等に必要な規制を行うことについて定めている。
ダイオ	キシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類 発生施設の届出や自主測定の義務付け、排出基準の設定、汚染状況の調査、対策地 域の指定、汚染土壌に係る措置等、ダイオキシン類対策を総合的に推進するための仕 組みについて定めている。

【騒音・振動】

騒音規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音に ついて必要な規制を定めている。
振動規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動に ついて必要な規制を定めている。
騒音防止条例	カラオケ、拡声器等の営業騒音を規制し社会生活の静穏を保つため、各ケースに応じた音量基準の設定や商業宣伝を行う者及び飲食店営業者等の遵守事項等について 定めている。

【悪臭】

悪臭防.	止法	工場等における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うとともに、 規制地域を指定するなど悪臭防止対策の枠組みについて定めている。

【地盤沈下】 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ○工業用水法 等

機製造業者等による再商品化の義務付け等、施策を推進するための仕組みについて定かている。 建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律 (建設サイクル法)	【廃棄物・リサイクル】	
理・世界で発生を目的とし、事業を等に対する規制を中心に、廃棄物の処理に関する法律 (養護有効利用必能法) 容器の表に係る分別収集及び再商 信任の保護等に関する法律 (容器可効利用必能法) 容器の表に係る分別収集及び再商 信任の保護等に関する法律 (容器可含水力の大き) 特定家庭用機器再商品化法 (実電リサイクル法)  建設し事でに係る資材の再資源化等 (容器包装)・サイクル法)  建設し事でに係る資材の再資源化等 (容器包装)・サイクル法)  建設し事でに係る資材の再資源化等 (定語であ法律 (定語であ法律 (定語であ法律 (定語である法律 (でまるなどを) (定語である法律 (定語である法律 (でまるなどを) (定語である法律 (でまるなどを) (定語である法律 (でまるなどを) (定語である法律 (でまるなどを) (定語である法律 (でまるなどを) (定語である法律 (できるなどを) (定語である法律 (できるなどを) (定語である法律 (できるなどを) (できるなどを) (定語である法律 (できるなどを) (定語であるなどを) (定述を) (定語であるなどを) (定語であるなどを) (定述を) (定述		の基本理念にのっとり循環型社会の形成について基本原則を定めるとともに、基本計
接種の製工保急の対理を受け、	律	理、並びに生活環境の保全を目的とし、事業者等に対する規制を中心に、廃棄物の処
音館の表にいる力別水果以り中間 信名の提供で関する法律 (容器包装りサイクル法)  特定家庭用機器再商品化法 (実電リサイタル法)  建設工事に保る資材の再資源(特 に関する法律 (実電リサイタル法)  建設工事に保る資材の再資源(特 に関する法律 (設計の主)を持た。事時の発生が関する法律 (会品)サイクル法)  建設力サイクル法)  建設工事に保る資材の再資源(特 に関する法律 (会品)サイクル法)  金品倫養資源の再生利用等の促進 (に関する法律 (会品)サイクル法)  金品倫養資源の再生利用等の促進 (に関する法律 (会品)サイクル法)  を用済自動車の再資源(特)に関する法律 (会品)サイクル法)  使用済自動車の再資源(特)に関する法律 (の産品)の対象を受ける対象を関するため、自動車製造業者等による原発を防護を関するため、対象建設工事の用出の義務付けや除体工事業者の登録制度を関する。 をおい、対象建設工事の用出の義務付けや除体工事業者の登録制度を関する。 会品係養資源の再生利用等の促進 (に関する法律 (会品)サイクル法)  使用済自動車の再資源(特に関する法律 (小型家電)サイクル法)  使用済自動車の再資源(特に関する法律 (会品)工利済権進法)  「使用済自動車の再資源(特に関する法律 (会品)工利済権進法 (会品)工利済権 (会別)工利済権 (会別)工作、(会別)工	法律	生可能資源を扱う特定資源事業者の計画作成の義務付け及び国による指導・勧告等 施策の推進に必要な事項について定めている。
特定家庭日機器再商品化法 「実電リサイクル法」 ・	品化の促進等に関する法律	者には分別排出やリサイクル商品の使用を、市町村には分別排出された廃棄物の分別収集の実施を、事業者には分別収集された廃棄物のリサイクルを各々の役割として定めている。
は無数リサイクル法) 設全様の予期係を発び再考別に関する法律 さるため、海全産経り一のでは、	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	理と資源の有効な利用を確保するため、同廃棄物について小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化の義務付け等、施策を推進するための仕組みについて 定めている。
度血障深質機の科生科用等の使進 (食品)サイクル法] あため、食品循環資源の再生利用事業者の登録制度を設ける等、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置について定めている。 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 使用済自動車で係る廃棄物の減量及び再生資源並びに再生部品利用を選にしまる使用済自動車で係る廃棄物の減量及び再投資源がより、使用済小型電子機器等の再資源化 (企成進に関する法律 (小型家電リサイクル法) 原薬物の運生変化である。 度品口スの削減の推進に関する法律 (力型家電リサイクル法) 度品口スの削減の推進に関する法律 (自動車リサイクル法) 度品口スの削減の推進に関する法律 (自動車リサイクル法) 度品口スの削減を推進法」 を品口スの削減を推進法」 食品口スの削減を推進法」 を品口スの削減を推進法は (方つスチック資源循環の促進等に関する法律 (方つスチック資源循環の促進等に関する法律 (方つスチック資源循環の促進等に関する法律 (方の指揮性に関する特別措置法 (アラスチック資源循環法) が、では、基本方針の策定その他食品口スの削減に関する施理を必ずるとめた場か、「カンスチックの開展と推進するため、国及が都道市県等に処理計画の策定を兼称けるとともに、基本方針の策定その他食品口スの削減に関する施理を必ずるための措置について定めている。 「カンスチック資源循環の基本となる事項を定めている。」 「カンスチック資源循環の基本となる事項を定めている。」 「カンスチック使用製品の設計からプラスチックの資源循環の財産を定めている。」 「カンスチックの資源循環の基本となる事項を定めている。」 「カンスチック資源循環の基本となる事項を定めている。」 「大化精の製造、証工、保守点検、清掃などについて、技術上の基準や浄化槽関係の事業に処理を対象が関係を発を定めたほか、浄化槽の正しい使用や、水質検査業務についても規定されている。 「本の分を推進するため、国及び都道市県等に処理計画の策定を義務付けるととも、「本の発生性値するため、国及び都道市県等に処理計画の策定を義務付けるとと、「本の推進に必要な事項について定めている。」 「基本に廃棄物処理推進法」 「最近する支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について、国庫補助及び地方 (成別を特別を対別など、一般に対するととを定めている。 「海上高速力の処理等の推進法」 「本の場所は関連を実施を発力でいる。」 「本の場所は関連を定めると、「本の地に上の連市が、まを主に、のがに上の連市が、など、「本でが、は、まを定するため、基本可含を定めている。 「本で展集を保護」を関する条例 「海上の機能法」」 「本で展集を保護」を開から、「本では、は、は、など、「本では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	に関する法律	設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための施策について定めている。
度乗物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車製造業者等による使用済自動車の引き取り及び引き渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。  使用済小型電子機器等の再資源化 の促進に関する法律(小型家電リサイクル法) と	に関する法律	るため、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制に関し基本的な 事項を定めるとともに、再生利用事業者の登録制度を設ける等、食品関連事業者によ
関門用が望電で機器等の再資源化と行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とすること等を通じ、広域的かつ効率的な使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。 食品ロスの削減の推進に関する法律 (食品ロス削減推進法) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(アラスチックの資源循環の促進等に関する法律(アラスチック資源循環法)  浄化槽法 ・	る法律	廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車製造業者等 による使用済自動車の引き取り及び引き渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実
律 (食品口ス削減推進法)     ブラスチックに係る資源循環の促進 等に関する法律	の促進に関する法律	器等の再資源化を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を 受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とすること等を通じ、広域的かつ効率的な
等に関する法律 「プラスチック資源循環法」  浄化槽は  浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃などについて、技術上の基準や浄化槽関係の事業に従事する関係業者の責任の明確化・資格制度を定めたほか、浄化槽の正しい使用や、水質検査業務についても規定されている。  長期にわたり処分されていない状況にあるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する特別措置法 [PCB特別措置法]  長期にわたり処分されていない状況にあるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処分を推進するため、国及び都道府県等に処理計画の策定を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるなど、施策の推進に必要な事項について定めている。 過去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前)に不適正に処理された産業廃棄物に起因する支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について、国庫補助及び地方債の起身が多の処理等の推進に関する表的に対する実施の特別な措置を講ずることを定めている。  美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸環着物等の処理等の推進に関するときに、政府による基本方針の策定者が等の処理等の推進に関する法律[海岸漂着物等の性進に関するときに、政府による基本方針の策定者の処理推進法] 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る設置者と地域住民との間の紛争を予防し、同施設の適正な設置計画の決定に資するため、紛争の予防に関する手続や紛争のあっせんなどについて定めている。  使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い穀や空き缶等の街の美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い穀や空き缶等の	律	らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本とな
業に従事する関係業者の責任の明確化・資格制度を定めたほか、浄化槽の正しい使用や、水質検査業務についても規定されている。 長期にわたり処分されていない状況にあるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処分を推進するため、国及び都道府県等に処理計画の策定を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるなど、施策の推進に必要な事項について定めている。 過去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前)に不適正に処理された産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 一様定産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的にかつ着実に推進するために一定の期間、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について、国庫補助及び地方債の起債特例の特別な措置を講ずることを定めている。 一美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物等の発達に関する法律(海岸漂着物等の発達に関する法律(海岸漂着物等の発達に関する条例 (紛争予防条例)  「産業廃棄物処理施設の設置に係る設置者と地域住民との間の紛争を予防し、同施設の適正な設置計画の決定に資するために必要な事項を定めている。  「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するため、必要な事項を定めている。  「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するため、必要な事項を定めている。  「毎美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い殻や空き缶等の	等に関する法律	クのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促
正な処分を推進するため、国及び都道府県等に処理計画の策定を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるなど、施策の推進に必要な事項について定めている。 時定産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的にかつ着実に推進するために一定の期間、都道府県等が自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境がでに海洋環境の保全に係る海岸湾着物等の処理等の推進に関する法律[海岸漂着物処理推進法] 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 [紛争予防条例] 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例 「総争予防条例] 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例 「会別では、事業者に対し保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保である。とは、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保である。とは、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保である。といる。 「会別では、事業者の表別では、事業者の表別である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保である。といる。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。」 「使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保である。) 「会別では、、「会別では、、「会別では、「会別では、「会別では、、「会別では、「会別では、、「会別では、、「会別では、、「会別では、、「会別では、、「会別では、、「会別では、、「会別では、、「会別では、会別では、、「会別では、、「会別では、会別では、、「会別では、、、「会別では、、「会別では、、「会別では、、会別では、、会別では、、「会別では、、「会別では、、「会別では、、会別では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	浄化槽法	
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 超去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前)に不適正に処理された産業廃棄物に 起因する支障の除去等を計画的にかつ着実に推進するために一定の期間、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について、国庫補助及び地方債の起債特例の特別な措置を講ずることを定めている。 海岸漂着物等対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国、地方並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法) 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 (紛争予防条例) 産業廃棄物処理施設の設置に係る設置者と地域住民との間の紛争を予防し、同施設の適正な設置計画の決定に資するため、紛争の予防に関する手続や紛争のあっせんなどについて定めている。 使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するため、必要な事項を定めている。 街の美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い殻や空き缶等の	処理の推進に関する特別措置法	正な処分を推進するため、国及び都道府県等に処理計画の策定を義務付けるととも に、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるなど、
海岸における良好な景観及び環境 並びに海洋環境の保全に係る海岸 漂着物等の処理等の推進に関する 法律[海岸漂着物処理推進法] 福岡県産業廃棄物処理施設の設置 に係る紛争の予防及び調整に関す る条例 [紛争予防条例] 福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例		等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について、国庫補助及び地方
に係る紛争の予防及び調整に関する条例 [紛争予防条例]  福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例  使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保しる条例  使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するために必要な事項を定めている。  街の美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い殻や空き缶等の	海岸における良好な景観及び環境 並びに海洋環境の保全に係る海岸 漂着物等の処理等の推進に関する	公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策
福岡県使用消目動車等の適正な保管を確 管の確保に関する条例 ため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確 保するために必要な事項を定めている。 街の美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い殻や空き缶等の	に係る紛争の予防及び調整に関す る条例	
		ため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するために必要な事項を定めている。
結等について定めている。		ごみの散乱防止に向けた啓発、環境美化の日の設定及びごみ散乱防止協力協定の締結等について定めている。
福岡県浄化槽の保守点検業者の登 浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽の適 録に関する条例 正な管理を図っている。	録に関する条例	正な管理を図っている。
福岡県産業廃棄物の不適正処理の 環境への負担の低減及び生活環境の保全に資することを目的として、産業廃棄物の 防止に関する条例 - 不適正処埋の防止に関する措置その他必要な事項を定めている。		環境への負担の低減及び生活環境の保全に負することを目的として、産業廃棄物の  不適正処埋の防止に関する措置その他必要な事項を定めている。

福岡県産業廃棄物税条例	市場メカニズムにより産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を促進すること及び税収による循環型社会実現に向けた施策を行うことを目的とする。
福岡県産業廃棄物税基金条例	産業廃棄物税収の使途を明確にするための基金を設置する。
その他:○家畜排せつ物の管理の適	正化及び利用の促進に関する法律 等

## 【自然環境】

	【自然環境】	
2	生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することにより、自然と共生する社会を実現することを目的としている。基本原則及び国、地方公共団体、事業者、国民等の責務を定めている。
3	地域における多様な主体の連携に よる生物の多様性の保全のための 活動の促進等に関する法律 〔生物多様性地域連携促進法〕	市町村、地域住民、NPO等の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進するための枠組みを定めている。
1	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 「カルタヘナ法」	国際的に協力して生物の多様性の保全及び持続的な利用を図るため、遺伝子組換え 技術を用いた生物の使用等の規制に関して必要な措置について定めている。
7	絶滅のおそれのある野生動植物の 腫の保存に関する法律 〔種の保存法〕	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、野生動植物に係る捕獲、譲渡、輸入等の制限や禁止など、保護施策を推進するための仕組みについて定めている。
1	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 「外来生物法〕	特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、特定外来生物の飼養、輸入等に係る規制や野外等に存する特定外来生物の防除等の措置について定めている。
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	鳥獣の保護及び鳥獣による農林水産業や生態系に係る被害の防止を図るため、鳥獣 保護管理事業計画の策定や狩猟免許制度など、鳥獣の保護、管理、狩猟の適正化を 推進するための施策について定めている。
ı	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に 推進するため、自然環境保全地域等の指定や当該地での行為の制限など必要な措置 について定めている。
I	自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、国立及び国 定公園の指定や当該地での行為の制限など必要な措置について定めている。
ı	自然再生推進法	自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るため、自然再生の基本理念、実施者の責務、その他推進上必要な事項を定めている。
j	エコツーリズム推進法	エコツーリズムを通じて、自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、 国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的として、地域で取り組むエコ ツーリズムに関する総合的な枠組みを定めている。
Ž	温泉法	温泉に係る土地掘削や利用等に係る許可制度や温泉源保護のための都道府県知事の採取制限命令等、温泉の保護やその利用の適正を図るための仕組み等について定めている。
1	福岡県環境保全に関する条例	環境の保全について基本となる事項や自然環境保全基本方針の策定の義務付け等を定めるとともに、自然環境を保全することが特に必要な地域の指定及び一般地域における一定規模以上の開発行為の規制について規定している。
1	福岡県自然海浜保全地区条例	自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、自然海浜保全地区の指定及び同地区内の各種行為の届出等に関し必要な事項を定めている。
Ш	福岡県立自然公園条例	県内のすぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、福岡 県立自然公園の指定、保護、利用等について定めている。
	福岡県希少野生動植物種の保護に 関する条例	県内に生息・生育する希少野生動植物種を保護するために、指定希少野生動植物種 に係る捕獲の禁止などの規制や罰則、保護施策の実施について定めている。

# 【立地規制】

		工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場敷地面積に対し一定比率の緑地等の配置を義務付けるなど、工場の立地に係る公害の防止を図るための措置について定めている。
١	その他:○国土利用計画法 ○都市	計画法 ()建築基準法 等

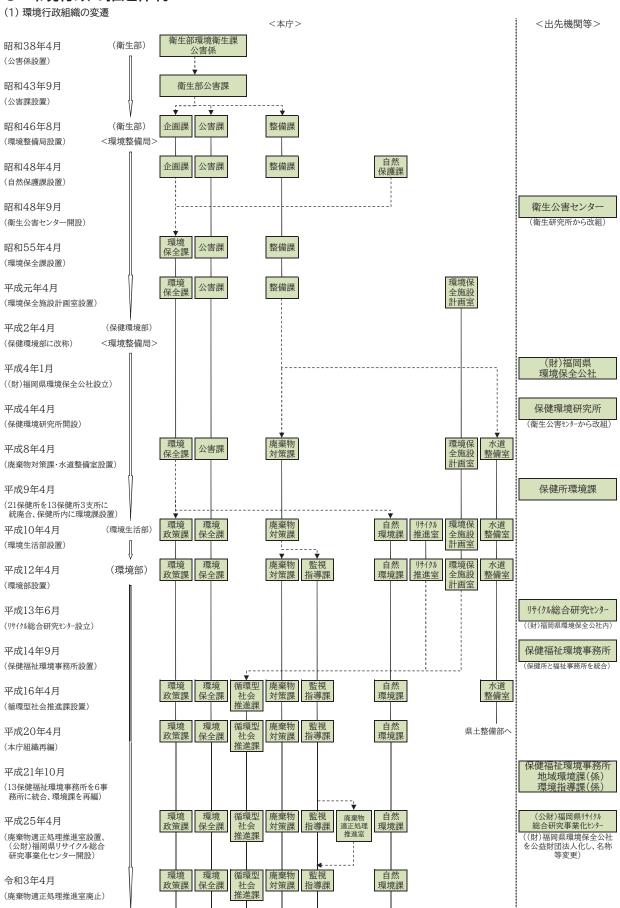
## 【費用負扣:助成】

	事業者が事業活動による公害を防止するために実施する公害防止事業について、その費用を事業者が負担する旨規定するとともに、公害防止事業の範囲、負担する費用の範囲や額など、制度運用に必要な事項について定めている。
その他:○公害の防止に関する事業	に係る国の財政上の特別措置に関する法律

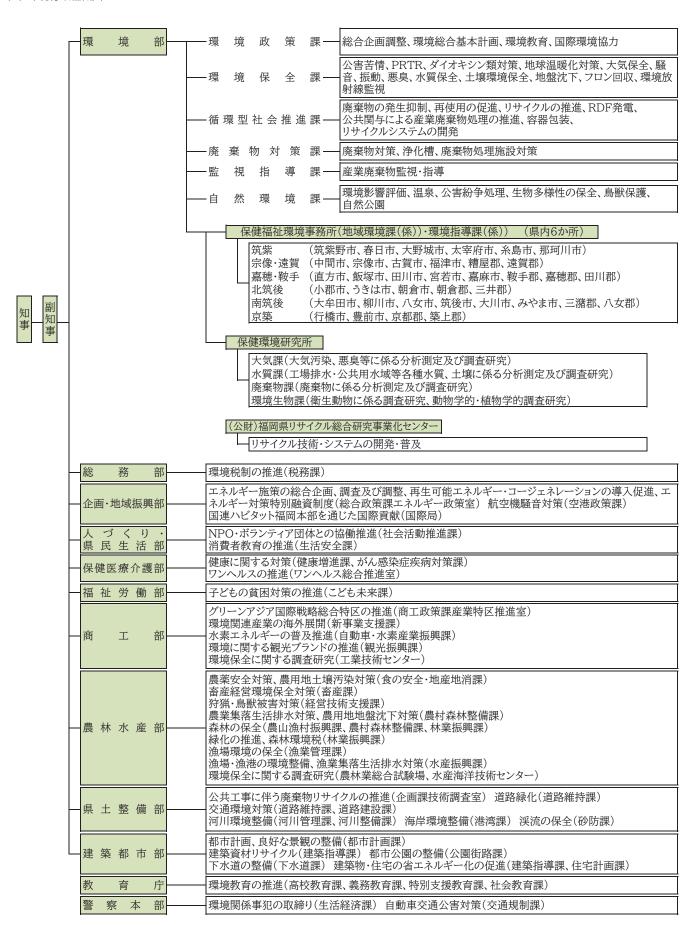
## 【紛争処理·被害救済】

公害紛争処理法	公害に係る紛争を円滑に処理するため、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度等、紛 争処理を進めるための手続について定めている。				
福岡県公害紛争処理条例	公害紛争処理法に基づき、審査会の設置、紛争処理に係る費用負担の在り方等、公 害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めている。				
その他:○公害健康被害の補償等に関する法律 ○鉱業法 等					

## 5 環境行政の推進体制



#### (2) 環境行政組織図



## (3) 庁内横断環境行政組織

## ア 福岡県環境対策協議会

会 長	副知事(環境部担)	当)	
	総務部長	企画·地域振興部長	人づくり・県民生活部長
委 員	保健医療介護部長	福祉労働部長	環境部長
安 貝	商工部長	農林水産部長	県土整備部長
	建築都市部長	教育長	

<各部会> (A和5 た11 日1 日 用 か

部	幹事	環境政策部会	環境保全実行 計画推進部会	水環境部会	廃棄物部会	リサイクル部会	自然環境部会	年11月1日現7 環境教育部
	行政経営企画課長	0						
※ 務	部財産活用課長	<u> </u>	Ö					1
u. 1/3	総務事務厚生課長		Ö			0		
	総合政策課長	0	Ö			Ŭ	0	
- u u	古町村振酺島政策支援運長						Ö	0
è画·地域振興	市町村振興局行財政支援課長			0				
	空港対策局空港事業課長						0	
1 ~ 1 11	社会活動推進課長	0	0		0		0	0
しづくり 艮民生活	如 工伯女土林文			0		0		0
· 氏王伯	私学振興·青少年育成局青少年育成課長	Ę						0
	保健医療介護総務課長	0	0	0				0
	健康増進課長			0				
R健医療介護	部 生活衛生課長			0				
	薬務課長			0				
	保健環境研究所長			0				
畐祉 労働	部 福祉総務課長	0	0					
	環境政策課長	0	0	0	0	0	0	0
	環境保全課長		0	0	0	0	0	0
環 境	循環型社会推進課長	1			0	0		0
T. 75.	<b>廃業物对東謀長</b>	<u> </u>		0	0	0	0	0
	監視指導課長	1		0	0	1		
	自然環境課長			0	0		0	0
	商工政策課長	0	0					0
ラ エ	部中小企業技術振興課					0		
	工業保安課長						0	
	農林水産政策課長	0	0				0	0
	農山漁村振興課長				0	0		0
	食の安全・地産地消課長			0		0		0
	水田農業振興課長				0			
豊林 水 産	経営技術支援課長				0	0		
文 小 八 庄	<b>台</b> 座課長			0		0		
	農村森林整備課長			0		0		
	林業振興課長			0	0	0		0
	水産局漁業管理課長			0	0	0		0
	水産局水産振興課長			0	0	0		0
	県土整備総務課長	0	0		0			
	企画課長						0	
	企画課技術調査室長					0		
	道路維持課長				0			0
具土整備	部河川管理課長			0	0			0
	河川整備課長			0	0			
	港湾課長			0	0			0
	水資源対策課長			0				
	水資源対策課水道整備室長			0				
	建築都市総務課長	0	0		0		0	
	建築指導課長			0		0		
建築 都 市	公園街路課長				0			
	下 水 担 課 長			0				
	県営住宅課長			0	0	0		
	営繕設備課長				0	0		
	局会計課長		0					
	局管理課長	0	0					
養会事務	局総務課長		0					
	教育総務部財務課長	0	0					0
	教育総務部施設課長					0		
	教育総務部文化財保護課長	1				1	0	
有	庁 教育振興部高校教育課長	1				1		0
	教育振興部義務教育課長							0
	教育振興部特別支援教育課長							0
	教育振興部社会教育課長						0	0
	局 任用課長		0					
	局 総務課長		0					
y 100 L	部 総務部総務課長		0					
<u> </u>					I	1	·	Г —
	局 調整課長		0		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>

## イ 地球温暖化対策施策連絡調整会議

ı	議長	環境部次長			
		総務部行政経営企画課長	企画·地域振興部総合政策課長	企画・地域振興部エネルギー政策室長	人づくり・県民生活部社会活動推進課長
	構成員	保健医療介護部保健医療介護総務課長	福祉労働部福祉総務課長	環境部環境政策課長	環境部環境保全課長
	(特/人員	商工部商工政策課長	農林水産部農林水産政策課長	農林水産部農山漁村振興課長	県土整備部企画課長
		建築都市部建築都市総務課長	企業局管理課長	教育庁教育総務部財務課長	警察本部総務部総務課長

## (4) 各種施策に係る照会先一覧

環境総合 基本計画の柱		施策		連絡先	連絡先
一	環境総合基本計画	全般		環境部環境政策課	092-643-3355
	グリーン購入	1/32		環境部環境保全課	092-643-3356
	福岡県水素グリー	水素エネルギ	一新産業の育成	商工部自動車・水素産業振興課	092-643-3448
	ン成長戦略	FCモビリティ及び水素ステーション		商工部自動車·水素産業振興課	092-643-3448
	7772417014	環境保全型農		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571
経済・社会の グリーン化	農林水産業		漁場整備、資源管理型漁業	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3562
		水産業	漁場の保全	農林水産部水産局漁業管理課	092-643-3555
		保健環境研究	所	保健環境研究所	092-921-9941
	試験研究機関	工業技術セン		工業技術センター	092-925-5977
		農林業総合試		農林業総合試験場	092-924-2971
		水產海洋技術	センター	水産海洋技術センター	092-806-0854
	環境啓発	Later Later (a)		環境部環境政策課	092-643-3355
持続可能な社会を 実現するための 地域づくり・人づくり		環境教育ツー		環境部環境政策課	092-643-3355
	環境教育	義務教育での	取組	教育庁教育振興部義務教育課	092-643-3910
		高等学校での		教育庁教育振興部高校教育課	092-643-3905
	ユルマチンロ ロジ バ・エエスと	社会教育施設	での取組	教育庁教育振興部社会教育課	092-643-3887
	地球温暖化対策	ı	±7+÷1:±:	環境部環境保全課	092-643-3356
			都市計画	建築都市部都市計画課	092-643-3711
			建築物	建築都市部建築指導課	092-643-3722
			住宅	建築都市部住宅計画課 企画·地域振興部交通政策課	092-643-3732 092-643-3166
				県土整備部道路維持課	092-643-3655
				県土整備部道路建設課	092-643-3660
脱炭素社会への		省エネルギー	交通	県土整備部港湾課	092-643-3674
移行	低炭素型エネル ギー社会の構築			建築都市部公園街路課	092-643-3725
				警察本部交通部交通規制課	092-641-4141
			日常生活、事業活動	環境部環境保全課	092-643-3356
			県の取組	環境部環境保全課	092-643-3359
			融資制度	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
		分散型エネルギー		企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
		廃棄物処理計画		環境部廃棄物対策課	092-643-3363
		各種リサイクル法	容器包装	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			小型家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			自動車	環境部廃棄物対策課	092-643-3364
			食品	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			->++	農林水産部経営技術支援課	092-643-3572
	廃棄物の発生抑		7 <del>-11</del> -3Π.	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
	制、リサイクルの推		建設	県土整備部企画課技術調査室	092-643-3644
	進		<b>耐</b> 交	建築都市部建築指導課	092-643-3720
循環型社会の推進		リデュース、リユース、 リサイクル	<u>                                    </u>	環境部循環型社会推進課 環境部循環型社会推進課	092-643-3371 092-643-3372
		リサイクル製品		環境部循環型社会推進課	092-643-3372
		認定制度	生活関連用品	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			バイオマス活用基本方針	農林水産部林業振興課	092-643-3549
		バイオマスの	木質系	農林水産部林業振興課	092-643-3549
		活用	下水汚泥	建築都市部下水道課	092-643-3727
		リサイクル技術・	システムの開発、普及	(公財)福岡県リサイクル 総合研究事業化センター	093-695-3065
	産業の育成	(公財)福岡県リ 研究事業化セン		環境部循環型社会推進課	092-643-3381
		エコタウン		環境部循環型社会推進課	092-643-3381
		生物多様性戦	略	環境部自然環境課	092-643-3367
-L- 40 II II I		啓発		環境部自然環境課	092-643-3367
自然共生社会の	生物多様性	鳥獣の保護と	管理	環境部自然環境課	092-643-3367
推進	1/2 / 1/3 / 1		H.T	農林水産部経営技術支援課	092-643-3560
		外来生物	•	環境部自然環境課 環境部自然環境課	092-643-3367
		希少野生生物			092-643-3367

環境総合 基本計画の柱		施策		連絡先	連絡先
21111111111	自然公園			環境部自然環境課	092-643-3369
		自然環境保全		環境部自然環境課	092-643-3369
		環境影響評価	İ	環境部自然環境課	092-643-3368
			生物多様性配慮指針	環境部自然環境課	092-643-3368
	自然と調和した基		都市公園	建築都市部公園街路課	092-643-3757
	盤整備、まちづくり	ハルマま	>=+++	県土整備部河川管理課	092-643-3666
<b>占###</b>		公共工事	河川	河川整備課	092-643-3691
自然共生社会の			海岸	県土整備部港湾課	092-643-3674
推進			漁港	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3566
		温泉		環境部自然環境課	092-643-3368
				農林水産部農山漁村振興課	092-643-3505
		森林の保全		農林水産部農村森林整備課	092-643-3544
	森林の保全・再生			農林水産部林業振興課	092-643-3548
		緑化の推進		農林水産部林業振興課	092-643-3536
		森林環境税		農林水産部林業振興課	092-643-3540
			公害苦情	環境部環境保全課	092-643-3359
	総合	公害	公害紛争	環境部自然環境課	092-643-3368
	₩2 □		公害防止管理者	環境部環境保全課	092-643-3359
		都市計画		建築都市部都市計画課	092-643-3711
	大気汚染		環境部環境保全課	092-643-3360	
	水質汚濁		環境部環境保全課	092-643-3359	
	水質			建築都市部下水道課	092-643-3727
		汚水処理	下水道	建築都市部下水道課	092-643-3727
			農業集落排水施設	農林水産部農村森林整備課	092-643-3511
			漁業集落排水施設		092-643-3566
			浄化槽	環境部廃棄物対策課	092-643-3398
		水辺環境の保全		環境部環境保全課	092-643-3359
(本体へは)を書き	土壌汚染対策		環境部環境保全課	092-643-3361	
健康で快適に暮ら	工 <sup>、                                    </sup>		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571	
せる生活環境の		DDDA		環境部廃棄物対策課	092-643-3363
形成	廃棄物の適正処理	RDF発電		環境部循環型社会推進課	092-643-3371
		<b>座業廃集物処理施設寺計</b> 可		環境部廃棄物対策課	092-643-3364
		産業廃棄物不適正処理に係る監視・指導 PRTR制度		環境部監視指導課	092-643-3395
		アドエド 利皮		環境部環境保全課 環境部環境保全課	092-643-3359 092-643-3359
	化学物質	  ダイオキシン类	古	· 現場 · 見 · 見 · 見 · 見 · 見 · 見 · 見 · 見 · 見 ·	
	11111111111111111111111111111111111111	メイス <i>キ</i> ンノ*	具	環境部廃棄物対策課	092-643-3364 092-643-3398
		<b></b>	•	<b>単け业卒切合の広人・批卒批巡</b> 囲	092-643-3571
		農薬安全対策 騒音·振動·悪臭		農林水産部食の安全・地産地消課 環境部環境保全課	092-643-3360
			大	農林水産部農村森林整備課	092-643-3510
	l	地盤沈下		環境部環境保全課	092-643-3359
	その他	放射線		環境部環境保全課	092-643-3360
			対策	教育庁教育総務部施設課	092-643-3900
		学校施設への対策 畜産経営環境保全対策		農林水産部畜産課	092-643-3496
	アジア自治体間環境		1 N V ¬¬¬ V, 1 N V	環境部環境政策課	092-643-3352
国際環境協力の	グリーンアジア国際	<b>戦略総合特区</b>		商工部商工政策課産業特区推進室	092-643-3416
推進	福岡アジアビジネス		(ABC)	商工部新事業支援課	092-643-3430
推進	国連ハビタット福岡			企画·地域振興部国際局	092-643-3201

【参考】環境部関係出先機関(保健福祉環境事務所)

【多名】垛况即别你山兀城舆(怀饶悃仙垛况事物别)						
名称		連絡先	所管区域			
筑紫保健福祉環境事務所	地域環境課	092-513-5611	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、			
<b>州系体性佃业垛况事物</b> 別	環境指導課	092-513-5612	糸島市、那珂川市			
宗像·遠賀保健福祉環境	地域環境課	0940-36-2475	中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋			
事務所	環境指導課	0940-36-6322	郡、遠賀郡			
	地域環境課	0948-21-4975				
嘉穂·鞍手保健福祉環境		0948-21-4812	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻			
事務所	環境指導課	0948-21-4813	市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡			
		0948-21-4814				
北筑後保健福祉環境事務所	環境課地域環境係	0942-30-1052	小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井			
(久留米分庁舎)	環境課環境指導係	0942-30-1058	郡			
南筑後保健福祉環境事務所	地域環境課	0943-22-6963	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川			
(八女分庁舎)	環境指導課	0943-22-6964	市、みやま市、三潴郡、八女郡			
京築保健福祉環境事務所	環境課地域環境係	0930-23-9050	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡			
不不厌怕血 <sup>块</sup> 况事仍们	環境課環境指導係	0930-23-2380	11.11111111111111111111111111111111111			

# (5) 附属機関等

名 称	設置年月	内 容	構成等
福岡県環境審議会	平成 6.8	環境に関する基本的事項及び自然環境の 保全に関する重要事項の調査審議	学識経験者、関係行政機関職員等 37名
福岡県公害審査会	昭和46.1	公害に関する紛争解決のため、あっせん、 調停及び仲裁を行う	委員は、議会の同意を得て知事が任 命。15名
福岡県公害専門委員	昭和44.4	地方自治法第174条の規定に基づく公害 の技術的事項に関する助言、指導	学識経験者に委嘱10名
福岡県環境影響評価 専 門 委 員	平成 4.11	環境影響評価に関して専門的な見地から 意見を述べる地方自治法第174条の規定 に基づく専門委員	学識経験者15名
福岡県産業廃棄物 審 議 会	平成 3.1	産業廃棄物の処理に関する重要な事項等 について調査審議する	学識経験者5名
福岡県環境対策協 議 会	昭和48.4	庁内協議機関として、環境対策の重要事 項に関する連絡、審議及び調整を行う	環境政策部会等7部会を設置
福岡県産業廃棄物広域処理推進協議会	平成元. 11	福岡県廃棄物処理計画に基づき、産業廃 棄物の広域的処理体系を早期に確立する	県知事が会長、市長会及び町村会の 各会長が副会長。各市町村長で組織。 県内4地区推進協議会を設置
福岡県廃棄物不法処 理防止連絡協議会	平成 6.3	廃棄物の不法処理防止に関する情報交換、監視及び環境保全活動を行う	県、県警、市町村、業界団体等9名 県内9地域連絡協議会を設置
福岡県環境県民会議	平成 8.2	県民、事業者及び行政が一体となって、福岡県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、取り組むべき方策を検討し、その対策の推進を図ることを目的とする	
福岡県省エネルギー 推 進 会 議	平成22.7	事業所における省エネルギーの取組を推進し地球温暖化防止と企業振興に貢献することを目的とする	民間企業、事業者団体、行政機関等26団体
福岡県食品ロス削減 推 進 協 議 会	平成28.6	製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスの削減を推進するため、県民・ 事業者・関係団体及び行政が一体となって、県民運動に取り組む	学識経験者、食品関係事業者団体、消費者団体、行政機関等 45名
福岡県気候変動適応推進協議会	令和元. 9	気候変動の影響や適応策について情報を 共有するとともに、気象台や専門家からの 助言を得て、県内における気候変動の推進 を図るための協議会を開催する。	専門家、国立環境研究所、福岡管区気象台、県研究機関、県関係部局、政令指定都市、中核市

# (6) 附属機関等委員名簿

ア 福岡県環境審議会(環境基本法第43条、平成6年8月設置)

令和5年11月1日現在

氏名         職名         任命期間           浅野         直人         福岡大学名誉教授         5.1.24~7.1.23           穴井         謙         福岡大学工学部教授         5.1.24~7.1.23           新井         富美子         福岡県議会議員         5.7.13~7.1.23           池山         喜美子         (公社)全国消費生活相談員協会元九州支部長         5.1.24~7.1.23           伊澤雅子         北九州市立自然史・歴史博物館館長         5.1.24~7.1.23           伊藤洋         北九州市立大学名誉教授         5.1.24~7.1.23           井上善博 原鶴温泉旅館協同組合組合長         5.7.13~7.1.23           岩男和彦         九州農政局生産部長         5.6.2~7.1.23           岩期         志保         まほろば自然学校代表         5.1.24~7.1.23           岩熊志保         まほろば自然学校代表         5.1.24~7.1.23           塩開原         五.24~7.1.23         た.24~7.1.23           塩開原         五.24~7.1.23         た.24~7.1.23           塩属原         五.24~7.1.23         た.1.24~7.1.23           カー東 高岡上議会議員         5.1.24~7.1.23           大保原         協園県糸島猟友会会長         5.1.24~7.1.23           大保原         協園上銀子学院に発布部警備教難部長         5.7.20~7.1.23           大保原         協園上銀会議員         5.7.20~7.1.23           大保原         本内・運         5.1.24~7.1.23           大保原         本内・運         5.1.24~7.1.23				
穴 井       謙       福岡大学工学部教授       5.1.24~7.1.23         新 井       富美子       福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         池 山       喜美子       (公社)全国消費生活相談員協会元九州支部長       5.1.24~7.1.23         伊 澤       雅 子       北九州市立自然史・歴史博物館館長       5.1.24~7.1.23         伊 藤       洋       北九州市立大学名誉教授       5.1.24~7.1.23         井 上       善博博原鶴温泉旅館協同組合組合長       5.1.24~7.1.23         ウ 林       久       福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         岩 男       和 彦       九州農政局生産部長       5.6.2~7.1.23         岩 熊       志 保 まほろば自然学校代表       5.1.24~7.1.23         塩 財       本 店       九州地方整備局企画部長       5.7.20~7.1.23         梶 原       剛 二       日本野鳥の会筑豊支部長       5.1.24~7.1.23         瀬 樹       薫 福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         瀬 樹       本 福岡経済同友会会員       5.1.24~7.1.23         久 保       潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長       5.1.24~7.1.23         及 藤       富 和 弁護士       5.7.20~7.1.23         後 藤       富 和 弁護士       5.7.20~7.1.23         後 藤       富 和 弁護士       5.7.20~7.1.23         次 康       京 第七管区海上保安本部警備救難部長       5.7.20~7.1.23         次 康       京 第七管区海上保安本部警備救難部長       5.7.20~7.1.23         次 康       京 第七学区等、第七学区等、第七学区等、第七学区等、	職名任命期間		氏 名	
新 井 富美子 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23 池 山 喜美子 (公社)全国消費生活相談員協会元九州支部長 5.1.24~7.1.23 伊 澤 雅 子 北九州市立自然史・歴史博物館館長 5.1.24~7.1.23 伊 藤 洋 北九州市立大学名誉教授 5.1.24~7.1.23 井 上 善 博 原鶴温泉旅館協同組合組合長 5.1.24~7.1.23 今 林 久 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23 岩 男 和 彦 九州農政局生産部長 5.6.2~7.1.23 岩 熊 志 保 まほろば自然学校代表 5.1.24~7.1.23 蛭 井 雅 広 九州地方整備局企画部長 5.7.20~7.1.23 梶 原 剛 二 日本野鳥の会筑豊支部長 5.7.20~7.1.23 嘉 村 薫 福岡経済同友会会員 5.1.24~7.1.23 東 瀬 蔥 恵 福岡経済同友会会員 5.1.24~7.1.23 久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授 5.1.24~7.1.23 久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長 5.1.24~7.1.23 後 藤 富 和 弁護士 5.7.20~7.1.23 池 強 東 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23 清 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授 5.1.24~7.1.23 西 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長 5.1.24~7.1.23 下 1 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長 5.1.24~7.1.23 下 日 善美 西日本新聞社社会部長 5.1.24~7.1.23	2名誉教授 5.1.24~7.1.23	人	野	浅
池 山 喜美子 (公社)全国消費生活相談員協会元九州支部長	工学部教授 5.1.24~7.1.23	謙	井	穴
伊 澤 雅 子 北九州市立自然史・歴史博物館館長 5.1.24~7.1.23  伊 藤 洋 北九州市立大学名誉教授 5.1.24~7.1.23  井 上 善 博 原鶴温泉旅館協同組合組合長 5.1.24~7.1.23  今 林 久 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23  岩 男 和 彦 九州農政局生産部長 5.6.2~7.1.23  岩 熊 志 保 まほろば自然学校代表 5.1.24~7.1.23  塩 熊 志 保 まほろば自然学校代表 5.1.24~7.1.23  梶 原 剛 二 日本野鳥の会筑豊支部長 5.7.20~7.1.23  梶 原 剛 二 日本野鳥の会気豊支部長 5.7.13~7.1.23  瀬 遵 政 惠 福岡経済同友会会員 5.1.24~7.1.23  久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授 5.1.24~7.1.23  久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長 5.1.24~7.1.23  桑 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備教難部長 5.7.20~7.1.23  後 藤 富 和 弁護士 5.1.24~7.1.23  小 緑 貴 吏 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23  本 持 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授 5.1.24~7.1.23  西 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授 5.1.24~7.1.23  西 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授 5.1.24~7.1.23  西 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長 5.1.24~7.1.23  佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授 5.1.24~7.1.23	<b>6</b> 会議員 5.7.13~7.1.23	i美子	井	新
伊藤 洋         北九州市立大学名誉教授         5.1.24~7.1.23           井 上 善博 原鶴温泉旅館協同組合組合長         5.1.24~7.1.23           今 林 久 福岡県議会議員         5.7.13~7.1.23           岩 男 和 彦 九州農政局生産部長         5.6.2~7.1.23           岩 熊 志 保 まほろば自然学校代表         5.1.24~7.1.23           笠 井 雅 広 九州地方整備局企画部長         5.7.20~7.1.23           梶 原 剛 二 日本野鳥の会筑豊支部長         5.1.24~7.1.23           瀬 遠 政 恵 福岡県議会議員         5.7.13~7.1.23           久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授         5.1.24~7.1.23           久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長         5.1.24~7.1.23           桑 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備救難部長         5.7.20~7.1.23           後 藤 富 和 弁護士         5.1.24~7.1.23           小 緑 貴 吏 福岡県議会議員         5.7.13~7.1.23           酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授         5.1.24~7.1.23           酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授         5.1.24~7.1.23           阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長         5.1.24~7.1.23           佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授         5.1.24~7.1.23		美子	<u>山</u>	池
井 上 善博         原鶴温泉旅館協同組合組合長         5.1.24~7.1.23           今 林 久         福岡県議会議員         5.7.13~7.1.23           岩 男 和 彦 九州農政局生産部長         5.6.2~7.1.23           岩 熊 志 保 まほろば自然学校代表         5.1.24~7.1.23           笠 井 雅 広 九州地方整備局企画部長         5.7.20~7.1.23           梶 原 剛 二 日本野鳥の会筑豊支部長         5.7.13~7.1.23           嘉 村 薫 福岡県議会議員         5.7.13~7.1.23           河 邊 政 惠 福岡経済同友会会員         5.1.24~7.1.23           久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授         5.1.24~7.1.23           久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長         5.1.24~7.1.23           桑 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備救難部長         5.7.20~7.1.23           後 藤 富 和 弁護士         5.1.24~7.1.23           小 緑 貴 吏 福岡県議会議員         5.7.13~7.1.23           酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授         5.1.24~7.1.23           酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長         5.1.24~7.1.23           阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長         5.1.24~7.1.23           佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授         5.1.24~7.1.23	i立自然史·歷史博物館館長 5.1.24~7.1.23	子	澤	伊
今 林       久       福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         岩 男       和 彦       九州農政局生産部長       5.6.2~7.1.23         岩 熊       志 保       まほろば自然学校代表       5.1.24~7.1.23         笠 井       雅 広       九州地方整備局企画部長       5.7.20~7.1.23         梶 原       剛 二       日本野鳥の会筑豊支部長       5.1.24~7.1.23         酒 瀬       福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         河 邊       政 恵       福岡経済同友会会員       5.1.24~7.1.23         久 保       潤一郎       (一社)福岡県糸島猟友会会長       5.1.24~7.1.23         桑 原       裕 志       第七管区海上保安本部警備救難部長       5.7.20~7.1.23         後 藤       富 和       弁護士       5.1.24~7.1.23         小 緑       貴 東       福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         酒 井       かおり       九州大学大学院農学研究院准教授       5.1.24~7.1.23         酒 井       美和子       小郡市三井郡教育研究所事務局長       5.1.24~7.1.23         阪 口       由       美       西日本新聞社社会部長       5.1.24~7.1.23         佐 藤       しのぶ       九州工業大学大学院工学研究院准教授       5.1.24~7.1.23	i立大学名誉教授 5.1.24~7.1.23	洋	藤	伊
岩 男 和 彦 九州農政局生産部長       5.6.2~7.1.23         岩 熊 志 保 まほろば自然学校代表       5.1.24~7.1.23         笠 井 雅 広 九州地方整備局企画部長       5.7.20~7.1.23         梶 原 剛 二 日本野鳥の会筑豊支部長       5.1.24~7.1.23         嘉 村 薫 福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         河 邊 政 惠 福岡経済同友会会員       5.1.24~7.1.23         久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授       5.1.24~7.1.23         久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長       5.1.24~7.1.23         養 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備救難部長       5.7.20~7.1.23         後 藤 富 和 弁護士       5.1.24~7.1.23         小 緑 貴 吏 福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授       5.1.24~7.1.23         酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長       5.1.24~7.1.23         阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長       5.1.24~7.1.23         佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授       5.1.24~7.1.23	!旅館協同組合組合長 5.1.24~7.1.23	博	上	井
岩熊       志保       まほろば自然学校代表       5.1.24~7.1.23         笠井       雅広       九州地方整備局企画部長       5.7.20~7.1.23         梶原       剛二       日本野鳥の会筑豊支部長       5.1.24~7.1.23         嘉村       薫 福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         久場       隆広       九州大学大学院工学研究院教授       5.1.24~7.1.23         久保潤一郎       (一社)福岡県糸島猟友会会長       5.1.24~7.1.23         食藤富和弁護士       5.1.24~7.1.23         水緑貴吏       福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         水緑貴吏       福岡県議会議員       5.7.13~7.1.23         酒井かおり九州大学大学院農学研究院准教授       5.1.24~7.1.23         阪口由美       西日本新聞社社会部長       5.1.24~7.1.23         佐藤しのぶ九州工業大学大学院工学研究院准教授       5.1.24~7.1.23	<b>6</b> 会議員 5.7.13~7.1.23	久	林	今
笠 井 雅 広 九州地方整備局企画部長5.7.20~7.1.23梶 原 剛 二 日本野鳥の会筑豊支部長5.1.24~7.1.23嘉 村 薫 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23河 邊 政 恵 福岡経済同友会会員5.1.24~7.1.23久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授5.1.24~7.1.23久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長5.1.24~7.1.23桑 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備救難部長5.7.20~7.1.23後 藤 富 和 弁護士5.1.24~7.1.23小 緑 貴 吏 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	<b>1.</b> 5. 6. 2~7. 1. 23	彦	男	岩
展 原 剛 二 日本野鳥の会筑豊支部長 5.1.24~7.1.23 嘉 村 薫 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23 河 邊 政 恵 福岡経済同友会会員 5.1.24~7.1.23 久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授 5.1.24~7.1.23 久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長 5.1.24~7.1.23 桑 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備救難部長 5.7.20~7.1.23 後 藤 富 和 弁護士 5.1.24~7.1.23 小 緑 貴 吏 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23 万.1.24 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授 5.1.24~7.1.23 下 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授 5.1.24~7.1.23 下 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長 5.1.24~7.1.23 下 日 東 西日本新聞社社会部長 5.1.24~7.1.23 下 1.24 下 1.23 下 1.24 下 1.24 下 1.23 下 1.24 下 1.23 下 1.24 下 1.24 下 1.23 下 1.24 下 1.23 下 1.24 下	自然学校代表 5.1.24~7.1.23	、保	熊	岩
嘉 村薫福岡県議会議員5.7.13~7.1.23河 邊政 恵福岡経済同友会会員5.1.24~7.1.23久 場隆 広九州大学大学院工学研究院教授5.1.24~7.1.23久 保潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長5.1.24~7.1.23桑 原裕 志第七管区海上保安本部警備救難部長5.7.20~7.1.23後 藤富 和弁護士5.1.24~7.1.23小 緑貴 吏福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒 井かおり九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井美和子小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口由 美西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤しのぶ九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	<b>i</b> 整備局企画部長 5.7.20~7.1.23	広	井	笠
河 邊 政 恵 福岡経済同友会会員5.1.24~7.1.23久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授5.1.24~7.1.23久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長5.1.24~7.1.23桑 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備救難部長5.7.20~7.1.23後 藤 富 和 弁護士5.1.24~7.1.23小 緑 貴 吏 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	りの会筑豊支部長 5.1.24~7.1.23	J =	原	梶
久 場 隆 広 九州大学大学院工学研究院教授5.1.24~7.1.23久 保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長5.1.24~7.1.23桑 原 裕 志 第七管区海上保安本部警備救難部長5.7.20~7.1.23後 藤 富 和 弁護士5.1.24~7.1.23小 緑 貴 吏 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	<b>会議員</b> 5.7.13~7.1.23	薫	村	嘉
久保 潤一郎 (一社)福岡県糸島猟友会会長5.1.24~7.1.23桑原 裕志 第七管区海上保安本部警備救難部長5.7.20~7.1.23後藤 富和 弁護士5.1.24~7.1.23小緑 貴 吏 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪口 由美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	F同友会会員 5.1.24~7.1.23	恵	邊 .	河
桑 原 裕 志第七管区海上保安本部警備救難部長5.7.20~7.1.23後 藤 富 和 弁護士5.1.24~7.1.23小 緑 貴 吏 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	大学院工学研究院教授 5.1.24~7.1.23	広	場	久
後藤 富 和 弁護士5.1.24~7.1.23小 緑 貴 吏 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	<b>阿県糸島猟友会会長</b> 5.1.24~7.1.23	一郎	保	久
小 緑 貴 吏 福岡県議会議員5.7.13~7.1.23酒 井 かおり 九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井 美和子 小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	海上保安本部警備救難部長 5.7.20~7.1.23	志	原	桑
酒 井かおり九州大学大学院農学研究院准教授5.1.24~7.1.23酒 井美和子小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤しのぶ九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	5. 1. 24~7. 1. 23	和	藤 '	後
酒 井 美和子小郡市三井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	<b>&amp;会議員</b> 5.7.13~7.1.23	更	緑 :	小
阪 口 由 美 西日本新聞社社会部長5.1.24~7.1.23佐 藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授5.1.24~7.1.23	大学院農学研究院准教授 5.1.24~7.1.23	おり	井	酒
佐藤 しのぶ 九州工業大学大学院工学研究院准教授 5.1.24~7.1.23	土井郡教育研究所事務局長5.1.24~7.1.23	和子	井	酒
	f聞社社会部長 5.1.24~7.1.23	美	П	阪
□ 京 取	大学大学院工学研究院准教授 5.1.24~7.1.23	のぶ	藤	佐
同 4人   庄   /1/11/ハナハナル云  1.17/カル広  世代12   5.1.24 1.1.23	大学院芸術工学研究院准教授 5.1.24~7.1.23	佳	取	高
髙 橋 義 彦 福岡県議会議員 5.7.13~7.1.23	<b>&amp;会議員</b> 5.7.13~7.1.23	彦	橋	髙
田 所 美恵子 JA福岡県女性協議会副会長 5.7.20~7.1.23	<b>景女性協議会副会長</b> 5.7.20~7.1.23	恵子	所	田
辻   真   弓   産業医科大学医学部教授   5.1.24~7.1.23	大学医学部教授 5.1.24~7.1.23	,弓	:	辻
萩 島    理    九州大学大学院総合理工学研究院教授    5.1.24~7.1.23	大学院総合理工学研究院教授 5.1.24~7.1.23	理	島	萩
藤 光 康 宏 九州大学大学院工学研究院教授 5.1.24~7.1.23	大学院工学研究院教授 5.1.24~7.1.23	宏	光	藤
毛 利 智 徳 九州経済産業局資源エネルギー環境部長 5.1.24~7.1.23	F産業局資源エネルギー環境部長 5.1.24~7.1.23	徳	利	毛
森   美穂子   久留米大学医学部講師   5.1.24~7.1.23	<b>文学医学部講師</b> 5.1.24~7.1.23	穂子_	:	森
森 本 美 鈴 NPO法人ふくおか環境カウンセラー協会理事 5.1.24~7.1.23	人ふくおか環境カウンセラー協会理事 5.1.24~7.1.23	鈴	本	森
柳 瀬 龍 二 元福岡大学教授 5.1.24~7.1.23	C学教授 5.1.24~7.1.23	<u> </u>		柳
横 溝 敏 子 福岡県地域婦人会連絡協議会会計 5.1.24~7.1.23	1域婦人会連絡協議会会計 5.1.24~7.1.23	(子	溝	横
吉 田 健一朗 福岡県議会議員   5.1.24~7.1.23	<b>姜会議員</b> 5.1.24~7.1.23	<u>一朗</u>	田 /	吉
渡 邊 公一郎 九州大学名誉教授 5.1.24~7.1.23		、占け	邊	渡
渡 辺 亮 一 福岡大学工学部教授 5.1.24~7.1.23	全名誉教授 5.1.24~7.1.23	(坦一)		

# イ 福岡県公害審査会(公害紛争処理法第13条、昭和46年1月設置)

令和5年11月1日現在

氏	名	職名	任 命 期 間
青 栁	明 彦	公益社団法人福岡県医師会理事	4. 1.14 ~ 7. 1.13
伊 藤	洋	北九州市立大学名誉教授	//
久 場	隆広	九州大学大学院工学研究院教授	//
佐 藤	薫	医師	//
下 田	大 介	福岡大学法学部教授	//
杉 原	裕司	九州大学大学院総合理工学研究院教授	//
高 田	正幸	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	//
田中	昭 代	九州大学プラズマナノ界面工学センター 特任講師	//
處	愛美	公益社団法人福岡県獣医師会理事	//
原口	恵子	公益社団法人福岡県薬剤師会常務理事	//
平 岩	みゆき	弁護士	//
馬渡	桜子	弁護士	//
柳橋	泰生	福岡大学工学部教授	//
山 内	勝也	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	//
吉 田	奈津子	弁護士	//

# ウ 福岡県産業廃棄物審議会(福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第24条、平成3年1月設置)

令和5年4月1日現在

氏	名	職名	任 命 期 間
藍川	昌 秀	北九州市立大学国際環境工学部教授	5. 3. 22~7. 3. 21
ウォンタナ ナルモン	ースントーン	佐賀大学大学院理工学研究科准教授	//
田口	幸洋	福岡大学名誉教授	//
田中	綾子	福岡大学大学院工学研究科教授	//
樋口	壯太郎	福岡大学名誉教授	//

## 工 福岡県公害専門委員

令和5年11月1日現在

氏	名	職名	任 命 期 間
嵐 谷	奎 一	産業医科大学名誉教授	5. 5.22 ~ 7. 5.21
池田	浩 人	福岡大学薬学部教授	//
井 上	尚 英	九州大学名誉教授	//
今 井	亮	九州大学大学院工学研究院教授	//
岩本	眞 二	(一財)日本環境衛生センター西日本支局 技術調査役	"
鵜 野	伊津志	九州大学応用力学研究所特任教授	//
楠 田	哲 也	広島大学人間社会科学研究科客員教授	//
笹木	圭 子	九州大学大学院工学研究院教授	5. $5.22 \sim 6.3.31$
原 田	昌 佳	九州大学大学院農学研究院教授	5. 5.22 ~ 7. 5.21
松藤	康司	福岡大学名誉教授	//

## 才 福岡県環境影響評価専門委員

令和5年11月1日現在

			1: 1::: 1 /4 1: /4
氏	名	職名	委 嘱 期 間
浅里	直 人	福岡大学名誉教授	5. 6. 1 ~ 7. 5.31
穴 扌	謙	福岡大学工学部教授	//
石棉	新 知 也	長崎大学大学院工学研究科准教授	//
乾	隆帝	福岡工業大学社会環境学部教授	//
内日	孝 紀	九州大学応用力学研究所准教授	//
大咖	<b>雄</b> 治	九州大学大学院農学研究院特任教授	//
笠間	清伸	九州大学大学院工学研究院教授	//
鈴った	慎 也	福岡大学工学部准教授	//
中 原	亨	北九州市立自然史・歴史博物館自然史課学芸員	//
馬場	悬  稔	北九州市立自然史・歴史博物館名誉館員	//
林	博 徳	九州大学大学院工学研究院准教授	//
廣源	後 哉	九州大学大学院農学研究院教授	//
真 釒	奇 徹	北九州市立自然史・歴史博物館自然史課長	//
皆川	月 朋子	熊本大学大学院先端科学研究部准教授	//
山坡	覧	九州大学大学院工学研究院教授	//

	委		令和5年11月1日現在
横 成 団 体 	職名	氏 名	区分
福岡県子ども会育成連合会	会長	大久保 康 博	
福岡県青少年団体連絡協議会	委員長	秋 吉 幸 二	
(公社)福岡県青少年育成県民会議	会長	長 井 政 典	
福岡県地域婦人会連絡協議会	会長	木 下 幸 子	
(公社)福岡県老人クラブ連合会	常務理事兼事務局長	飯 田 みゆき	
(公社)福岡県保育協会	専務理事兼事務局長	鶴 弘 之	
福岡県私学協会	会長	八尋太郎	県民団体
日本労働組合総連合会福岡県連合会	副事務局長	花 田 雅祐生	<b>米以四</b> 件
福岡県生活協同組合連合会	グリーンコープ生協ふくおか 理事長	坂 本 寛 子	
(社福)福岡県社会福祉協議会	常務理事	德 永 秀 昭	
(公財)福岡県地区衛生連合会	理事長	三浦德	
(公財)日本野鳥の会福岡支部	_	_	
(特活)はかた夢松原の会	理事長	礒 谷 慶 子	
(特活)ふくおか環境カウンセラー協会	理事長	依 田 浩 敏	
福岡県商工会議所連合会	事務局長	猪 野 猛	
福岡県中小企業団体中央会	専務理事	吉 岡 秀 樹	
福岡県商工会連合会	専務理事	初 田 寿	
(一社)九州経済連合会	産業振興部長	筬 島 修 三	
福岡経済同友会	事務局長	縄田真澄	
九州百貨店協会	事務局長	菅 原 良 三	
九州地区スーパーマーケット協会連合会	事務局長	村 山 覚	
(一社)福岡県バス協会	専務理事	中川原 達 也	事業者団体
(公社)福岡県トラック協会	常務理事	丸 山 隆	<b>事</b> 果有凹陷
(一社)福岡県自動車整備振興会	専務理事	牛 島 幹 之	
(一社)福岡県建設業協会	会長	黒木篤	
(公社)福岡県産業資源循環協会	専務理事	迎田惠之	
福岡県農業協同組合中央会	専務理事	片 山 博 文	
福岡県森林組合連合会	代表理事専務	梶 原 秀 康	
福岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	佐 藤 政 俊	
(公社)福岡県造園協会	事務局長	高 田 光 邦	
福岡県市長会	事務局長	石 橋 徹	
福岡県町村会	事務局長	星井寿俊	
北九州市	総務政策部長	中島 尚	/二.エケ+4枚目目
福岡市	環境政策部長	平 田 成 人	行政機関
福岡県教育委員会	教育振興部長	田中直喜	
福岡県	環境部長	鐘ヶ江 弥 生	
	*		

## キ 自然公園指導員

令和5年11月1日現在

氏 名	所 属 団 体	氏 名	所 属 団 体
加藤博史	筑豊山の会	有吉 政利	豊前市史跡ガイドボランティアの会
三根豊彦	霊山会	大友 あやか	
音成 道彦	福岡県キャンプ協会	太田幹人	久留米山岳会
是石知昭	福岡県山岳・スポーツクライミング 連盟	佐々木 弘 紹	
小泉武夫	福岡山の会	佐々木 公 隆	日本自然保護協会 日本鱗翅学会、日本蛾類学会
西井田 光広		下川 淳一	糸島植物友の会
佐々木 公裕	西日本の山に登る会	二上 秀昭	日本山岳ガイド協会、マウンテンガ イド協会
佐藤庸一		宮 原 克 久	日本野鳥の会北九州、日本自然保護協会、山階鳥類研究所、北九州市立 自然史博物館友の会
杉本 譲二	ハートランド平尾台(株)	牧 野 均	北九州植物友の会
王 丸 才恵子	しんつくし山岳会	山中 秀正	企救自然歩道を守る会
築島基樹	久留米昆蟲研究會	日野 充章	福大山岳部、久留米山岳会
中垣義秀	NPOサステナビリティ福岡	山中 秀之	
中野成隆		吉田一隆	
中原憲幸		伊 藤 均	
西 久			

<sup>~</sup>自然公園指導員~

国立公園及び国定公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防等について、利用者等への指導業務を行う。

## ク 環境保全指導員

令和5年11月1日現在

	氏	名		所 属 団 体		氏	名		所 属 団 体
井	上	哲	也	筑豊博物研究会	丹	下		洽	日本山岳会
築	島	基	樹	久留米昆蟲研究會	松	琴	常	道	
加	藤	博	史	筑豊山の会	松富	富士	将	和	日本野鳥の会筑後支部、 矢部川をつなぐ会
大	塚	三紅	己夫	福岡県勤労者山岳連盟、 BCC-ef	森		三	保	北九州市立自然史博物館友の会
唐	JII	宜	久	飯塚登山愛好会、 日本自然保護協会、 北九州市立自然史博物館友の会	山	井	朝	徳	日本山岳会、 ナイス福岡
來	島	仁左ェ	-門	筑豊博物研究会	生	田	哲	朗	日本野鳥の会福岡支部、 日本シェアリングネイチャー協会
広	塚	忠	夫	日本自然保護協会、 日本野鳥の会	山	田	武	史	日本山岳会北九州支部
国	分	謙	_	久留米の自然を守る会、 久留米昆蟲研究會	重	松	尚	紀	日本野鳥の会福岡支部、 WF-J、 和白干潟を守る会、 那珂川市環境を考える会 日本自然保護協会
小	林		繁	北九州植物友の会、日本シダの会、 北九州市立自然史博物館友の会、 日本自然保護協会	堀	JII	真	=	
下	田	信	廣	日本自然保護協会、 日本野鳥の会、 海幸山幸ネットワーク	岩	本	浩	<u></u>	日本自然保護協会、 香春道草の会
久信	呆山	雄	=	筑豊博物研究会	多日	田隈		優	北九州ケイビングクラブ、 北九州市立自然史博物館友の会
田	村	耕	作	日本野鳥の会福岡支部、 福岡県自然観察指導員連絡協議会					

## ~環境保全指導員~

自然環境及び生活環境の適正な保全を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の 予防等について、利用者等への指導業務を行う。

# 6 環境部門関係予算

(単位:千円)

区 分	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	増減額	対前年度比 (%)
環境総務費	1,833,546	1,869,861	36,315	102%
職員費	848,970	848,575	△ 395	100%
保健環境研究所費	76,436	84,376	7,940	110%
放射能測定調査費	141,650	239,871	98, 221	169%
環境総務管理費	7,305	7,713	408	106%
保健福祉環境事務所費	2,825	2,970	145	105%
リサイクル推進費	377,513	321,917	$\triangle$ 55,596	85%
環境保全施設融資費	157, 261	156,996	△ 265	100%
環境行政推進費	57,751	35, 384	△ 22,367	61%
産業廃棄物税基金積立金	163,835	172,059	8,224	105%
環境保全費	342, 373	401,754	59,381	117%
公害防止条例施行事務費	2,544	2,491	△ 53	98%
公害防止基本対策費	129	128	△ 1	99%
大気汚染防止費	61,827	76,438	14,611	124%
水質保全費	71, 157	61,892	△ 9,265	87%
騒音規制費	11,206	9,370	△ 1,836	84%
悪臭防止対策費	338	341	3	101%
閉鎖性海域環境保全対策費	348	349	1	100%
公害測定備品整備費	8,869	14, 992	6, 123	169%
振動規制費	1,939	2,640	701	136%
公害関係委託事業費	17,476	15,977	△ 1,499	91%
環境保全費	166,540	217, 136	50,596	130%
廃棄物対策費	866,931	875, 314	8,383	101%
清掃事業連絡調整費	726	726	0	100%
環境衛生改善費	562, 428	565, 485	3,057	101%
産業廃棄物対策費	303,777	309, 103	5,326	102%
自然環境費	416, 400	490, 483	74, 083	118%
環境影響評価審査費	935	1,033	98	110%
温泉保護管理費	80	80	0	100%
自然公園費	300,722	354, 424	53,702	118%
九州自然歩道管理費	10, 191	10, 191	0	100%
休暇村維持管理費	30, 941	30, 941	0	100%
自然環境費	51,904	72, 148	20, 244	139%
鳥獣保護対策費	21,627	21,666	39	100%
計	3, 459, 250	3,637,412	178, 162	105%

## 7 環境関連各種計画概要

計画	夕.	目的及び概要	策定年月	計画期間		策定根拠法令等	基本計画	jとの関係性	担	当
пШ			泉足平月	(年度)	年度	泉足似拠仏节寺	7つの柱	テーマ	課	係
第五次福岡! 境総合基本 (福岡県環 合ビジョン)	県環計画境総	県における環境に関する施策の 基本的な方向性を示し、環境の 面から総合的計画的に県行政を 推進するための施策大綱であ り、県民、事業者、行関しる すべての主体が環境に関し考え 行動する際の指針となるもの。	R4.3	R4~R8	R8	環境基本法の趣旨	-	-	環境政策課	企画広報班
福岡県環境行動計画(環境いき、共創プラン)	保全 いき )	平成4年の国連環境開発会議 (UNCED) 地球サミットにおい て、持続可能な開発の実現のため、21世紀に向けた具体的な行動計画として採択された「アジェンダ21」の理念を引き継いだ、福岡県版のローカアジェンダ21として具体的な環境保全行動のインデックス機能を持つもの。	Н9.3	Н9.3∼	未定	アジェンダ21	-	-	環境政策課	企画広報班
福岡県地球 化対策実行 (第2次)	計画	本県における地球温暖化に関する施策の基本的な方向性を示し、総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針となるもの。	R4.3	H29∼R12	未定	地球温暖化対策の推 進に関する法律第21 条気候変動適応法第12 条	3 脱炭素社会への移行	○温室効果ガス の排出削減・吸 収源対策(緩和 策)気候変動の影 響への適応(適 応策)	環境保全課	地球温暖化 対 策 係
福岡県環境 実行計画 (第5期)		県が率先して地球温暖化対策等の取組を進めることにより、自ら排出する温室効果ガスの削減等の環境負荷の低減を図る下間、県民、事業者及び市町村による地球温暖化対策等の取組を促進すること。	R2.3	R2~R12	未定	地球温暖化対策の推 進に関する法律第21 条	3 脱炭素社会 への移行	○温室効果ガス の排出削減(緩 和策)	環境保全課	調査指導係
福岡県第109別収集促進	期分計画	市町村が容器包装リサイクル法に基づき分別収集に取り組む品目と収集量見込みを取りまとめるともに、共っる技術的援助や 助言を通じ、本県に入りで発助や 切割を通じ、本県における容器 包装廃棄物の分別収集を促進するもの。	R4.8	R5∼R9	R7	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 第9条		○限りある資源 の効率的な利用 ○資源循環利用 の推進	循環型社会推進 選	リサイクル 係
福岡県廃棄		廃棄物処理法第5条の5に基づ き、廃棄物の処理の現状や課題 を明らかにした上で廃棄物の排 出抑制、適正な循環的利用及び 適正处理に関する諸課題への対 応を行い、循環型社会の形成に つなげるもの。	R3.3	R3∼R7	R7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5	4 循環型社会 の推進	○限りある資源 の効率的な利用 ○資源循環利用 の推棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物対 策 課	計画指導係
福岡県災害物処理計画	i	大規模災害時に被災地の復旧・ 復興を図るため、災害廃棄物の 迅速かつ適切な処理について定 めたもの。	Н28.3	H28∼	未定	-	4 循環型社会 の推進	○廃棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物対 策 課	計画指導係
福岡県生物:性戦略2022:2026	39 TBK  -	生物多様性の保全と持続可能な 利用に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための自然 環境分野の総合計画	R4.3	R4~R8	R8	生物多様性基本法第 13条	5 自然共生社 会の推進	○生物多様性の 保全と自然再生 の推進 ○生物多様性の 持続可能な利用	自然環境課	野生生物係
量、窒素含 及びりん含 に係る総量	有量 有量 削減	瀬戸内海の水質保全のため、本 県から瀬戸内海に流入する汚濁 物質の削減目標を定め、目標を 達成するために必要な施策を定 めたもの。(当初計画昭和54年)	R4. 10	R4∼	R9	水質汚濁防止法第4 条グ的酸素要求量、 窒素含有量及びりん 含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内 海)		○水環境の保全	環境保全課	水質係
	県計	有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し、実施すべき施策について定めたもの。	H15.3	H15∼	R5	有明海及び八代海等 を再生するための特 別措置に関する法律 第5条		○水環境の保全	環境保全課	水 質 係

			⇒1 ==:#088	コルシィマウ		<b>基</b> 大計画	との関係性	担	当
計 画 名	目的及び概要	策定年月	計画期間(年度)	改訂予定 年度	策定根拠法令等	7つの柱	テーマ	課	係
瀬戸内海の環境 保全に関する福 岡県計画	瀬戸内海の環境保全に関し実施 すべき施策を明らかにし、実施 する施策をより効果的なものと ちるため、中長期的にわたる総 合的な計画として策定したも の。	H28.11	H28∼	R5	瀬戸内海環境保全特別措置法第4条	6 健康で快適 に暮らせる生 活環境の形成	○水環境の保全		調査指導係
福岡県ポリ塩化 ビフェニル廃棄 物処理計画	PCB廃棄物の確実かつ適正な 処理の推進に関し必要な事項を 定め、PCB廃棄物の早期かつ 計画的な処理を促進し、もっ て、PCB廃棄物による環境汚 染の未然防止、県民の健療 護、生活環境の保全を図ること 等を目的とする。	Н17.12	H17∼R8	未定	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別 措置法第7条		○廃棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物対 策 課	計画指導係
福岡県汚水処理構想	生活環境の改善と公共用水域の 水質保全を図るため、下水道や 浄化槽などの汚水処理施設の計 画的かつ効率的な整備を行うも の。	Н29.3	H29∼R7	R6	-	6 健康で快適 に暮らせる生 活環境の形成	○水環境の保全	(浄化槽 と 関と 廃 策 策 課	(浄化槽に 関するこ と) 施設第一係
	海岸漂着物処理推進法及び国の 基本方針に基づき、海岸漂着物 対策を総合的かつ効果的に推進 するために策定したもの。	Н24.3	H24∼	未定	美しく豊かな自然を 保護するための海岸 における良好な景観 及び環境の保全に係 る海岸漂着物等の処理等の推進に関する 理等の推進に関する 法律第14条	4 循環型社会 の推進	○廃棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物対 策 課	計画指導係
	県の全機関を挙げて、環境に配 慮した物品等の調達に取り組む とともに、県民、事業者及び市 町村の取組。選達推基ことを調達 に当たっての判断基準及び調達 目標を定めたもの。	R5.3	R5	毎年	1 国等による環境 物品等の調達の推進 等に関する法律第10 条		○経済・社会の グリーン化の推 進	環境保全課	地球温暖化対策係
福岡県食品ロス削減推進計画	県では、平成28年度から食品ロス削減の推進に取り組んでおり、これまで培ってきた食品ロス削減の気運を高め、更なる取組の推進を図ることを目的に策定。	R4.3	R4~R8	R7	食品ロスの削減の推 進に関する法律第12 条	4 循環型社会 の推進	○限りある資源 の効率的な利用	循環型社会推 進 課	事業化推進係

## 8 環境関連福岡県知事表彰一覧

※表彰対象、被表彰者等詳細については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html) から閲覧することができます。

## 【環境保全功労者知事表彰】

目的	5年度表彰実績	所管課及び電話番号
環境保全のための活動を自主的、積極的に推進し、その成果 が特に顕著である個人又は団体を表彰するもの。	6個人、2団体	環境政策課 092(643)3355

## 【エコファミリー表彰】

目的	4年度表彰実績	所管課及び電話番号	
エコファミリーの取組を奨励するため、他の模範となる優秀 な取組が実践されたと認められる世帯及びグループを表彰す るもの。	11世帯、1グループ	環境保全課 092(643)3356	

#### 【エコ事業所表彰】

目的	4年度表彰実績	所管課及び電話番号
エコ事業所が実施する環境に配慮した事業活動について、特に優れた取組を行っている事業所を顕彰することにより、県内の多くの事業所が積極的に二酸化炭素排出量の削減やその他の環境に配慮した事業活動に取り組み、地球温暖化防止をはじめとした環境改善に貢献することを目的とする。	9事業所	環境保全課 092(643)3356

## 【循環型社会形成推進功労者知事表彰】

目的	5年度表彰実績	所管課及び電話番号
総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収(エネルギーリカバリー)の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰するもの。	3団体、2企業	循環型社会推進課 092(643)3371

## 【鳥獣保護功績者表彰】

目的	5年度表彰実績	所管課及び電話番号
鳥獣の保護活動に功績のあった個人又は団体を表彰するも の。	個人5名	自然環境課 092(643)3367

## 【環境美化推進功労者等知事表彰】

目的	4年度表彰実績	所管課及び電話番号	
環境の美化、生活環境の改善及び廃棄物関係の事業等に顕著	個人29名、7団体、	廃棄物対策課	
な功績があった個人、企業	7地区	092(643)3363	

## 【食品口ス削減優良取組知事表彰】

目的	4年度表彰実績	所管課及び電話番号	
食品ロス削減の気運醸成及び取組の更なる推進を目的として、食品ロス削減に資する優れた取組を表彰するもの。	3団体、3企業	循環型社会推進課 092(643)3381	

#### 9 県の環境関連施設

#### 【福岡県平尾台自然観察センター】

我が国有数のカルスト台地平尾台に位置し、自然保護の拠点施設として、自然の仕組みや自然公園利用のマナーを学ぶための展示やシアターなどを設置しているほか、各種自然観察会などを実施して いる。

「場 所〕 北九州市小倉南区平尾台1-4-40

[電 話〕 093-453-3737

[開館時間] 9:00~17:00

〔休館日等〕 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

夏休み期間は無休

〔入場料〕無料

#### 【福岡県志賀島ビジターセンター】

玄海国定公園内の志賀島に位置し、国宝「金印」レプリカの展示 や、自然環境やワンヘルスに関する情報発信をしているほか、自然 体験イベントなどを実施している。

所〕 福岡市東区勝馬(休暇村志賀島内)

話〕 092-603-6631 (休暇村志賀島)

〔開館時間〕 9:00~17:00

〔休館日等〕 月曜日(祝日の場合は翌日)

「入場料] 無料

#### 【福岡県立夜須高原記念の森】

広さ23ヘクタールの森林公園。主な施設としては、レクチャー ルーム等のある管理センター、大型遊具、広大な芝生公園、遊歩道 があり、子どもから大人まで自然との一体感が味わえる。

所〕 朝倉郡筑前町大字櫛木3-6

「雷 話〕 0946-42-0590

〔開館時間〕 4月~10月 9:00~18:00

ゴールデンウィーク、夏休み期間 8:30~18:30 11月~3月 9:00~17:00

[休館日等] ゴールデンウィーク、夏休み期間を除く毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12月29日~1月3日

〔入場料〕無料

#### 【福岡県立四王寺県民の森】

大野城市、太宰府市、宇美町にまたがる四王寺山一帯の約342へクタールの森林公園。春の花、初夏の緑、秋の紅葉など、森の四季を体験 でき、身近な自然や野鳥と親しめる。公園内には、特別史跡の大野城跡 など史跡環境があり歴史も学ぶことができる。

所〕 糟屋郡宇美町大字四王寺207

「雷 話〕 092-932-7373

〔開館時間〕 4月~9月 9:00~18:00、10月~3月 9:00~17:00

〔休館日等〕 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日~1月3  $\exists$ 

〔入場料〕無料

## 【福岡県緑化センター】

緑化樹木の展示や病害虫の防除など緑化全般についての相談、緑化 施術の向上、緑化知識の普及を図るための研修会、講習会等を行って いる。

[場 所〕 久留米市田主丸町益生田1125

話〕 0943-72-1193

〔開館時間〕 8:30~17:00 (駐車場9:00~16:30)

夏休み期間 8:30~18:00 (駐車場9:00~17:30)

〔休館日等〕 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日~1月3

〔入場料〕無料

## 【福岡県水産資料館】

福岡県の海や漁業について映像を中心に解説。

団体による見学の場合、職員による解説を希望される方は事前申込み が必要。

「場 所〕 福岡市西区今津1141-1 福岡県水産海洋技術センター内

話〕 092-805-3311

〔開館時間〕 9:30~17:00

〔休館日等〕 月曜日(祝日の場合は翌日)、ゴールデンウィー

ク・年末年始については事前に問い合わせ

「入場料] 無料

#### 【あまぎ水の文化村】

遊びながら水の大切さを学ぶことができる施設。 館内には、水に関する図書や資料が置いてあるライブラリーコーナー 寺内ダムのダム湖の景観を楽しみながらゆっくりできる休憩室などがあ

所〕 朝倉市矢野竹831

「雷 話〕 0946-25-0323

[開館時間] 4月~10月 10:00~18:00 (入園は17:30まで) 11月~3月 10:00~17:00 (入園は16:30まで)

〔休館日等〕 毎週月曜日及び毎月第3火曜日(祝日の場合は翌 日)、12月28日~1月4日

#### 【福岡県立社会教育総合センター】

敷地面積201,750㎡の施設・設備、また、周辺の豊かな自然を利用し て登山、ハイキング、自然観察などの活動や研修ができる宿泊型社会教 育施設である。

所〕 糟屋郡篠栗町大字金出3350-2

話〕 092-947-3511 「雷

〔休館日等〕 第2月曜日、第4日曜日、12月28日~1月4日

福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する [利用料金] 条例による施設利用料金のほか、食費等が必要で

#### 【福岡県立英彦山青年の家】

耶馬日田英彦山国定公園内、標高800mに位置していることから、多 くの自然にも恵まれ、100種類を超える野鳥や1,000種類を超える植物 を観察することができる。これらの自然を生かした体験活動等ができる 宿泊型社会教育施設である。

所〕 田川郡添田町大字英彦山32-18

[電 話〕 0947-85-0101

〔休館日等〕 第1月曜日、第3日曜日、12月28日~1月4日 〔利用料金〕 食費及びシーツの洗濯代等を除き、無料

#### 【福岡県立少年自然の家「玄海の家」】

青々と広がる玄界灘と美しく連なるさつき松原の大自然の中で、海浜 を中心とした自然体験活動や環境教育等の体験学習を通して、豊かな 人間性を持ち、たくましく生きる子どもの成長を支援する宿泊型社会教 育施設である。

所〕 宗像市神湊1276

[電 話〕 0940-62-2511

〔休館日等〕 毎週月曜日(祝日は除く)、12月28日~1月4日 〔利用料金〕 食費及びシーツの洗濯代等を除き、無料

### 10 大気関係資料

## (1) 微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起

環境省の「微小粒子状物質( $PM_{2.5}$ )に関する専門家会合」が示した、 $PM_{2.5}$ に関する注意喚起のための暫定的な指針(日平均値  $70\,\mu\,g/m^3$ )に基づき、本県では平成 25 年 3 月 9 日から、 $PM_{2.5}$ に関する注意喚起を行うこととしており、同年 12 月 6 日からは早朝の判断に加え、午後の早い時間にも注意喚起の判断を行うこととした。

また、環境省において「微小粒子状物質( $PM_{2.5}$ )に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について(第 2 次)」が取りまとめられ、本県では平成 26 年 12 月 18 日から、注意喚起の解除判断を行うとともに、従来の早朝の判断方法を見直した。

#### ア 注意喚起を行う地域

県内を4地域に分け、地域ごとに注意喚起を実施する。

水門と「地域に分り、一部のことに圧忽吹んとくだり」。			
地 域	市町村		
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町		
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、 糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町		
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、 朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町		
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、 添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町		

## イ 注意喚起の判断方法

- ○同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85μg/m³を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午前8時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。
- ○同一地域内の1測定局でも、午前5時から12時の1時間値の平均値が80μg/m³を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午後1時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。

#### ウ 注意喚起解除の判断方法

〇注意喚起を実施した地域内にある判断基準値を超過した全ての測定局において、 $PM_{2.5}$ 濃度の1時間値が2時間連続して  $50\mu g/m^3$ 以下に改善した場合、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮して、注意喚起を解除する。( $PM_{2.5}$ 濃度が解除条件まで改善しない場合、午前0時をもって自動解除する。)

#### エ 注意喚起の方法

- ○県ホームページに注意喚起情報を掲載
- ○「防災メール・まもるくん」による県民等への注意喚起を実施
- ○県公式 LINE による県民等への注意喚起を実施
- ○報道機関(テレビ、ラジオ)に対する注意喚起情報の提供
- ○市町村、関係機関等への通知

#### オ 注意喚起の内容(行動の目安)

- ○不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ○換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。
- ○高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等)は、より慎重な行動が望まれる。

#### (2) 光化学オキシダント緊急時対策

大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 23 条の規定に基づき、本県では、光化学オキシダントに係る緊急時にとるべき必要な措置を定め、大気汚染の状況に応じた注意報等の発令や事業者への排出量削減要請等を行っている

## ア 注意報等を発令する地域

北九州市以外の地域については福岡県知事が、北九州市域については北九州市長が光化学オキシダントに係る 注意報等を発令する。

## イ 発令の基準

光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱に基づき、光化学オキシダントに係る大気の汚染が著しくなり、 気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続し、人の健康に被害が生ずるおそれがあると認められるときには、 県は注意報等を発令する。

#### ○注意報

基準測定点において測定値(オキシダントの含有率の1時間値)が 0.12 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

#### ○警報

基準測定点において測定値が 0.24 ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続する

と認められるとき。

#### ○重大警報

基準測定点において測定値が 0.40 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

## ウ 緊急時対策実施の方法

- ○県ホームページに注意報等発令情報を掲載
- ○「防災メール・まもるくん」による県民等への注意報等発令を周知
- ○県公式 LINE による県民等への注意報等発令を周知
- ○報道機関(テレビ、ラジオ)に対する注意報等発令情報の提供
- ○市町村、関係機関等への通知
- ○主要ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者への情報提供及び排出削減要請等

#### 工 注意報等発令時の注意事項(行動の目安)

- ○外出は控え、屋外での激しい運動等をやめる。
- ○不要不急の自動車の使用を控える。
- ○目や喉に刺激を感じたときは洗眼やうがいを行い、症状に応じて医療機関の診断を受ける。
- ○ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者は排出ガス量削減等に協力する。

#### (3) 大気汚染に係る環境基準

物質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化硫黄 (S48.5.16 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又は この方法によって測定された重量濃度 と直線的な関係を有する量が得られる 光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ 線吸収法
光化学オキシダント (\$48.5.8 告示)	   1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光 光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又 はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (853.7.11 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であ ること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又 はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること。	
トリクロロエチレン (H9.2.4 告示、 H30.11.19 改正)	1 年平均値が 0.13mg/m³以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量 分析計により測定する方法又はこれと
テトラクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	同等以上の性能を有すると認められる     方法
ジクロロメタン (H13.4.20 告示)	1年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	
微小粒子状物質 (H21.9.9 告示)	l 年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、 l 日平均値が35μg/m³以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又は この方法によって測定された質量濃度 と等価な値が得られると認められる自 動測定機による方法

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2. 環境基準は、表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 4. 二酸化窒素について、1 時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 6. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に

摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## (4) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
物質	環境上の条件		
アクリロニトリル (H15.9.30 通知)	年平均値 2μg/m³ 以下		
アセトアルデヒド (R2. 8. 20 通知)	年平均値 120μg/m³ 以下		
塩化ビニルモノマー (H15.9.30 通知)	年平均値 10μg/m³ 以下		
塩化メチル (R2. 8. 20 通知)	年平均値 94μg/m³ 以下		
水銀 (H15.9.30 通知)	年平均値 0.04μg-Hg/m³ 以下		
ニッケル化合物 (H15.9.30 通知)	年平均値 0.025μg-Ni/m³ 以下		
クロロホルム (H18.12.20 通知)	年平均値 18μg/m³ 以下		
1,2-ジクロロエタン (H18.12,20 通知)	年平均値 1.6μg/m³ 以下		
1,3ーブタジエン (H18.12.20 通知)	年平均値 2.5μg/m³ 以下		
ヒ素及び無機ヒ素化合物 (H22.10.15 通知)	年平均值 6ng-As/m³ 以下		
マンガン及び無機マンガン化合物 (H26.5.1 通知)	年平均値 0.14μg-Mn/m³ 以下		

- 1. この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであるため、環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。
- 2. ニッケル化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定することが困難であるため、ニッケル及びその化合物の全量を測定することとされている。

## 11 水質関係資料

## (1) 水質汚濁に係る環境基準等

※ 公共用水域及び地下水の水質測定結果については、「公害関係測定結果」(福岡県行政資料)又は下記アドレス参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-mizu-ippan-env.html

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.02mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.lmg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	lmg/L 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
19	チウラム	0.006mg/L 以下
20	シマジン	0.003mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下
23	セレン	0.01mg/L以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
25	ふっ素	0.8mg/L 以下
26	ほう素	lmg/L 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- .... 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

## 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

- 1 河川
  - (1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目	利田口仲小海内州		基	準	值	
類型		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	lmg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下
А	水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下
В	水道 3 級、水産 2 級及びC 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下
С	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	_
D	工業用水 2 級、農業用水及 びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	_
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな い こ と 。	2mg/L 以上	_

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
  - (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
    - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
      - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
      - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
    - 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
      - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
      - 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
    - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
      - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
      - 工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの
    - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目		基 準 値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルバンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

#### 備考

- 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)
- (2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖) ア

項目	利用目的の適応性		基	準	值	
類型	不り円 日中ソレノ連ルの任	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1級、水産 1級、自 然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100ml 以下
А	水道2、3級、水産2級、 水浴及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下
В	水産3級、工業用水1級、 農業用水及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_
С	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	_

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道 1 級を利用目的としている地点 (自然環境保全を利用目的としている地点を除く。) については、大腸菌数 100 C F U / 100ml 以下とする。
- 3 水道 3級を利用目的としている地点(水浴又は水道 2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000 CFU  $\sim 100$ ml 以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
  - (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
    - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
      - 水道 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
    - 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
      - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
      - 水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
    - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
      - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
    - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

1

項目	利用目的の適応性	基	進値
類型	が一方日のジンの通り以注	全 窒 素	全 リ ン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
П	水道 1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産 1種、水浴及び Ⅲ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

#### 備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。
  - (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
    - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)

3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

ゥ

項目			基準値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

エ

項目		基準値
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生 する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生 する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

### 2 海域

項目	利用目的の適応性		基	準	値	
類型	イゴノコ 日 ドンヘンド値小で   王	水素イオン 濃度 (p H)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
А	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	検出 されないこと。
В	水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	I	検出 されないこと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	_

### 備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。 2 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコ ロニー数を数えることで算出する。
  - (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
    - 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
      - 水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
    - 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目	利用目的の適応性	基準	値
類型	利用日町が通が出	全 窒 素	全 リ ン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及 び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
П	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種 及び 3 種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	l mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

### 備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
    - 水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
    - 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
  - 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ゥ

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
類型	小土土物の土态状況の週が圧	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目	小	基 準 値
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性 	底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・ 再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

別表 3 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

	(の水真汚淘に係る環境基準(平成9年3月13 項 目	基準値	備考
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	
2	全シアン	検出されないこと。	
3	鉛	0.01mg/L 以下	
4	六価クロム	0.02mg/L 以下	
5	♥ 砒素	0.01mg/L 以下	
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	
7	アルキル水銀	検出されないこと。	
8	PCB	検出されないこと。	
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
11	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	H29.4.1 付 変更(項目名)
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
13	l, l-ジクロロエチレン	0.lmg/L以下	
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
15	1,1,1-トリクロロエタン	lmg/L 以下	
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
20	チウラム	0.006mg/L 以下	
21	シマジン	0.003mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
24	セレン	0.01mg/L 以下	
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
26	ふっ素	0.8mg/L 以下	
27	ほう素	lmg/L 以下	
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

<sup>1</sup> 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表4 公共用水域及び地下水の要監視項目及び指針値(令和2年5月28日環水大水発2005281号及び環水大土発2005282 号水・大気環境局長通知)

	項目	指 針 値	備考
1	クロロホルム	0.06mg/L 以下	
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<b>%</b> 1
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	
5	イソキサチオン	0.008mg/L 以下	
6	ダイアジノン	0.005mg/L 以下	
7	フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	
8	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	
9	オキシン銅	0.04mg/L 以下	
10	クロロタロニル	0.05mg/L 以下	
11	プロピザミド	0.008mg/L 以下	
12	EPN	0.006mg/L 以下	
13	ジクロルボス	0.008mg/L 以下	
14	フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	
15	イプロベンホス	0.008mg/L 以下	
16	クロルニトロフェン	<del>-</del>	
17	トルエン	0.6mg/L 以下	
18	キシレン	0.4mg/L 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	
20	ニッケル	<del>-</del>	
21	モリブデン	0.07mg/L以下	
22	アンチモン	0.02mg/L 以下	
23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	<b>%</b> 1
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	
25	全マンガン	0.2mg/L 以下	
26	ウラン	0.002mg/L 以下	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下(暫定)	*2

<sup>※1</sup>公共用水域のみ適用(地下水には適用されない)

<sup>※2</sup>PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

別表 5 水生生物保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
	小場	生物A	16 平 16 0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L以下
	河川及び湖沼	生物B	3mg/L以下
クロロホルム		生物特B	3mg/L以下
		生物A	0.8mg/L以下
	海域	生物特A	0.8mg/L以下
		生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
	河川及び湖沼	生物B	0.08mg/L以下
フェノール		生物特B	0.01mg/L以下
		生物A	2mg/L 以下
	海域	生物特A	0.2mg/L 以下
		生物A	lmg/L以下
	\	生物特A	1mg/L 以下
	河川及び湖沼	生物B	1mg/L 以下
ホルムアルデヒド		生物特B	1mg/L以下
	) L. I. D.	生物A	0.3mg/L以下
	海域	生物特A	0.03mg/L以下
		生物A	0.001mg/L以下
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	生物特A	0.0007mg/L 以下
4-t-オクチルフェ	河川及び湖沼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生物B	0.004mg/L 以下
ノール		生物特B	0.003mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009mg/L 以下
		生物特A	0.0004mg/L 以下
		生物A	0.02mg/L 以下
	   河川及び湖沼	生物特A	0.02mg/L 以下
アニリン	刊八久〇州明日	生物B	0.02mg/L 以下
7-92		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物A	0. lmg/L 以下
	一一一	生物特A	0.1mg/L 以下
		生物A	0.03mg/L 以下
	   河川及び湖沼	生物特A	0.003mg/L 以下
2,4-ジクロロフェ	1.37.17.8.0 1931日	生物B	0.03mg/L以下
ノール		生物特B	0.02mg/L 以下
	   海域	生物A	0.02mg/L 以下
	伊坝	生物特A	0.01mg/L 以下

## (2) 排水基準

### ア 有害物質に係る排水基準

付古物具に所る		
	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びそ		0.03 mg/L
シアン化合物(C		1 mg/L
有機リン化合物	(クラチオン、メチルクラチオン、メチルクメトン及びEPNに限る) (R-P)	1 mg/L
鉛及びその化合物	J(Pb)	0.1 mg/L
六価クロム化合物	$J(Cr^{6+})$	0.5 mg/L
砒素及びその化合	物(As)	0.1 mg/L
水銀及びアルキル	水銀その他の水銀化合物(T-Hg)	0.005 mg/L
アルキル水銀化合	物(R-Hg)	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニ	ル (PCB)	0.003 mg/L
トリクロロエチレ	ン (TCE)	0.1 mg/L
テトラクロロエチ	·レン (PCE)	0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタ		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチ		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロ		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロ	•	3 mg/L
1,1,2-トリクロロ		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロ	パン	0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化		0.1 mg/L
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
化合物(B)	海域に排出されるもの	230 mg/L
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
化合物(F)	海域に排出されるもの	15 mg/L
	モニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L

- 1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行 (昭和49年12月1日) の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る許容限度は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの及び亜硝酸性窒素並びに硝酸性窒素の和で表記したものとする。
- 4 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定基準が適用される業種等がある。

### イ 生活環境項目

工作水光大日						
項	目	許	容	限	度	
水素イオン濃度(pH)	(海域以外の公共用水域)		5.8	~8.6		
	(海域)		5.0	~9.0		
生物化学的酸素要求量(BO	D)				間平均120)	
化学的酸素要求量(COD)				160 (日	間平均120)	mg/L
浮遊物質量(SS)				200 (日	間平均150)	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質	(鉱油類含有量)				5	mg/L
含有量(n-Hex)	(動植物油脂類含有量)				30	mg/L
フェノール類含有量		5 mg/1				
銅含有量(Cu)		3 mg/1				
亜鉛含有量(Zn)		2 mg/				
溶解性鉄含有量(S-Fe)					10	mg/L
溶解性マンガン含有量(S-	Mn)				10	mg/L
クロム含有量(T-Cr)					2	mg/L
大腸菌群数						個/cm³
窒素含有量(T-N)					間平均60)	_
リン含有量(T-P)				16 (⊟	間平均 8)	mg/L

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素含有量及びリン含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

なお、県内の海域の中では、瀬戸内海、博多湾、有明海及び唐津湾が環境大臣の定める海域となっているほか、次表の湖沼が、環境大臣が定める湖沼に指定されている。

## 環境大臣が定める湖沼(福岡県内のもの)

11707 1				
	河内ダム貯水池 黒ヶ畑池 小森江貯水池 菖蒲谷貯水池	太宰府市	大佐野ダム貯水池 北谷ダム貯水池 松川ダム貯水池	
	昭和池 白木貯水池 道原貯水池	古賀市	河内ダム貯水池(古賀ダム貯水池)	
北九州市	畑貯水池 ます渕ダム貯水池 松ヶ江ダム貯水池	福津市	久末ダム貯水池	
	頓田第一貯水池	うきは市	合所ダム貯水池	
	頓田第二貯水池	宮若市	力丸ダム貯水池 犬鳴ダム貯水池	
福岡市	曲渕ダム貯水池 長谷ダム貯水池	朝倉市	江川ダム貯水池 寺内ダム貯水池	
福岡市·那珂川市	脊振ダム貯水池	糸島市	瑞梅寺ダム貯水池 雷山大溜池	
直方市	尾崎貯水池 福智山ダム貯水池	那珂川市	南畑ダム貯水池	
飯塚市・桂川町	久保白ダム貯水池	宇美町	草ヶ谷ダム貯水池 安光池	
八女市	花宗ため池 日向神ダム貯水池	宇美町·須恵町	須恵ダム貯水池	
行橋市	矢留貯水池	篠栗町	鳴淵ダム貯水池	
中間市·鞍手町	浮州池	須恵町	中柱田貯水池	
筑紫野市	水呑ダム貯水池 山神ダム貯水池	久山町	猪野ダム貯水池 久原ダム貯水池	
7 10/12/14	山口調整池(天拝湖)	粕屋町	古大間池	
春日市	大牟田貯水池 春日貯水池 白水池	添田町	油木ダム貯水池 陣屋ダム貯水池	
大野城市	牛頸ダム貯水池			
	大井ダム貯水池	苅田町	井の口貯水池	
宗像市	多礼ダム貯水池		殿川ダム貯水池 山口ダム貯水池	
	吉田ダム貯水池			

<sup>※</sup> は窒素及びリンについて、それ以外はリンについてのみ排出規制が適用される。

## ウ 生活環境項目に係る暫定排水基準

(7) 亜鉛含有量(令和6年12月10日まで)

(単位 mg/L)

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業	4

## (4) 窒素含有量及びリン含有量(令和10年9月30日まで)

(単位 mg/L)

			0. ,
<b>香</b> 口	業		限度
項目			日間平均
	天然ガス鉱業	160	150
1	畜産農業(豚房施設を有するものに限る。面積が50m²以上のもの)	130	110
窒素含有量	酸化コバルト製造業	200	100
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)	4, 100	3, 100
リン含有量	畜産農業(豚房施設を有するものに限る。面積が50m²以上のもの)	22	18

<sup>※</sup> この表は、環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

#### エ 有害物質に係る暫定排水基準

(ア) ほう素及びその化合物(令和7年6月30日まで(旅館業又は下水道業にあっては、当分の間))(単位 mg/L)

// 10 / / / O C / / ILLI / /	1411 - 171 00 1 8 と (別版本人は170 2 2 187 170 7 170	
	業種その他の区分	許容限度
	電気めっき業	30
	ほうろう鉄器製造業	40
[ [ [ , , ] , ] , ] , ] , [ ]	下水道業 (旅館業 (温泉を利用するものに限る) に属する下水道法上の 特定事業場から排出される水を受け入れており、一定の条件に該当する ものに限る)	40
	金属鉱業	100
旅館業(温泉を利用する	1リットルにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するもの	300
ものに限る)	1リットルにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するもの	500

備考 下水道業の一定の条件とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

 $\Sigma(C i \cdot Q i)/Q$ 

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ci 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(単位 ほう素の量に関して、mg/L)
- Q i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量 (単位  $m^3/H$ )
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 m³/日)

(4) ふっ素及びその化合物(令和7年6月30日まで(旅館業にあっては、当分の間)) (単位 mg/L)

17 13 27 7/7	(中では、	11. 11.0/ 11/
	業種その他の区分	許容限度
海域以	ほうろう鉄器製造業	12
外の用はされる	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る)、旅館業(1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正政令」という)の施行(S49.12.1)の際現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る)	15
な排出水	温泉(自然に湧出しているものを除く)を利用するものであって、1日当たりの平均的の量が50㎡未満であるもの又は改正政令の施行(S49.12.1)の際現に湧出していた温泉るものに限る)	30
電気めっ	き業(1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満であるものに限る)	40
排出水の	温泉 (自然に湧出しているものに限る)を利用するものであって1日当たりの平均的な量が50m3未満であるもの又は改正政令の施行(S49.12.1)の際現に湧出していた温泉をものに限る)	50

## (ウ) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(令和7年6月30日まで)

(単位:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)

	業種その他の区分				
畜産農業	水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するもの	400			
田庄辰未	水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2口に掲げる施設を有するもの	300			
ジルコニウ	ム化合物製造業	350			
モリブデン	化合物製造業	1,300			
バナジウム	化合物製造業	1,650			
貴金属製造	・再生業	2,800			

### オ 水域別上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項では、法で定める排水基準に代えて、都道府県知事がより厳しい許容限度を定める排水基準を条例で定めることができるとされている。本県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月31日福岡県条例第8号)」により、県の全域を別表1のように区分して排水基準を定めている。

## 別表1 上乗せ排水基準の適用範囲

区域の名称	範囲	排水基準
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれら に流入する公共用水域	別表2
大牟田水域	隈川及び隈川河口左岸から福岡県と熊本県の境界線に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表3
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び 海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域	別表4
遠賀川・筑後川・ 矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公 共用水域	別表5
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域(博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く)	別表6

備考 この表に掲げる区域は、昭和63年12月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

## 別表 2 瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準

1 洞海湾・響灘 (北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場 (同市小倉北区西港町 96 番地の 2)に至る陸岸の地 先海域) 及びこれに流入する公共用水域

元時級)及びこれに加入する五六川が級				項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)							
	業	種	(施	設)	BOD		n – I	H е х	フェノール	シアン	適用の日
	*	1主	(DE	nx/	又は	SS	動植物油脂類	鉱油類	類	化合物	旭川の口
1	てか送敷	農地域に	ボナオスル	寺定事業場	COD						
全第		御地域に	.別任9 る1	寸化争耒炀	30(20)	100(70)				1	H2.4.1∼
2		(借地域)	なる生産	こ所在する既設	, ,		<u>                                      </u>	で性学体制	277年14	オス協犯	
				いた事業場)	付化书未物	(045.11.2	101-821.1	C 1寸尺/池。	以仁相曰	9 る/地政	で収回し、
食料品				メ上のもの	40(30)	40(30)	10	2			
及科加 製造業											
	通常の別			未満のもの	120(100)	80(70)	10	2			
化	I THE II NO			(反応型染料	.= ( )						
学	有機化学			を製造する工	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
工	工業製品		糸るもの。 ルの七米!	以下同じ)							
業製	製造業	世業	他の有機化	/ 学工業製品製	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
器品	その他の		の排水量が	<sup>3</sup> 2,000m <sup>3</sup> /日以							
製	化学工業			/·2,000III / II J	15(10)	60(50)	10	2	1		
造	製品製造			o <sup>3</sup> 2,000m <sup>3</sup> /日未	= 0 ( 1 0 )	00(=0)					
業	業	満の		2,000m/ H //C	50(40)	80(70)	10	2	1		
	- クス製造				60(50)	60(50)		2	1		
	ス又はガ		製造業		15(10)	150(120)					
			を含む)の	精製業	20(15)	80(60)					
鉄鋼	通常の排	水量が2,	,000m <sup>3</sup> /日」	以上のもの	20(15)	50(40)	10	2	1	0.5	
業	通常の排	水量が2,	,000m³/日 <i>ラ</i>	未満のもの	80(60)	80(70)					
非銳	<b>共金属製造</b>	.業			15(10)	25(20)		2			
	製品製造				20(15)	60(50)					
				500人以下のし	45(30)						
	単化槽を除		司じ)								
	く道終末処				30(20)	(70)					
-	)他の業種				60(50)	80(70)					
3				こ所在する新規			以後に特	定施設(、	これに相	当する施	設を含む。)
,, ,,				該当することと	なった事業	美場)				ı	
			鉄鋼業、非	鉄金属製造業	15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
	が金属製品					, ,					
し月	R処理施設 		시 낚시가 되나 뜨	2 人份加田	45(30) 80(60)						
	三地坝	13.1.31↓ されたも		置 合併処理 単独処理	120(90)						H4.8.1∼
特定			<u>の</u> 後に設置さ		45(30)						
追力			汉に以思い	: 4 W C D V J	60(50)	80(70)					H2.4.1∼
起刀	H1日√C川匠IX		排水量が?	,000m³/日以上							114. 7. 1
その	つ他の業種		101 小玉 14. 1	, 000m / H M	15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
(施			排水量が2	,000m³/日未満	20/20	20/05/			1		
1	-	のもの			30(20)	30(25)	2	2	1		

#### 2 1を除く瀬戸内海水域

ر ک	【を除く瀬戸	<b>列海水</b> 域	2 1を除く瀬戸内海水域								
			その許容隆	艮度(単位	mg/L)						
	業	任 / 佐	設)	BOD		n – I	Нех		適用の日		
	未	種(施	<b> </b>	又は	SS	動植物油脂類	鉱油類	フェノール類	週用の口		
				COD		期他彻但加知	<b>弘</b> 伯积				
1	下水道整備地	也域に所在する特定事	業場								
全業	種			30(20)	100(70)						
2	下水道整備地	也域以外の地域に所在	する既設特定事	業場 (S49.	8.1において	特定施設	に相当す	トる施設を	設置し、又		
	は設置の工事	¥に着手していた事業	場)								
AW	通常の排水量	量が2,000m³/日以上の	もの	40(30)	40(30)	10					
食料 品製		量が500m³/日以上2,0	00m³/日未満の	80(60)	100(70)	15					
四衣 造業	もの										
足木	通常の排水量	量が500m3/日未満のも		120(90)	150(120)	20					
化	有機化学	エチルアルコール製		120(90)	100(70)	10					
学工	工業製品	に属するものに限る									
業	製造業	その他の有機化学工		45(40)	40(30)	10	2	1			
製品	その他の	通常の排水量が2,0	00m³/日以上の	15(10)	60(50)	10	2	1			
化学工業製品製造業	化学工業	もの		10(10)							
造業	製品製造	通常の排水量が2,0	00m³/日未満の	50(40)	80(70)	10	2	1			
	業	もの									
鉄鋼				20(15)	50(40)	10	2				
	金属製造業	7. 40484-1-101 日 年17年 24. / =	400年17年光ナム	15(10)	25(20)		2				
	製品製道業人	及び機械器具製造業(ご	氏器製道業を含	20(15)	60(50)						
む)	ント製品製造	<b>片</b> <del>火</del>		20(15)	70(50)						
	ンド袋品袋型 造業	2未		100(80)	70(50)						
私芸と畜				80(60)	100(70)						
	· <u>耒</u> !処理施設			45(30)	100(70)						
	: 通路末処理が	安全		30(20)	100(70)						
	他の業種(旅			60(50)	80(70)	10	2	1			
(3)		<u> </u>	オス新担性定事					<u> </u>	<u> </u> !な今お )		
9		は特定事業場に該当			). 4以仅(~1寸)	<b>医爬</b> 成(	□ 4 0 (□ 介白 :	日うる派的	(Z HU.)		
化学	工業製品製造	<b>世業、鉄鋼業、非鉄金</b> 原	<b>属製造業</b> 金属	,							
		器具製造業(武器製造		15(10)	25(20)	2	2	1			
	ント製品製造			(,	_ ( _ ,	_		_			
	処理施設			45(30)	100(70)						
#5.24 LI	44 IIO 7 01	17 岩戸記書 カヤケティ	合併処理	80(60)					II / O 1		
指定地		以前に設置されたもの	単独処理	120(90)					H4.8.1∼		
特定的	H3. 8. 1	以後に設置されたもの	45(30)								
下水	道終末処理的	西設	30(20)	100(70)				H2.4.1∼			
	指定施設		60(50)	80(70)	10	2	1				
7. 1	通常の排	水量が2,000m³/日以_	15(10)	25(20)	2	2	1				
その	)他 通労の世	排水量が500m³/日以上2		20/20)	20/25/	ŋ	າ	1			
の業(施語				30(20)	30(25)	2	2	1			
()他百	通常の排	水量が500m³/日未満の	りもの	50(40)	70(50)	10	2	1			
供求				. ,							

- 1 「指定地域特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に定める施設をいう。
- 2 「特定施設」とは水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を 設置する工場又は事業場をいう。
- 3 1の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という)別表第1に掲げる施設(備考4に掲げるものを除く)を設置している特定事業場であって、昭和45年11月20日以前に当該施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 4 1の項の「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

	施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日
(1)	1-2	\$47.10.1	(5)	18-2, 18-3, 21-2, 21-		(7)	66-4, 66-5, 66-6, 66-	\$63.10.1
(2)	66-3, 71-2	\$49.12.1		3, 21-4, 23-2, 51-2,	S57.1.1		7, 66-8	303.10.1
(3)	64-2, 69-2	\$51.6.1		51-3, 63-2, 70-2, 71- 4	557.1.1	(8)	71-5, 71-6	Н3.10.1
(4)	68-2, 71-3	\$54.5.10	(6)	69-3	\$57.7.1	(9)	63-3	H13.7.1

<sup>5 2</sup>の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する 政令(昭和 49 年政令第 363 号)による改正前の水質汚濁防止法施行令(以下「昭和 49 年改正政令による改正前の施行令」と いう)別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 49 年 8 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工

事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

- 6 2の項において「追加指定施設」とは、備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 7 「食料品製造業」とは、施行令別表第1第2号から第18号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 8 「有機化学工業製品製造業」とは、施行令別表第 1 第 28 号から第 37 号まで、第 40 号、第 46 号及び第 47 号に掲げる特定施設 に係るものをいう。
- 9 「その他の化学工業製品製造業」とは、施行令別表第 1 第 21 号、第 22 号、第 23 号、第 24 号から第 27 号まで、第 38 号、第 39 号、第 41 号から第 45 号まで及び第 48 号から第 50 号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 10 「合併処理」及び「単独処理」は、建築基準法施行令第32条の規定に基づき、し尿浄化槽の構造を指定する件(昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年建設省告示」という)に定めるところによる。
- 11 ()内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。
- 12 この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が 50m<sup>3</sup>/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- 13 BODに係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道 終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出され る排出水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く)に限って適用する。
- 14 「下水道整備地域」とは、下水道法 (昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 15 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
- (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
- 16 食料品製造業のうちみかん缶詰製造業に係るBOD又はCODについての上乗せ排水基準は、その排出水の量のいかんにかかわらず、食料品製造業につき定められたBOD又はCODについての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 17 施行令別表第 1 第 72 号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあっては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 18 指定地域特定施設に係る上乗せ排水基準のうち、平成3年7月31日以前に設置されたものにあっては、一の特定事業場が指定地域特定施設のみを特定施設として設置する場合に限って適用する。
- 19 一の特定事業場が二以上の業種 (施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
- (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く)が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあっては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- (2)(1)以外の特定事業場にあっては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあっては工業出荷額の数値が最大のものをいう)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 20 備考19 の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 21 別表 1 の備考の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

#### 別表 3 大牟田水域に係る上乗せ排水基準

1 大牟田川(大牟田川港湾区域を除く。以下この表において同じ)及びこれに流入する公共用水域

<u> </u>	VT Ш/III	が同時に残る例で8次十年の最後のでは10年である。次のとれば同時です。0月次の19年後									
		項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)									
業種(施設)	BOD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	シアン 化合物	有機リン 化合物	C d· C d 化合物	P b・ P b 化合物	C r <sup>6+</sup> 化合物	As· As 化合物	適用の日
し尿処理施設	45(30)	120(90)									
その他の施設	15(10)	100(70)	1	1	検出さ	れないこと。	0.01	0.1	0.05	0.05	

2 大牟田川河口の中央を中心とする半径 500m の円弧及び陸岸に囲まれた海域(大牟田川港湾区域を含む)並びに これに流入する公共用水域(大牟田川及びこれに流入する公共用水域を除く)

		項目	及び物質並	並びにその	D許容限度(	単位 mg/l	L)	
業種(施	設)	BOD	COD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	C d · C d 化合物	適用の日
特定事業場から排出される水(公排出されるものを除く)の処理施理施設及び下水道終末処理施設を	函設 (し尿処		120(100)	100(70)	3	1	0.01	
その他の施設		40(30)	40(30)	100(70)	1	1	0.01	

### 3 1及び2を除く大牟田水域

3 1 及び 2	を除くプ	て年田水域							
				項	目及び物質	並びにその評	F容限度(単位 mg/	′L)	
業	種	(施	設)	BOD	COD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	適用の日
<ol> <li>下水i</li> </ol>	道整備地	域に所在	する特定事業	<b></b>					
全業種				30(20)	30(20)	100(70)			
② 下水道	整備地域	以外の地	或に所在する	る既設特定事	事業場(S48	8.4.1におい	て特定施設に相当	する施設を	:設置し、又
は設置の	工事に着	手してい	た事業場)						
非鉄金属製造	<b>造業</b>				40(30)	100(70)			
鉱業及び水流	先炭業			70(50)	70(50)				
と畜業				120(90)					
し尿処理施調	设(合併	処理に限ん	る)	45(30)		120(90)			
動物系飼料	製造業			120(90)		100(70)			
下水道終末婦	<b>処理施設</b>			30(20)		100(70)			
その他の施記	没			120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1∼
② 下水道	<b>整備地</b>	域以外の地	也域に所在す	る新規特定	事業場(S	48.4.2以後に	:特定施設(これに	相当する施設	设を含む。)
を設置し	し、又は特	寺定事業場	に該当する	こととなっ	た事業場)				
し尿処理施調	没			45(30)		120(90)			
追加指定施記	没			120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1∼
その他の施記	没			30(20)	30(20)	100(70)	1	1	

- 1 別表 1 の備考並びに別表 2 の備考 2、11 から 15 まで、17 及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。
- 2 「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって昭和 48 年 4 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 3 「追加指定施設」とは、別表 2 の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 4 2 の項においてその他の施設に係るカドミウム及びその化合物の許容限度は、非鉄金属製造業に係る特定事業場から排出される排出水に限って適用する。
- 5 「合併処理」は、昭和 55 年建設省告示による廃止前の建築基準法施行令の規定に基づきし尿浄化槽の構造を指定する件(昭和 44 年建設省告示第 1726 号。以下「廃止前の建設省告示」という。)に定めるところによる。
- 6 この表において「有機リン化合物」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
- 7 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例第4条の規定に基づき環境大 臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

## 別表 4 博多湾水域に係る上乗せ排水基準

1 那珂川、御笠川及び河口海域(福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津5丁目須崎埠頭北端及び同市 博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区 沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る)並びにこれらに流入する公共用水域

作供引下人枠頭四畑に主る伸片隊により							
	項目	及び物質	並びにその	許容限度(	単位 mg/	/L)	
業種(施設)	5.05	~ ~ ~	~ ~	n-H	[ex	フェノール	適用の日
	BOD	COD	SS	動植物油脂類	鉱油類	類	
① マル営敷借州はにボケナス性ウ東※担				お同時間が	импих	791	
① 下水道整備地域に所在する特定事業場		00(00)	100(50)	1			
全業種	30(20)	30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既	設特定事業場	(S48.4.	1において特	特定施設に	相当する	施設を	設置し、又
は設置の工事に着手していた事業場)							
畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦料	份製						
造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、	(1)		100(00)				
どう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造			100(80)	15			
びと畜業	*/X						
	00/00)	00/00	100/00				
砂糖製造業	80(60)	80(60)	100(80)				
パルプ製造業及び紙製造業	80(60)		100(70)				
写真現像業	80(60)	80(60)					
し尿処理施設合併処理	45(30)		120(90)				
単独処理	120(90)		150(120)				
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)				
合成樹脂製造業						1	
その他の施設	120(90)		150(120)				H2.4.1∼
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新	規特定事業場	(S48.4.2	2以後に特定	ヹ施設 (こ	れに相当	する施	設を含む。)
を設置し、又は特定事業場に該当すること							·
し尿処理施設	45(30)		120(90)				
追加指定施設	120(90)		150(120)				H2.4.1∼
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)	20		1	

### 2 1を除く博多湾水域

				項目	及び物質』	並びにその記	杵容限度(	単位 mg/	L)	
業	種	(施	設)	BOD	COD	SS	n − F	I e x 鉱油類	フェノール 類	適用の日
<ol> <li>下水道整</li> </ol>	を備地域に	こ所在する	特定事業場							
全業種				30(20)	30(20)	100(70)				
		以外の地域 手していた	に所在する既設物 事業場)	寺定事業場	(S49.8.	1において特	持定施設に	相当する	施設を	設置し、又
畜産食料品類 製造業	製造業、	水産食料品	製造業及び飲料	120(90)	120(90)	150(120)	20			
セメント製品	品製造業					70(50)				
と畜業				80(60)	80(60)	100(70)				
し尿 し尿			,001人以上	45(30)		100(70)				
処理 浄化槽	処理対	象人員が2	,000人以下	80(60)		120(90)				
施設 その他	のし尿処	L理施設		45(30)		100(70)				
下水道終末処	1.理施設			30(20)		100(70)				
その他の施設	ī. Z			120(90)	120(90)	150(120)				H2.4.1∼
③ 下水道勢	を備地域!	以外の地域	に所在する新規特	寺定事業場	(S49.8.2	2以後に特定	ヹ施設 (こ	れに相当	する施	設を含む。)
を設置し、	又は特別	定事業場に	該当することと	なった事業	(場)					
し尿処理施設	ī. Z			45(30)		100(70)				
下水道終末処	1.理施設			30(20)		100(70)				
追加指定施設	ī. Z			120(90)	120(90)	150(120)				H2.4.1∼
ェの 通常の	排水量カ	\$2,000m <sup>3</sup> /E	日以上のもの	30(20)	30(20)	30(25)	2	2	1	
そのの施設を表演の		か500m3/日	以上2,000m³/日	50(40)	50(40)	70(50)	10	2	1	
温常の 通常の	排水量カ	₹500m³/日ラ	<b></b> ⊧満のもの	80(60)	80(60)	100(70)	15	2	1	

- 1 別表 1 の備考並びに別表 2 の備考 2、11 から 15 まで、17 及び 19 の規定(1 の項に係る上乗せ排水基準については、同表の備考 13 の規定を除く)は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。
- 2 1の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 3 2 の項において「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 49 年 8 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 4 「追加指定施設」とは、別表 2 の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 5 「合併処理」及び「単独処理」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。

別表 5 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乗せ排水基準

					項目及び	物質並びにそ	その許容限層	度(単位m	ıg/L)	
	業	種	(施	設)	BOD		n – H	ех	フェノール	適用の日
	木	1里	(DE	IX/	又は	SS	動植物油脂類	鉱油類	類	週川のコ
					COD		却阻彻旭旭双	邓公山大只	入只	
	水道整備地	域に所在	Eする特定	事業場						
全業種					30(20)	100(70)				
				する既設特定事業場	易(S49.8.1	において特定	定施設に村	目当する	施設を	設置し、又
	の工事に着			<del>]</del> )						
	)ゅう酒·混				120(90)	100(70)				
制治業してり				n³/日以上のもの	80(60)	100(70)	15			
料品	製造業通	常の排れ	火量が5001	n³/日未満のもの	120(90)	150(120)	20			
	業及び繊維				120(90)	150(120)				
	、セメント	製品製造	き業、生コ:	ンクリート製造業及		70(50)				
び砕石業						ì í				
と畜業					80(60)	100(70)				
し尿処理	し尿			2,001人以上	45(30)	100(70)				
施設	浄化槽			2,000人以下	80(60)	100(90)				
	その他の		<b>性施設</b>		45(30)	100(70)				
下水道終	末処理施設				30(20)	100(70)				
その他の					120(90)	150(120)				H2.4.1∼
				する新規特定事業場		以後に特定的	施設(こ∤	に相当	する施	設を含む。)
		定事業均	易に該当す	「ることとなった事						
し尿処理	施設				45(30)	100(70)				
	末処理施設				30(20)	100(70)				
追加指定					120(90)	150(120)				H2.4.1∼
				30(20)	30(25)	2	2	1		
					50(40)	70(50)	10	2	1	
施設 通常	常の排水量が	なえり0m³/	日未満の	もの	80(60)	100(70)	15	2	1	

- 別表 2 の備考 2、7、11 から 17 まで及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 2 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 3 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

### 別表 6 筑前海水域に係る上乗せ排水基準

100 分前海が場に床で上水でが水平上						
	項目及び	物質並びに	その許容	限度(単位	mg/L)	
業種(施設)	BOD		n – I	H e x		適用の日
	又は	SS	動植物油脂類	鉱油類	フェノール類	週用の日
	COD		<b></b> 期 他 彻 但 加 用 积	1140年		
<ul><li>① 下水道整備地域に所在する特定事業場</li></ul>						
全業種	30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事	業場 (S53.	1.1において	て特定施設	に相当す	る施設を	設置し、又
は設置の工事に着手していた事業場)						
食料品製造業 通常の排水量が500m³/日以上のもの	80(60)	100(70)				
<sup>良村田袋足業</sup> 通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの	120(90)	150(120)				
金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設	80(60)	100(70)				
及び畜房施設	80(00)	100(70)				
し尿処理施設	45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設	30(20)	100(70)				
その他の施設	120(90)	150(120)				H2.4.1∼
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事	業場 (S53.	1.2以後に特	寺定施設(	これに相当	当する施語	设を含む。)
を設置し、又は特定事業場に該当することとなった	:事業場)					
し尿処理施設	45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設	30(20)	100(70)				
追加指定施設	120(90)	150(120)				H2.4.1∼
通常の排水量が2,000m3/日以上のもの	30(20)	30(25)	2	2	1	
その他 通常の排水量が500m3/日以上2,000m3/日未満	50(40)	70(50)	10	2	1	
の施設のもの	30(40)	10(30)	10	۷	1	
通常の排水量が500m3/日未満のもの	80(60)	100(70)	15	2	1	

- 1 別表 2 の備考 2、7、11 から 17 まで及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 2 「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和 54 年政令第 132 号)による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 53 年1月1日 以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 3 「追加指定施設」とは、別表 2 の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 4 「畜房施設」とは、施行令別表第1第1号の2に掲げる特定施設に係るものをいう。

### 福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領

#### 第1 (目的)

この要領は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均排水量50立方メートル未満の特定事業場(以下「小規模事業場」という。)について、排水の水質改善につき適正な指導を行うために必要な事項を定めるもので、もって公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

#### 第2 (指導対象事業場)

環境部及び保健福祉環境事務所(以下「保健福祉環境事務所等」という。)において、重点的に指導する小規模事業場は、1日当たりの平均排水量30立方メートル以上50立方メートル未満の事業場及び1日当たりの平均排水量30立方メートル未満の事業場であっても特に負荷量が多いと認められる事業場(以下「指導対象事業場」という。)とする。

#### 第3 (事業者への啓発)

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者に対して、この要領の円滑な推進を図るため、当該事業場が第5 に定める指導基準を遵守することはもとより、進んで公共用水域の水質保全に努めるよう啓発するものとする。

#### 第4 (指導)

- 1 保健福祉環境事務所等は、他の県関係機関と緊密な連携をとり、必要に応じ関係市町村長の協力を得て、指導対象事業場の届出者に対し、水質改善対策の実施について適切な指導及び助言を行うものとする。
- 2 前項の具体的な指導及び助言は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
  - 1) 作業工程の合理化等による汚濁負荷量の削減に係る技術的助言
  - 2) 汚水等の処理の方法に係る技術的助言
  - 3) 汚水等処理施設の適正管理に係る技術的指導
  - 4) 排出水等の水質測定に係る技術的指導
  - 5) 汚水等処理施設の設置等公害防止施設整備に関する各種制度資金のあっ旋等に係る助言
  - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項に係る指導及び助言

#### 第5 (指導基準)

- 1 第4に定める指導及び助言の目標とする排出水の水質の基準(以下「指導基準」という。)は、別表に定めるとおりと する。
- 2 保健福祉環境事務所等は、排出先公共用水域の水質に与える影響、汚水等処理技術の開発状況その他の社会的条件及び 自然的条件等を勘案し、前項の指導基準による指導が適切でないと判断される場合には、必要に応じて前項の指導基準 にかえて適用する特別の指導基準を定め得るものとする。

### 第6 (立入調査等)

- 1 保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場に立ち入り、排出水の性状等について調査を行うものとする。
- 2 前項の具体的調査事項は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
  - 1) 特定施設の使用状況
  - 2) 汚水等処理施設の管理及び運転状況
  - 3) 用排水の系統に関する状況
  - 4) 排出水等の汚染状態及び量
  - 5) 排水口付近の公共用水域の状況
  - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項

## 第7 (行政措置)

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者が、当該事業場の排水口において、指導基準に適合しない排出水を継続して排出する場合、若しくは排出するおそれがあると認められる場合には、その者に対して、汚水等の処理の方法の改善等の水質改善対策を講ずるよう指導、勧告を行うものとする。

## 別表 (第5関係)

## 指導基準

111/12-			
項	目	基準値	適用
水素イオン	濃度	5.8 以上 8.6 以下	海域に排出されるものについては5.0
(pH)			以上9.0以下
生物化学的酸素	要求量	160 mg/L 以下	海域及び湖沼以外に排出されるものに
(BOD)	)	(日間平均120 mg/L 以下)	適用
化学的酸素要	要求量	160 mg/L 以下	海域及び湖沼並びに瀬戸内海水域に排
(COD)	)	(日間平均120 mg/L 以下)	出されるものに適用
浮遊物質	量	200 mg/L 以下	
(SS)		(日間平均150 mg/L 以下)	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	動植物油脂類 含有量	30mg/L 以下	
(n-Hex) 鉱油類含有量		5mg/L 以下	
大腸菌群	数	日間平均3,000個/cm³以下	

# (3) 水質汚濁防止法による届出特定事業場数

(瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む)

(令和4年度末現在)

(1057)	□内海境境保全特別措置法による許可を含む) □	(令和4年度末現在) 事業場数(うち、有害物質使用特定事業場)									
号·番号	業種 (施設)	ı E	手							÷1	
1	ALME YY LALINE	県		北九州	中山	福岡i	力	久留米市	合	計	
1	鉱業又は水洗炭業	8	(1)						8	(=)	
1002	畜産農業又はサービス業	340	(1)	2		17		31	390	(1)	
2	畜産食料品製造業	73	(1)	3		2		7	85	(1)	
3	水産食料品製造業	65		7		6		10	88		
4	野菜、果実保存食料品製造業	92		2				6	100		
5	みそ、しょう油等調味料製造業	130		2		5		10	147		
6	小麦粉製造業	1							1		
7	砂糖製造業			1		1			2		
8	パン、菓子、あんの製造業	11						4	15		
9	米菓、こうじ製造業	5							5		
10	飲料製造業	70	(1)	3		2		24	99	(1)	
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	8	(1)	2					10	(1)	
12	動植物油脂製造業	11		1					12		
13	イースト製造業	11		1					0		
14	でん粉又は化工でん粉製造業	2							2		
15	ぶどう糖、水あめ製造業								0		
		17				0		F	_		
16	麺類製造業 三度 老三割と光	47				2		5	54		
17	豆腐、煮豆製造業	143		3		5		16	167		
18	インスタントコーヒー製造業	1							1		
18の2	冷凍調理食品製造業	18				2		1	21		
18の3	たばこ製造業								0		
19	紡績業、繊維製品製造業	32				1		4	37		
20	洗毛業								0		
21	化学繊維製造業								0		
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	3						1	4		
21の3	合板製造業	32						2	34		
21の4	パーティクルボード製造業								0		
22	木材薬品処理業	4		1					5		
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	13		1					14		
	新聞業、出版業、印刷又は製版業	17	(3)	2		4	(1)	5	28	(4)	
24	化学肥料製造業	1	(0)	2	(2)	-	(1)	Ü	3	(2)	
25	削除				(4)		_		<u> </u>	(4)	
26	無機顔料製造業			$\overline{}$					1		
27		13	(9)	9	(3)	1			23	(12)	
	無機化学工業製品製造業(25、26号を除く)	15	(9)		(3)	1				(14)	
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業			1	(1)				1	(1)	
29	コールタール製品製造業			1	(1)				1	(1)	
30	発酵工業								0		
31	メタン誘導品製造業				(-)				0	, .	
32	有機顔料又は合成染料の製造業			1	(1)				1	(1)	
33	合成樹脂製造業	3	(1)	2		1			6	(1)	
34	合成ゴム製造業								0		
35	有機ゴム薬品製造業								0		
36	合成洗剤製造業								0		
37	石油化学工業(31~36、51号を除く)			1	(1)				1	(1)	
38	石けん製造業	2						1	3		
3802	界面活性剤製造業								0		
39	硬化油製造業								0		
40	脂肪酸製造業			1					1		
41	香料製造業			1					0		
41	哲科製垣果 ゼラチン又はにかわの製造業								0		
43	写真感光材料製造業工般性影響日製造業	1							0		
44	天然樹脂製品製造業	1							1		
45	木材化学工業		, .		, ,				0	,	
46	有機化学工業製品製造業(28~45号を除く)	6	(5)	1	(1)				7	(6)	

			庫	李恒米	け(うた	右宝州	加哲/古	用特定	車茶框	ī)	
号·番号	業種 (施設)				州市	月吉% 福品		用特疋·		合	計
47	医薬品製造業	יול	`	1	(1)	TEL	리니	八田	1/1/1	1	(1)
48	火薬製造業				(1/					0	(1)
49	農薬製造業	1								1	
50	試薬の製造業									0	
51	石油精製業			2						2	
51の2	ゴム製品製造業	1	(1)	2				1		4	(1)
51の3	医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業									0	
52	皮革製造業									0	
53	ガラス又はガラス製品の製造業	9	(2)	1	(1)					10	(3)
54	セメント製品製造業	71		7		6		5		89	
55	生コンクリート製造業	67		11		17		8		103	
56	有機質砂かべ材製造業	2	(1)							2	(1)
57	人造黒鉛電極製造業									0	
58	窯業原料の精製業	1.0		1						1	
59	砕石業 これが記載され	10		2						12	
60	砂利採取業	6		1	(2)	3				10	(2)
61	鉄鋼業 非鉄金属製造業	3 5	(3)	5 2	(3)					7	(3)
63	非鉄金属製垣栗	41	(18)	4	(1)	3	(3)	3		51	(22)
	空きびん卸売業	41	(10)	4	(1)	3	(3)	1		1	(44)
6303	石炭を燃料とする火力発電施設	2		3				1		5	
64	ガス供給業又はコークス製造業			2	(2)					2	(2)
6402	水道施設	23		1	(2)	2				26	(2)
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	59	(29)	14	(5)	2		3	(1)	78	(35)
66	電気めっき施設	4	(3)	4	(4)	1	(1)	4	(4)	13	(12)
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設		. ,		` _					0	
66 <i>の</i> 3	旅館業	617		13		31		37		698	
66の4	共同調理場	16								16	
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	22						4		26	
66の6	飲食店(66の7及び66の8を除く)	30		2		6		1		39	
	そば店、うどん店、すし店、喫茶店等	1								1	
	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等	1								1	
67	洗濯業	316	(11)	2		32		42		392	(11)
68	写真現像業	68	(8)	1				6		75	(8)
	病院	26	(5)	5	(1)	4		2	(1)	37	(7)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1								1	
69の2 70	卸売市場	2		1						2	
70 70の2	廃油処理施設 <u>中</u> 新東特克敦 供東世	21		6				1		33	
71	自動車特定整備事業 自動式車両洗浄施設	609		35		5 53		65		762	
7102	試験研究機関	42	(14)	6	(6)	1	(1)	6	(4)	55	(25)
71032	ごみ処理施設	11	(1 <del>4</del> )	U	(0)	1	(1)	0	(4)	11	(23)
7103 7104	産業廃棄物処理施設	5		5	(4)	2				12	(4)
71005	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	(4)	1	(1)					6	(5)
71006	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジークロロメタンの蒸留施設	J	(-1/	1	(1)			1	(1)	2	(2)
72	し尿処理施設	303		2	(1)	6		18	(1)	329	(4)
73	下水道終末処理施設	32		5		8		3		48	
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	(1)	2				1		8	(1)
	<b>战特定施設</b>	103		9						112	
有害物質	賃使用特定施設(公共用水域等への排水なし)	51	(51)	94	(94)	110	(110)	12	(12)	267	(267)
	計	3,743	(172)	303	(134)	341	(116)	351	(23)	4,738	(445)
上記のうち排	排水量50 m³/日以上のもの		650		53		26		39		768
水基準適用特	排水量50 m³/日未満で有害物質に係るもの		72		17		3		7		99
定事業場	計		722		70		29		46		867
	質貯蔵指定施設を設置している工場又は事業場		57		60		11		2		130
	<sup></sup> とを表していない工場又は事業場) ・・番号」は、水質汚濁防止法施行会別表第1に指		(5)		(8)		(4)		(2)		(19)

(注1)「号・番号」は、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる業種又は施設ごとの号、番号を示す。 (注2)複数の特定施設を有する事業場については、主要な1業種又は1施設の号・番号に計上している。

## 12 土壌関係資料

## (1) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

	環境上の条件
	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg に
カドミウム	つき 0.4mg 以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 lL につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)において
44.	は、土壌 lkg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 lkg につき 125mg 未満であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チ     ウ     ラ     ム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
<u>シ</u> マジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほ う 素	検液 lL につき lmg 以下であること。
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

令和3年4月1日改正

#### (備考)

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表(略)に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行う
- ものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 ll に き0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限 界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

# (2) 土壌汚染に係る指定基準

## ア 土壌含有量基準

特	定有害物質の種類	基準値
	カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること
第	六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること
2	シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
植 特重	水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること
種特定有害(重金属類)	セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること
月類(	鉛及びその化合物	土壌lkgにつき鉛150mg以下であること
物	砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること
質	ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4000mg以下であること
	ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4000mg以下であること

## イ 土壌溶出量基準

特	定有害物質の種類	基準値
	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
第貨	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
特有	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
有機	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
害元   告合	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
質物質)	1,1,1-トリクロロエタン	検液llにつきlmg以下であること
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること
Emilian	六価クロム化合物	検液llにつき六価クロム0.05mg以下であること
第 2	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
種特定有害物質(重金属類)	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
定点	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること
書類	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること
I 物 I 質	砒素及びその化合物	検液llにつき砒素0.01mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること
	ほう素及びその化合物	検液lLにつきほう素lmg以下であること
Senten	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
第	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
種害薬	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
特物類定質	PCB	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと

備考:法に基づく土壌汚染状況調査の結果が上記基準を満たしていない場合、 「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定されることになります。

## 13 一般廃棄物関係資料

## (1) 可燃ごみ処理施設

(令和5年9月1日現在)

市町		III. 15	V	16-1-		5年9月1日現在) 能力
村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	(トン/目)
	福岡市	_	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉
			臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉
	(株)福岡クリーンエナジー	福岡市	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉
福	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町·須恵町·粕屋町	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉
	糸島市	_	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
岡	玄界環境組合	宗像市•古賀市•福津市•新宮町	古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
	2A) SKOLNE (		宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
	筑紫野·小郡·基山清掃施設組合	小郡市·筑紫野市·基山町	クリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
	福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市·春日市·大野城市· 太宰府市·那珂川市	福岡都市圏南部工場	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗 町・東峰村	サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉
	久留米市		上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉
久	八笛不川		宮ノ陣クリーンセンター	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉
留米	大川市	_	大川市清掃センター	平成4年8月	流•准連	45 × 2炉
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉
八女· 筑後	八女西部広域事務組合	八女市·筑後市·大川市·大木町·広 川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉
有	有明生活環境施設組合	柳川市・みやま市	有明生活環境施設組合クリーンセンター	令和4年2月	ス・准連	46 × 2炉
	大牟田·荒尾清掃施設組合	大牟田市•荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
明	大牟田リサイクル発電(株)	大牟田市	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流·全連	315 × 1炉
飯			飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市·嘉麻市·桂川町	嘉麻市嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・+溶	20 × 2炉
塚			桂苑	平成6年3月	流·准連	37 × 2炉
田	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
	下田川清掃施設組合	糸田町•福智町	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
Л	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
直方・	直方市	_	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113
鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
			日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
北 九 州	北九州市	_	新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
			皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
	遠賀•中間地域広域行政事務組合	中間市·水巻町·芦屋町·岡垣町・ 遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199
	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
京	<del></del> 築上町	_	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
築	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・+溶	35 × 2炉
**	行橋市みやこ町清掃施設組合	行橋市・みやこ町	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143
		計	34施設			
					l	

## (2) 粗大ごみ処理施設等

(令和5年9月1日現在)

市町村圏	設 置 者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)
			西部工場粗大ごみ処理施設	平成4年3月	破砕	50.0
	ha rxi +		東部資源化センター	昭和61年9月	併用	175.0
	福岡市		西部資源化センター	平成6年7月	併用	100.0
			臨海工場粗大ごみ処理施設	平成13年3月	破砕	50.0
	太宰府市	_	環境美化センター	平成3年3月	併用	21.0
福	那珂川市	_	エコピア・なかがわ	平成17年10月	選別	16.0
	糸島市	_	糸島市クリーンセンターリサイクルプラザ	平成12年3月	選別 圧縮梱包	35.0
岡	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場	平成15年3月	選別、破砕 圧縮梱包	48.0
	<b>公</b> 乔泉児祖日	示隊川•百負川•簡律川•세呂叫	宗像清掃工場	平成15年6月	選別、破砕 圧縮梱包	40.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町·須恵町·粕屋町	クリーンパークわかすぎリサイクルプラザ	平成15年2月	併用	30.0
	宇美町·志免町衛生施設組合	宇美町·志免町	宇美志免リサイクルセンター	平成21年7月	選別、破砕 圧縮梱包	12.0
	春日大野城衛生施設組合	春日市•大野城市	春日大野城リサイクルプラザ	平成7年3月	選別、破砕 圧縮	45.0
	筑紫野·小郡·基山清掃施設組合	小郡市·筑紫野市·基山町	クリーンヒル宝満リサイクルセンター	平成20年3月	破砕 選別	44.0
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗 町・東峰村	サン・ポートリサイクルプラザ	平成14年12月	選別、破砕 圧縮梱包	30.0
久 留	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	選別 その他	18.0
米	久留米市	_	宮ノ陣クリーンセンター	平成28年2月	選別圧縮	22.5
八女・	11. 七五如片は東郊如人	八女市·筑後市·大川市·大木町·広	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	選別 その他	50.0
筑後	八女西部広域事務組合	川町	八女西部リサイクルプラザ	平成12年4月	選別圧縮	22.0
有明	大牟田市	_	大牟田市リサイクルプラザ	平成15年3月	併用	66.0
飯			飯塚市リサイクルプラザ	平成10年3月	併用	35.0
塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市·嘉麻市·桂川町	桂苑	平成6年3月	併用	20.0
冰			リサイクルプラザ	平成11年3月	併用	12.0
田	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町·添田町·大任町·赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	併用	12.0
Ш	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター資源回収施設	昭和62年3月	破砕	30.0
直方・ 鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宫若市·小竹町·鞍手町	泉水最終処分場	昭和62年1月	併用	40.0
			日明かんびん資源化センター	令和3年3月	選別 圧縮	32.6
	北九州市		新門司工場	平成19年3月	破砕	50.0
414	4F\2011 III		皇后崎工場	平成10年6月	破砕	50.0
北 九 州			本城かんびん資源化センター	平成9年10月	選別 圧縮	63.0
711	日本資源流通(株)	北九州市	北九州市プラスチック資源化センター	平成19年2月	選別 圧縮	60.0
	告加·中期地域上标写办事数如 ^	中間市·水巻町·芦屋町·岡垣町・	中間・遠賀リサイクルプラザ	平成13年3月	選別 圧縮梱包	27.6
	遠賀•中間地域広域行政事務組合	遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	選別圧縮	24.0
	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	併用	10.0
京	苅田町	_	リサイクルセンター	平成20年6月	選別 圧縮	4.9
築	築上町	_	リサイクル施設	平成16年7月	選別 破砕	7.0
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センターリサイクルセンター	平成19年7月	選別 破砕	20.0
		· 計	36施設			1,372.6

## (3) 最終処分場

(令和5年3月31日現在)

市町村圏	設 置 者	構成市町村	最終処分場名	埋立開始年	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (m³)	令和4年度 埋立実績(m³)	残余容量 (㎡)
			伏谷埋立場	昭和63年	225,000	5,027,000	84,173	1,915,600
	福岡市	_	中田埋立場	平成8年	180,000	2,345,000	24,530	1,245,436
	宗像市	_	最終処分場	平成10年	1,400	3,560	4	2,911
	太宰府市	_	環境美化センター最終 処分場	平成3年	7,000	42,550	214	13,436
	古賀市	_	不燃物埋立地	昭和62年	7,412	25,381	286	13,982
福	福津市	_	不燃物処理場	昭和58年	8,657	33,983	472	9,180
畄	宇美町	_	最終処分場	平成5年	19,359	154,742	1,518	81,394
Įщj	春日大野城衛生施設組合	春日市•大野城市	最終処分場	平成6年	7,900	38,900	943	20,105
	糸島市	_	糸島市クリーンセンター	平成11年	4,800	25,600	0	3,489
	<b>大田県原</b> 44 人	宗像市・古賀市・福津市・新	古賀清掃工場	平成15年	1,770	11,505	0	11,393
	玄界環境組合	宮町	宗像清掃工場埋立処 分地施設	平成15年	1,330	9,340	0	9,340
	福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市·春日市·大野城市· 太宰府市·那珂川市	福岡都市圏南部最終 処分場	平成28年	25,000	516,000	10,314	441,875
久留米	久留米市	_	最終処分場	平成17年	12,300	204,000	2,400	119,243
八女· 筑後	八女西部広域事務組合	八女市·筑後市·大川市·大 木町·広川町	立花最終処分場	平成23年	3,260	25,000	442	12,368
	大牟田市	_	第三大浦谷埋立地	平成7年	25,300	288,277	1,757	92,819
有明	みやま市	_	埋立処分地施設	平成9年	17,170	60,488	1,327	22,051
	柳川市	_	大和干拓最終処分場	平成27年	14,200	9,600	0	7,148
飯			飯塚市埋立処分場	平成10年	5,000	26,800	0	2,276
	ふくおか県央環境広域施設 組合	飯塚市·嘉麻市·桂川町	嘉麻市嘉麻クリーンセンター最終処分場	平成13年	12,000	55,000	602	30,993
塚			最終処分場	平成11年	8,180	40,690	251	20,542
田	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町·添田町·大任町·赤 村	最終処分場	平成8年	11,100	62,462	4,239	7,262
Л	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町・糸田町・福 智町	最終処分場	昭和62年	15,800	146,450	1,980	5,174
直方· 鞍手	宮若市外二町じん芥処理施 設組合	宮若市·小竹町·鞍手町	泉水最終処分場	平成8年	10,565	64,223	15,480	26,343
北九	北九州市		(西地区)廃棄物処分場	平成10年	574,000	7,150,000	274,327	582,479
州	遠賀·中間広域行政事務組 合	中間市·水巻町·芦屋町·岡 垣町·遠賀町	最終処分場	平成元年	29,058	209,020	1,919	25,202
京	築上町		最終処分場	平成12年	2,571	9,820	93	1,994
築	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	清掃センター埋立処分 地	昭和60年	10,100	46,000	963	0
		計		27施設	1,233,132	16,631,391	428,234	4,724,035

### (4) し尿処理施設

(令和5年9月1日現在)

市町 村圏	設 置 者	構成市町村	施 設 名	竣工年月	型式	能力 (kL/日)
	福岡市	_	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65.0
	古賀市	_	古賀市海津木苑	昭和58年5月	標脱	67.0
福	宇美町•志免町衛生施設組合	宇美町·志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70.0
岡	糸島市	_	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96.0
	宗像地区事務組合	宗像市·福津市	宗像浄化センター	昭和54年11月	標脱	130.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町·須恵町·粕屋町	酒水園	昭和57年10月	標脱	100.0
朝倉	朝倉市	_	環境センター	平成19年4月	高負荷 膜分離	73.0
久	両筑衛生施設組合	久留米市·小郡市·筑紫野市·太宰 府市·筑前町·大刀洗町	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300.0
留米	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91.0
	八女市	_	八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
八女・	筑後市	_	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75.0
筑後	大木町	_	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷 嫌気消化	41.4
	八女中部衛生施設事務組合	八女市•広川町	汚泥再生処理センター	令和3年3月	高負荷	171.0
	大牟田市	_	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359.0
有明	大川柳川衛生組合	柳川市•大川市	筑水園	平成6年6月	高負荷	195.0
	みやま市	_	バイオマスセンター	平成30年12月	高負荷 膜分離	130.0
			環境センター	平成8年3月	高負荷	108.0
飯	> / <b>2.</b> 1目 中 理 <b>庄 广 (</b>		汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷 膜分離	146.0
塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市·嘉麻市·桂川町·小竹町	嘉麻市嘉麻浄化センター	平成9年3月	高負荷	60.0
			穂波苑	平成15年2月	高負荷 膜分離	152.0
田川	田川地区広域環境衛生施設組合	田川市・香春町・添田町・川崎町・ 糸田町・大任町・福智町・赤村	田川地区クリーンセンター	令和2年12月	標脱	390.0
	直方市	_	直方市汚泥再生処理センター	令和3年7月	高負荷	113.0
直方・ 鞍手	鞍手町	_	鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45.0
	宮若市	_	緑水園	平成9年2月	高負荷 膜分離	97.0
北九 州	遠賀•中間地域広域行政事務組合	中間市·水巻町·芦屋町·岡垣町・ 遠賀町	曲水苑	平成8年3月	標脱	220.0
	行橋市	_	音無苑	昭和60年12月	標脱	191.0
京	苅田町	_	苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100.0
築	áár í me		築上町有機液肥製造施設	平成6年3月	液肥堆肥化	23.0
	築上町		築上町第2有機液肥製造施設	平成29年10月	液肥堆肥化	19.5
		計	29施設			3,637.6

## (5) コミュニティ・プラント

(令和5年9月1日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	施 設 名	竣工年月	方式	能力 (㎡/日)
			木城団地汚水処理施設	昭和59年2月	長時間ばっ気	174
	嘉麻市		鶴谷団地汚水処理施設	平成3年3月	長時間ばっ気	103
飯			望ヶ丘団地汚水処理施設	平成14年3月	長時間ばっ気	74
塚	飯塚市		中央東団地地域し尿処理施設	昭和62年1月	接触ばっ気	85
	桂川町		桂川町泉ヶ丘団地汚水処理施設	昭和58年3月	長時間ばっ気	120
	性川□J		桂川町桂ヶ丘団地汚水処理施設	昭和63年3月	長時間ばっ気	105
	田川市		星美台汚水処理施設	平成10年3月	膜分離活性 汚泥	410
	糸田町		糸田町大熊団地コミュニティプラント	平成8年	長時間ばっ気	68
田川			福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(1号 施設)	昭和58年4月	接触ばっ気	395
	福智町		福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(2号 施設)	昭和62年3月	長時間ばっ気	430
			福智町伊方東ヶ丘地区汚水処理施設	昭和59年4月	接触ばっ気	170
直方· 鞍手	直方市		直方市頓野住宅団地汚水処理場	昭和52年3月	標準活性汚泥	1,820
		計	12施設			3,954

### 14 騒音・振動関係資料

- (1) 騒音に係る環境基準 (平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)
  - ア 道路に面する地域以外の地域

世間に囲 するというがんノーマンという		
	基	值
地域の類型	昼間	夜間
	(午前6時~午後10時)	(午後10時~午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ※ 騒音に係る環境基準の類型当てはめ(平成11年3月31日福岡県告示第633号)

₩ ₩ ₩ ₩ ₩	ツァはみっかは	参考:	法に基づく規制	刊基準
地域の類型	当てはめる地域	昼	朝・夕	夜
А	騒音規制法に基づく第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
В	騒音規制法に基づく第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
	区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

考)この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定 する飛行場については適用しない。

## イ 道路に面する地域

地域の区分	基	准 值
地域の区分	昼間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備 考)車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

#### ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基基	<b>進</b>
昼間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(備 考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認 められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあ っては40デシベル以下)によることができる。

- ※ 平成10年9月30日環境庁大気保全局長通知
- ′「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。 (ア) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては4車 線以上の区間に限る。)
  - (イ) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定 める自動車専用道路。
  - 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその 範囲を特定するものとする。
    - (ア) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
    - 20メートル (4) 2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路

### 工 達成期間

道路に面する地域以外の地域	直ちに
既設の道路に面する地域(幹線交通を担う道路に面する地域以 外)	10 年以内を目途
幹線交通を担う道路に面する地域	10年を越える期間で可及的速やかに
道路に面する地域以外の地域が、新たに道路に面することとなった場合	当該道路供用後直ちに

## (2) 航空機騒音に係る環境基準(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

#### ア 環境基準

地域の類型	基準値(L <sub>den</sub> ※)
I	57 デシベル以下
П	62 デシベル以下

※平成25年4月1日から適用

#### イ 達成期間

	飛行	場の区分	達成期間	改善目標	
新	設 飛 行 場		直ちに		
	第三種空港及びこれに準ずるもの		担りに		
既	第二種空港 ジェット機以外の機種のみ就航		5年以内		
既設飛行場	(福岡空港を除く。)	ジェット機就航	10 年以内	1	
一行	新東京国際空港		10 平从内	(I)	
場	第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	①及び②	

#### 備者

- 1 自衛隊等が利用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又維持されるように努めるものとする。 芦屋飛行場及び築城飛行場については第一種空港に進ずる。
- れるように努めるものとする。芦屋飛行場及び築城飛行場については第一種空港に準ずる。 2 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、達成期間内で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
- 3 改善目標は次のとおり
  - ①は5年以内に、70 デシベル未満とすること又は70 デシベル以上の地域において屋内で50 デシベル以下とすること。
  - ②は 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。
- ※ 航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ(平成4年4月6日福岡県告示第672号)

地域の類型	当 て は め る 地 域
I	別表に掲げる地域のうち、都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
П	別表に掲げる地域のうち、類型 I を当てはめた地域以外の地域。 ただし、都市計画法に規定する工業専用地域、国土利用計画法に規定する森林地域であって、かつ、都市計画法に規定する市街化区域以外の地域並びに河川法に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く。

### 別 表

- 1 福岡空港関係
  - 福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町
- 2 芦屋飛行場関係
  - 北九州市 (八幡西区、若松区)、芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町
- 3 築城飛行場関係
  - 行橋市、豊前市、みやこ町のうち旧犀川町及び旧豊津町の区域、築上町

### (3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

### ア 環境基準

地域の類型	基準値	
I 70 デシベル以下		
Π	75 デシベル以下	

### イ 達成日煙期間

连风日保知间						
			達成目標期間			
新幹線鉄道の沿線区域の部分			既設新幹線鉄 道に係る期間	工事中新幹線鉄 道に係る期間	新設新幹線鉄 道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域		3年以内	開業時直ちに		
h	75 デシベルを超え、80 デシベル未満の区	イ	7年以内	開業時から		
b	域	口	10 年以内	3年以内	開業時直ちに	
С	70 デシベルを超え、75 デシベル以下の区域		10 年以内	開業時から 5年以内		

#### (備 老

- 1 b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、口とはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間中既設新幹線鉄道とは東京・博多間の区間の新幹線鉄道をいう。
- ※ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ(平成14年3月29日福岡県告示第538号)

地域の類型	基準値
I	地域類型を当てはめる地域のうち (1) 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、第1種低層住居 専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住 居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域。 (2) 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に 基づく指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域。
П	地域類型を当てはめる地域のうち (1) 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。 (2) 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域。

#### (備 考)

「地域類型を当てはめる地域」とは、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m(遠賀川鉄橋及び筑後川橋りょう取付け付近は、400m)以内で図面に表示する地域。(図面は福岡県環境部環境保全課及び関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する)

## (4) 自動車騒音の要請限度(平成12年3月2日総理府令第15号)

## 要請限度の限度値

			基	単 値
地 域	の区	分	昼間	夜 間
			(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1	車線を有する道	道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の	車線を有する道	道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の			75 デシベル	70 デシベル
c区域のうち車線を有する	道路に面する図	区域	13 ) 2 1 10	10 ) 24 ) 0

#### (備 考)

幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲をいう) に係る限度は、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

※ 自動車騒音の要請限度の区域の指定(平成12年3月31日福岡県告示第586号の4)

地域の区分	指定する地域
a	騒音規制法に基づく第1種区域
b	騒音規制法に基づく第2種区域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

### (備 考)

この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

## (5) 自動車交通振動の要請限度(振動規制法施行規則 別表第2)

医域の区分	昼間	夜間
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

### (備 考)

昼間及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間の範囲内において都道府県知事が定めた時間をいう。 1 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで 2 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

- ※ 自動車交通振動の要請限度の区域及び時間の区分(昭和61年11月15日福岡県告示第1719号) 区域及び時間の区分は、知事が定めており、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じであ る。
  - 1 昼間 午前8時から午後7時まで
  - 2 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

地域の区分	指定する地域	参考:法に基づく規制基準	
地域の区方	指 足 9 る 地 塊	昼	夜
第1種区域	振動規制法に基づく第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	振動規制法に基づく第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

## 15 ダイオキシン類関係資料 (1) ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

1/ / 1 1 1 1 2 2 XXIC IX OF	<u> </u>	12/32/14/20/3 14/3/200 3
媒体	基	準 値
大 気	年間平均值 0.6	pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	年間平均値 1	pg-TEQ/L以下
土 壌	1,000	pg-TEQ/g以下
水底の底質	150	pg-TEQ/g以下

#### (2) 大気基準適用施設及び大気排出基準 (DXN特措法施行令 別表第1)

(単位:ng-TEQ/m3N)

号番号	特定施設の種類	施設規模	新設施設 排出基準	既存施設(※) 排出基準	換算する 酸素濃度
1	鉄鉄製造の用に供する焼給	f炉(原料処理能力 lt/h以上)	0.1	1	15%
2	製鋼の用に供する電気炉	(変圧器定格容量1000KVA以上)	0.5	5	_
3	亜鉛回収の用に供する焙炉 び乾燥炉 (原料処理能力	程炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及 0.5t/h以上)	1	10	_
4	アルミニウム合金製造の用 理能力0.5t/h以上)、溶解	1	5	-	
	廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1	1	
5	(火床面積0.5m²以上又	2t/h以上4t/h未満	1	5	12%
	は焼却能力50kg/h以上)	2t/h未満	5	10	

<sup>※</sup> ダイオキシン類対策特別措置法施行日(H12.1.15)前に設置された施設

#### (3) 水質基準対象施設及び水質排出基準(DXN特措法施行令 別表第2)

(<u>単位:pg-TEQ/L)</u>

号番号	特定施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供す	
	る塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉か ら発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、	
	廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス	
	洗净施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃	
	ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び	10
	還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバ	
	イオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガ	
	スを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で	
	処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)による	
	ものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する	
	施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及びその廃棄物焼却炉において生ずる灰の	
	貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第	
	308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて	
	破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、	
	プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記の施設(1~17、19)に係る汚水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記の施設(1~17)を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

### 16 市町村の環境行政

<u>16</u> ī	<u> </u>				(令和5年11月1日現在)
市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議	環境白書	所管環境関連条例
U1m1/13/1	株分() ニコロルボイ	电阳雷力	会の有無	の有無	環境に関する各種計画等
北九州市	(環境局) 総務政策部総務課	093-582-2173 093-582-2784 093-582-2286 093-582-2238 093-582-2630 093-582-2290 093-582-2177 093-582-2187 093-582-2180 093-582-2184 093-481-4727 093-581-7976 093-642-6731 093-481-7053 093-571-4481 093-631-5337	0	0	北九州市環境基本条例 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 北九州市環境影響評価条例 北九州市環境影響評価条例 北九州市環境ミュージアム条例 北九州市環境ミュージアム条例 北九州市環境とユージアム条例 北九州市環境保全基金条例 加九州市環境保全基金条例 あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 北九州市環境基本計画 北九州市環境基本計画 北九州市地球温積環型社会形成推進基本計画(食品ロス 削減推進計画を含む) 第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度) 北九州市環境配慮指針 北九州市環境配慮指針 北九州市界 C B 廃棄物処理計画 響灘・鳥がさえずる緑の回廊削成基本構想
<b>大牟田市</b>	(環境局) 環境政策部総務課	092-711-4293 092-733-5381 092-711-4282 092-711-4204 092-733-5386 092-642-4570 092-711-4303 092-711-4308 092-711-4316 092-711-4316 092-711-4318 092-711-4764 092-711-4764 092-711-4317 092-891-3433 092-642-4577 092-691-0831 0944-41-2721 0944-41-2720 0944-59-3500	0	0	福岡市環境基本条例福岡市環境影響評価条例福岡市環境影響評価条例福岡市産等的の減量及び適正処理等に関する条例福岡市産等も等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例福岡市環境審議会条例福岡市環境市民ファンド条例福岡市環境市民ファンド条例福岡市東境基本計画(第3次)福岡市東境基本計画(第3次)福岡市新世代東境都市ビジョン福岡市環境配慮指針(改定版)博多湾環境保全計画(第2次)福岡市環境教育・学習計画(第3次)福岡市忠・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画)福岡市投所地球温暖化対策率先実行計画福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画でイランドンィ環境配慮指針(改定版)生物多様性ふくおか戦略大牟田市環境基本条例大牟田市電景境基本条例大牟田市環境審議会条例大牟田市環境等と条例
			0	0	環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大牟田市第3次環境基本計画 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 第3次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化 対策実行計画(事務事業編) 大牟田市ごみ処理基本計画 大牟田市生活排水処理基本計画 大牟田市生活排水対策推進計画 大牟田市災害廃棄物処理計画
<b>人留米市</b>	環境部総務 『環境政策課』 『廃棄物指導課』『環境保全課』 斎場 『資源循環推進課』 建設課 施設課 田主丸総合支所環境建設課 北野総合支所環境建設課 北野総合支所環境建設課 上野総合支所環境建設課 上猶総合支所環境建設課 三潴総合支所環境建設課	0942-30-9142 0942-30-9146 0942-30-9043 0942-21-4433 0942-37-3342 0942-65-3229 0942-27-5371 0943-72-2156 0942-62-2114 0942-64-2314	0	0	外留米市廃棄物の処理施設設置条例 外留米市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 外留米市産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例 外留米市産業廃棄物の理通及び清掃に関する条例 外留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 及び調整に関する条例 外留米市環境基本条例 外留米市環境美化促進条例 外留米市環境整化促進条例 外留米市環境整体基金条例 外留米市環境整備基金条例 外留米市環境基本計画 外留米市環境基本計画 外留米市環境基本計画 外留米市環境基本計画 外留米市環境基本計画 外留米市環境基本計画 外留米市地球温暖化対策実行計画 外留米市地球温暖化対策実行計画 外留米市地球温暖化対策実行計画 外留米市地球温暖化対策実行計画 外留米市地球温暖化対策実行計画 外留米市地球温暖化対策実行計画 外留米市地球温暖化対策実行計画 外留米市地球温暖化対策等十計画 外留米市地球温暖化対策等十計画 外留米市地球温暖化対策等十計画 外留米市地球温暖化対策等十計画 外留米市地球温暖化対策等十計画 外留米市上級廃棄物(ごみ)处理計画(基本計画) 外留米市生活排水处理基本構想 くるめ生きものブラン(外留米市生物多様性地域戦略)

		•	+022	TEEL	
市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議へ	環境白書	所管環境関連条例
	NOTE - A APPART	.244 12 3	会の有無	の有無	環境に関する各種計画等
直方市	上下水道・環境部 環境政策課 パ	0949-25-2120 0949-26-4992	0		直方市環境審議会設置条例 直方市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 直方市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境 影響調查結果縦覧等の手続に関する条例 直方市ごみ散乱防止に関する条例 直方市空き地等における雑草等の除去に関する条例 直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例 第2次直方市環境基本計画 第2次直方市環境基本計画 直方市地域新エネルギービジョン 直方市と活排水処理基本計画 第9期直方市分別収集計画 直方市分別収集計画 直方市地域省エネルギービジョン
AC 1/23 +-		0040 00 5500			直方市災害廃棄物処理計画
飯塚市	市民環境部環境整備課 "環境対策課	0948-22-5500 0948-22-7272	0		飯塚市環境基本条例 飯塚市環境基本条例 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例 飯塚市環境保全推進基金条例 飯塚市自然環境保全条例 飯塚市生活環境の保全に関する条例 第3次飯塚市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)含む) 第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 容器包装リサイクル第10期飯塚市分別収集計画 飯塚市一般廃棄物処理基本計画
田川市	市民生活部環境政策課	0947-85-7142	$\vdash$		飯塚市災害廃棄物処理計画 田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
			0		田川市環境基本条例 田川市人に優しくうつくしいまちづくり条例 田川市地域新エネルギービジョン 第2次田川市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む) 田川市一般廃棄物処理基本計画 第10期田川市分別収集計画
柳川市	市民部生活環境課	0944-77-8485			柳川市クリーン条例
			0		柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第2次柳川市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む) 柳川市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 柳川市一般廃棄物処理基本計画 柳川市災害廃棄物処理計画 柳川市災害廃棄物処理計画
八女市	市民部環境課	0943-23-1462			八女市環境保護条例
			0	0	八女市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 八女市環境基本計画 八女市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 八女市地域エネルギービジョン 八女市一般廃棄物処理計画 八女市災害廃棄物処理計画
筑後市	市民生活部かんきょう課	0942-53-4120	0		筑後市美しい環境をつくる条例 筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 筑後市衛生処理場条例 筑後市環境基本条例 筑後市地域新エネルギービジョン 筑後市一般廃棄物処理基本計画 筑後市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
					筑後市災害廃棄物処理計画 第2次筑後市環境基本計画(筑後市地球温暖化対策実行計 画(区域施策編)基本方針、筑後市気候変動適応計画、筑 後市食品ロス削減推進計画を含む)
大川市	環境課	0944-87-6789			大川市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に
			0		関する条例 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大川市地球温暖化対策実行計画 大川市一般廃棄物処理基本計画
行橋市	環境水道部環境課	0930-25-1111	0		大川市 販売集物処理基本計画 行橋市環境基本条例 空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 行橋市環境美化に関する条例 行橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行橋市環境基本計画 行橋市でみ処理基本計画 行橋市生活排水処理基本計画 行橋市災害廃棄物処理計画 行橋市災害廃棄物処理計画
市前豊	生活環境課	0979-82-8018	0		豊前市地下水の保全に関する条例 豊前市環境美化に関する条例 豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 豊前市空き地及び空き家等管理の適正化に関する条例 豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例

±m++ p	<b>德运扣小</b> 加州 友	金红亚口	環境審議	環境白書	所管環境関連条例
市町村名	環境担当部課名	電話番号	会の有無	書の有無	環境に関する各種計画等
中間市	環境上下水道部環境保全課	093-246-6265	0		中間市都市環境美化条例 中間市環境基本条例 空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 中間市放置自動車の処理に関する条例 中間市飼犬条例 中間市第2次環境基本計画
小郡市	環境経済部生活環境課	0942-72-2111	0		中間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 小郡市環境保全条例 小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 小郡市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 小郡市空き地等の適正な管理に関する条例 小郡市飼い大管理条例 小郡市役所の環境保全に向けた率先行動計画 小郡市一般廃棄物処理基本計画 小郡市地域温暖化対策ビジョン
筑紫野市	環境経済部環境課	092-923-1111	0	0	筑紫野市環境基本条例 筑紫野市環境審議会設置条例 筑紫野市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進 に関する条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 筑紫野市舎大管理条例 筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第三次弦紫野市環境基本計画(筑紫野市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)及び筑紫野市気候変動適応計画を含む) 筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートV(筑紫野市 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) 筑紫野市循環型社会形成アクションプログラム 筑紫野市循環型社会形成アクションプログラム 筑紫野市一般廃棄物処理基本計画 筑紫野市第9期分別収集計画
春日市	協働推進部環境課	092-584-1111	0	0	春日市環境基本条例 春日市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例 春日市愛犬条例 春日市愛犬条例 春日市魔衆物の減量及び適正処理に関する条例 あき地の除草等に関する条例 第3次春日市環境基本計画 第3期春日市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 第5期エコオフィスプランかすが(春日市環境配慮率先実 行計画) 春日市一般廃棄物処理基本計画 春日市分別収集計画第10期 春日市分別度等廃棄物処理計画
大野城市	環境経済部循環型社会推進課環境経済部生活安全課	092-580-1886 092-580-1887 092-580-1889 092-580-1897	0	0	大野城市環境基本条例 大野城市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大野城市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例 おおのじょう緑のトラスト基金条例 大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大野城市のき地の環境保全に関する条例 大野城市のき地の環境保全に関する条例 大野城市環境基本計画 地方公共団体実行計画(区域施策編) 第2次大野城市地球温暖化対策実行計画~まどかエコ・オフィスプラン~ 大野城市一般廃棄物処理基本計画 大野城市半0期分別収集計画 大野城市迷惑行為防止基本計画
宗像市	環境部環境課 環境部脱炭素社会推進課	0940-36-1421 0940-36-9875	0		宗像市環境基本条例 宗像市的川水系水質保全条例 宗像市的川水系水質保全条例 宗像市地下水の採取に関する条例 宗像市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 宗像市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 宗像市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例 宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例 第2次宗像市環境基本計画 宗像市地球温暖化対策実行計画 釣川グリーンネット基本構想・計画 宗像市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水) 宗像市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ) 宗像市第10期分別収集計画

			環境	環境	The form the BBN to Ar fort
市町村名	環境担当部課名	電話番号	境審議会	白書	所管環境関連条例
			の有無	の有無	環境に関する各種計画等
太宰府市	市民生活部環境課	092-921-2121			太宰府市環境基本条例 太宰府市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
			0	0	太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例 太宰府市環境美化センター条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 第四次太宰府市環境基本計画
					太宰府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 太宰府市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 太宰府市一般廃棄物処理基本計画 太宰府市第10期分別収集計画
古賀市	市民部環境課	092-942-1111			古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例 古賀市環境基本条例 古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例
			0	0	古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第2次古賀市環境基本計画 古賀市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 古賀市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 第2次古賀市ごみ処理基本計画 古賀市分別収集計画 古賀市炎害廃棄物処理計画
福津市	市民共働部うみがめ課	0940-62-5019			生物多様性古賀戦略 福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 福津市環境基本条例 福津市環境創造条例
			0	0	福津市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例 福津市あき地等管理の適正化に関する条例 福津市ウミガメ保護条例
					福津市人と犬・ねこの共生に関する条例 第2次福津市環境基本計画 第2次一般廃棄物処理基本計画 福津市災害廃棄物処理計画
うきは市	市民生活課	0943-75-4972	0		うきは市環境基本条例 うきは市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 うきは市環境美化促進条例 うきは市環境基本計画 うきは市ゼロカーボンビジョン
宮若市	環境保全課	0949-32-0516			宮若市環境基本条例 宮若市公害防止条例 宮若市空き缶等の散乱防止条例 宮若市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
			0		宮若市環境基本計画 宮若市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 宮若市災害廃棄物処理計画
嘉麻市	環境課	0948-42-7428			嘉麻市環境基本条例 嘉麻市地下水採取規制条例 嘉麻市自然環境保全条例 嘉麻市浄化槽の普及に関する条例 嘉麻市環境美化条例
			0		第2次嘉麻市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)含む) 嘉麻市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 嘉麻市一般廃棄物処理基本計画 第10期嘉麻市分別収集計画 嘉麻市災害廃棄物処理計画
朝倉市	市民環境部環境課	0946-22-1111	0		朝倉市環境美化推進条例 朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 朝倉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境 影響調査結果縦覧等の手続に関する条例 朝倉市浄化槽条例 朝倉市環境審議会条例
					朝倉市環境基本計画 朝倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 朝倉市災害廃棄物処理計画

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議	環境白書	所管環境関連条例
111111111111111111111111111111111111111	來 <b>先</b> ]□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	电印管力	会の有無	百の有無	環境に関する各種計画等
みやま市	環境経済部環境衛生課	0944-64-1521	0		みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 みやま市環境審議会条例 みやま市環境を美しくする条例 みやま市環境基本計画 みやま市廃棄物不法投棄防止推進員設置要綱
糸島市	生活環境部環境政策課	092-332-2068	0	0	糸島市環境基本条例 糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例 糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例 糸島市環境基本計画 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務 事業編) 糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略 糸島市生物多様性地域戦略
那珂川市	市民生活部環境課	092-953-2211	0		那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 那珂川市環境基本条例 那珂川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査 結果の縦覧等の手続きに関する条例 那珂川市あき地の環境保全に関する条例 那珂川市をき缶等の散乱防止及び再資源化の促進に関 する条例 第2次那珂川市環境基本計画 那珂川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 那珂川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画
宇美町	環境課	092-934-2226	0		宇美町環境基本条例 宇美町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 宇美町合併処理浄化槽の普及に関する条例 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 宇美町が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 宇美町飼い大等のふん害防止に関する条例
篠栗町	都市整備課	092-947-1111			篠栗町空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
志免町	生活安全課	092-935-1001	0		志免町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 志免町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の 促進に関する条例 志免町空き地の環境保全に関する条例 志免町飼い大等のふん書の防止に関する条例 志免町一般廃棄物処理基本計画 志免町災害廃棄物処理計画 志免町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 志免町分別収集計画
須恵町	地域振興課	092-932-1438	0		須恵町水道水源保護条例 須恵町水道水源保護条例 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 須恵町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 須恵町空き地等の環境保全に関する条例 須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 須恵町一般廃棄物処理基本計画 須恵町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
新宮町	環境課	092-963-1732	0		新宮町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例 新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新宮町環境基本条例 新宮町環境基本計画 新宮町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
久山町	町民生活課	092-976-1111			外山町環境保全条例 外山町環境保全条例 外山町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例 外山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 外山町一般廃棄物処理基本計画 外山町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
粕屋町	道路環境整備課	092-938-2311	0		粕屋町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に 関する条例 粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 粕屋町あき地の雑草等の除去に関する条例 粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例 粕屋町一般廃棄物処理基本計画 粕屋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

			環	環	
市町村名	環境担当部課名	電話番号	境審議会	境白書	所管環境関連条例
印画刊名	來現担 日 的 味	电前钳 夕	会の有無	音の有無	環境に関する各種計画等
芦屋町	環境住宅課	093-223-3538			芦屋町環境美化条例 芦屋町環境審議会設置条例
					芦屋町環境基本条例
			0		芦屋町環境美化推進委員会設置条例 芦屋町環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策
					戸屋町環境基本計画(地球温暖化対東美行計画(区域施東編)含む)
水巻町	産業環境課	093-201-4321			芦屋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)     水巻町空き缶等散乱防止条例
小仓叫	<b>/</b>	093-201-4321			水巻町環境審議会条例
			0		水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例
					水巻町環境基本計画 水巻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
岡垣町	住民環境課	093-282-1211			岡垣町生活環境の保全に関する条例
					岡垣町環境基本条例 岡垣町環境美化に関する条例
			0		岡垣町飼犬条例
					一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 岡垣町第3次環境ビジョン
					岡垣町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
遠賀町	住民課	093-293-1241			遠賀町環境基本条例 遠賀町環境美化に関する条例
			0		遠賀町環境基本計画
					遠賀町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
小竹町	農政環境課	0949-62-1946			小竹町の環境をよくする条例
					小竹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
鞍手町	住民環境課	0949-42-2111			小竹町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 鞍手町公害防止条例
					鞍手町環境美化に関する条例 数チリスのよりは然の理ると
			0		鞍手町空き地等管理条例 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
					一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
桂川町	保険環境課	0948-65-1097			鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 桂川町公害防止条例
1337 1 4	711755155561				桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
					桂川町環境美化推進条例 桂川町環境基本計画
筑前町	環境防災課	0946-42-6613			筑前町環境基本条例
			0		筑前町環境美化推進条例 筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
					第二次筑前町環境基本計画
東峰村	住民福祉課	0946-74-2311			第四次筑前町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 東峰村自然環境保全条例
/Kr年/1	上八田  正  木	0340 14 2311			東峰村河川をきれいにする条例
					東峰村ごみ散乱防止条例 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
					東峰村地域新エネルギービジョン
大刀洗町	住民課	0942-77-2141			大刀洗町環境美化に関する条例 大刀洗町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関
			0		人力洗可放直目期単の発生の防止及び適正な処理に関する条例
					大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 大刀洗町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)
大木町	環境課	0944-32-1120	H		大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
			_		大木町美しく住みよい環境を創る条例
			0		大木町バイオマスタウン構想 大木町2050年温室効果ガス排出量実質ゼロロードマップ
- In Little	Sent tale and				大木町公共施設地球温暖化対策実行計画
広川町	環境課	0943-32-1138			広川町空缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例 広川町環境保全条例
					広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
			0		広川町環境審議会条例 広川町一般廃棄物処理基本計画
					広川町災害廃棄物処理計画
香春町	税務住民課	0947-32-8400			広川町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 香春町環境基本条例
H-6-41	De de Internation	001. 02 0100			香春町ごみ散乱防止条例
			_		香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 香春町飼い犬等のふん害の防止に関する条例
			0		香春町空家等対策協議会設置条例
					環境基本計画 香春町役場エコオフィス推進プラン(香春町地球温暖化対
					管督門で場立コインイへ推進プラン(管督門地球価暖化対 策実行計画事務事業編)

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の	環境白書の	所管環境関連条例
			有無	有無	環境に関する各種計画等
添田町	福祉環境課	0947-82-1232			添田町ごみ散乱防止条例 添田町畜犬取締条例
					添田町一般廃棄物処理基本計画
糸田町	税務町民課	0947-26-1235		_	添田町生活排水処理基本計画 糸田町環境美化に関する条例
WHE	10.135 ~ 1 10 100	0341 20 1233	0		糸田町生活排水処理基本計画
					第10期糸田町分別収集計画
川崎町	住宅環境課	0947-72-3000			自然にやさしい地域づくりのための川崎町環境基本条例 川崎町ごみ散乱防止条例
					川崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
			0		川崎町水環境保全条例
					川崎町環境基本計画
大任町	住民課	0947-63-3003		_	川崎町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 大任町しじみ育成保護条例
八江山		0341 00 0000			大任町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
					大任町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
					大任町飼い主等のふん害の防止に関する条例
					大任町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大任町ごみ散乱防止条例
赤村	産業建設課	0947-62-3000			赤村ホタル保護条例
	住民課				赤村ごみ散乱防止条例
			0		赤村環境保全条例
					赤村地下水保全条例 一般廃棄物処理基本計画
					赤村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福智町	税務住民課	0947-22-7761			福智町自然環境保護条例
					福智町ごみ散乱防止条例
			0		福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 福智町飼い犬取締条例
					福智町生活排水処理基本計画
					第9期福智町分別収集計画
苅田町	環境課	093-434-1834	0		苅田町環境美化に関する条例 第2次かんだ環境未来図 (苅田町環境基本計画)
みやこ町	住民課	0930-32-2510			みやこ町環境保全条例
	都市整備課	0930-32-6007			みやこ町公害防止条例
			0		みやこ町空き家及び空き地等の適正管理に関する条例
					みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 みやこ町環境基本計画
吉富町	住民課	0979-24-1124			吉富町環境美化に関する条例
					吉富町ポイ捨て等防止条例
					吉富町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関す る条例
			0		る衆例  吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例
					吉富町環境審議会条例
					吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
上毛町	住民課	0979-72-3116		-	吉富町地球温暖化対策実行計画 上毛町環境保全条例
	III-VIII	0313 12 3110			上毛町環境審議会条例
					上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例
			ľ		上毛町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例
					上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 上毛町地球温暖化対策実行計画
築上町	住民生活課	0930-56-0300			集上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例
					築上町環境美化推進基金事業交付金交付要綱
					築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の 担制に関する条例
					規制に関する条例 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
					集上町空き家等の適正管理に関する条例
					一般廃棄物処理計画
	1	1	I		築上町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

# 索引

【あ】	環境美化の日 ・・・・・・・・・ 116、218 環境物品等調達方針・・・・ 47、108、165、234
悪臭防止法 ・・・・・・・・・ 196、217	
有明海	気候変動適応法 ・・・・・ 69、71、216、233
· · · 51, 131, 142, 146, 169, 175, 217, 233	希少野生動植物種の保護に関する条例
石綿 (アスベスト)・・・・・・29、160、216	・・・ 133、219
美しいまちづくり条例 ・・・・・・・ 150	九州自然歩道 · · · · · · · · · · · · · · 127
上乗せ排水基準・・・・・・・ 173、254	九州まちの修理屋さん・・・・・・ 96、215
エコアクション 21・・・・・・・・・・・・・ 47、79	グリーンアジア国際戦略総合特区
エコ事業所 ・・・・・ 47、59、79、214、235	• • • 49, 52, 206
エコタウン・・・・・・・・・・ 49、108	グリーン購入・・・・・・・・ 47、216
エコドライブ・・・・・・・ 77	グリーンデバイス・・・・・・・50
エコトン・・・・・・・・・・目次裏面	クリーンビーチ推進事業 ・・・・ 59、116、215
エコファミリー・・ 12、48、59、78、214、235	クリーンリバー推進対策事業 ・・ 59、116、215
エネルギー対策特別融資制度・・・・ 75、208	県産リサイクル応援事業所 ・・・・ 108、215
汚水処理構想 ・・・・・・・ 176、234	県産リサイクル製品認定制度 ・・・・ 47、107
温泉 ・・・・・・・・・・・ 130、219	建設リサイクル法 ・・・・・・・ 106、218
	公害審査会 ・・・・・・・ 148、225、227
[+1]	公害専門委員 ・・・・・・・・ 225、228
<b>【か】</b>	公害防止管理者 ・・・・・・・ 149、216
カーボンニュートラル	公害防止等生活環境の保全に関する条例
$\cdot \cdot \cdot 32, 47, 50, 69, 71$	· · · 165、174、176、192、195、216
カーボンニュートラルポート(CNP)・・・ 76	光化学オキシダント
海洋ごみ(海岸漂着物)・・ 21、116、218、234	· · · 87、152、155、157、164、237
外来生物 ・・・・・・・・・ 28、136、219	公共工事生物多様性配慮指針 ・・・・ 48、140
家電リサイクル法 ・・・・・ 103、166、218	コージェネレーション ・・・・ 75、208、212
紙おむつリサイクル ・・・・・・ 109、114	小型家電リサイクル法 ・・・・・ 104、218
環境影響評価(アセスメント)・ 139、216、228	国際環境協力 ・・・・・・ 30、165、202
環境家計簿 ・・・・・・・・ 48、78、214	国連ハビタット ・・・・・・・・ 207
環境教育ガイド(データベース) ・・ 60、211	こどもエコクラブ ・・・・・・・ 65、214
環境教育副読本 ・・・・・・・・ 63、204	
環境月間 ・・・・・・・・・・・・60	[さ]
環境県民会議 ・・・・ 41、65、72、225、229	IC1
環境審議会 ・・・・・ 41、72、130、225、226	再生可能エネルギー導入支援アドバイザー
環境対策協議会 ・・・・・ 41、72、222、225	· · · 48、75、208

再生可能エネルギー導入支援システム	地球温暖化対策ワークブック ・・・・・ 64
· · · 48、75、212	地球温暖化防止活動推進員 ・・・・ 59、78
里地里山里海 ・・・・・・・・・ 146	地球温暖化防止活動推進センター
産業廃棄物管理票(マニフェスト)・・・・ 119	· · · 72、78、213
産業廃棄物税 52、97、99、107、118、121、219	地産地消応援の店 ・・・・・・・ 59
自然海浜保全地区 ・・・・・・・ 129、219	地産地消応援ファミリー ・・・・・・ 59
自然環境保全地域 ・・・・・・・ 129、219	鳥獣保護管理事業計画 ・・・・・・ 135、219
自然公園 ・・・・・・ 127、140、219、230	鳥獣保護区 ・・・・・・・・ 135
自動車リサイクル法 ・・・・ 105、166、218	ツマアカスズメバチ ・・・・・・・ 137
し尿 ・・・・・・・・・ 91、180、272	テレメータシステム(遠隔監視装置) ・・53、152
地盤沈下 ・・・・・・・・ 198、217	特定鳥獣管理計画 ・・・・・・ 135、144
循環型社会形成推進基本法 ・・・・ 102、218	都市計画基本方針 ・・・・・・・ 81
省エネルギー住宅 ・・・・・・・ 17、82	土壌汚染対策法 ・・・・・・・ 183、217
浄化槽 ・・・・・・・91、180、218、234	
小規模事業場排水水質改善指導要領 ·174、263	[+8]
食品リサイクル法 ・・・・・・・ 105、218	(な)
食品ロス ・ 18、99、213、218、225、234、235	日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業 ・・・ 204
振動規制法 ・・・・・・ 192、195、217、277	農薬 ・・・・・・・ 51、84、174、190
侵略的外来種 ・・・・・・・ 54、85、136	
森林環境税 ・・・・・・・ 52、83、145	<b>【は】</b>
水質汚濁防止法 ・・ 167、173、217、249、265	[14]
水素エネルギー ・・・・・・ 50、76、210	バイオマス ・・・・・ 74、81、109、212
スポーツごみ拾い (スポGOMI)・・ 21、116	廃棄太陽光パネルスマート回収システム・ 113
セアカゴケグモ ・・・・・・・・・ 137	廃棄物不法処理防止連絡協議会・118、121、225
生物多様性戦略 ・・・・・・ 48、126、233	ハザードマップ・・・・・・・・86
瀬戸内海環境保全特別措置法	パリ協定 ・・・・・・・・・ 69
· · · 167、173、217、234、265	ヒアリ ・・・・・・・ 137
騒音規制法 ・・・・・ 192、195、217、274	ビオトープ・・・・・・・・59
	平尾台自然観察センター・・・・・ 65、236
<b>【た】</b>	フードバンク・・・・・・・ 18、100
1/2	フードバンク活動支援システム ・・・・ 100
ダイオキシン類 ・・・・・・ 188、217、278	風力発電 ・・・・・・・ 49、74、139、210
大気汚染防止法 ・・・・ 152、160、216、237	福岡アジアビジネスセンター
大気汚染予測システム ・・・・・・152	(福岡ABC)・・・・・・・・ 206
太陽光発電 ・・・・ 12、17、32、74、80、111	福岡生きものステーション・・・・ 61、138
食べもの余らせん隊 ・・・・ 18、100、214	ふくおかエコ農産物認証制度 ・・・・・ 51
地域環境協議会・・・・・・ 59、66、72	ふくおかエコライフ応援サイト・・61、72、211
地域循環共生圏 ・・・・・・・・ 61	ふくおか環境ひろば ・・・・・ 60、216、235
地域脱炭素 ・・・・・・・・ 12	福岡県気候変動適応センター
地域連絡協議会 ・・・・・・・ 121、225	$(FLCCAC) \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot 53, 72, 87$

福岡県水素グリーン成長戦略	ワンヘルス認証 ・・・・・・・・ 25
・・・ 15、50、57、76、209、210 福岡県風力発電産業振興会議・・・・・・ 49 ふくおか農林漁業応援団・・・・ 59、81、146 ふくおかのエネルギー・・・・・・ 75、211 ふくおかプラごみ削減協力店・・・・ 98、215 ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク ・・・ 98 福岡方式廃棄物処分場・・・・・ 30、203 ふくおか放射線・放射能情報サイト・・・ 198 不法処理防止推進員制度・・・・・・ 121 プラスチック資源循環法・・・・・ 106、218 フロン排出抑制法・・・・ 82、160、166、216 閉鎖性水域・・・・・・・・ 53、197 保健環境研究所・・・・ 24、53、87、152、197	【アルファベット・数字】 30・10(さんまる・いちまる)運動
【ま】 マイバッグ・・・・・・・・・35、98 マッピングシステム・・・・・・・121	
【や】	
容器包装リサイクル法 ・・・・ 103、218、233 洋上風力発電 ・・・・・・・・ 49、139	
[5]	
リサイクル製品認定制度 ・・・・ 47、97、107 リサイクル総合研究事業化センター ・・・ 20、53、57、111、210	
類型指定 · · · · · · · · · · · 169、172、194 レアメタル · · · · · · · · · · 104、112 レッドデータブック · · · · 26、129、133、138	
【わ】	
ワンヘルス推進基本条例 · · · · · · · · 23 ワンヘルスセンター · · · · · · · · 24	

### 令和 5 年版 環境 白書

令和5年12月発行

編集·発行 福岡県環境部環境政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電 話 (092) 643-3355 (直通)

FAX (092) 643-3357

E メール kansei@pref.fukuoka.lg.jp

環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html

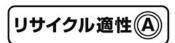
(環境白書及び環境に関する各種情報をご覧いただけます)



福岡県行政資料		
分類記号	所属コード	
MA	1900103	
登録年度	登録番号	
05	0004	



見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。